

第4次越谷市障がい者計画

平成28年度～平成32年度（2016年度～2020年度）

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

平成28年3月
越谷市

はじめに



近年、障害者総合支援法や障害者優先調達推進法の施行、障害者差別解消法の成立など、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、市民の皆様の価値観やライフスタイルが多様化する中で、年々増加傾向にある障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識がますます高まってきております。これまで、本市では、平成22年度に最上位計画である第4次越谷市総合振興計画の部門計画として第3次越谷市障がい者計画を策定し、ライフステージの各段階において、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野の障がい者施策の推進に取り組んでまいりました。また、本市は平成27年4月1日に中核市として新たな一步を踏み出しました。これにより、障がい者福祉の分野では、身体障害者手帳の交付事務、障害福祉サービス事業所等の指定に関する事務などが埼玉県から移譲され、市民の皆様の身近なところで、よりきめ細かな行政サービスを提供することができるようになりました。

このように障がい者福祉を取り巻く環境や本市を取り巻く環境が大きく変化する中、本市の障がい者福祉の指針となります「第4次越谷市障がい者計画」を策定いたしました。この計画は、共生社会の実現に向けて、これまでの計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を継承しながら、新たな法制度の制定等を踏まえて、障がい者施策を推進することとしております。

今後も、誰もが地域で安全に安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました関係機関の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成28年3月

越谷市長 高橋 努

第4次 越谷市障がい者計画 目次

第Ⅰ編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨と計画の期間	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象者.....	4
第2章 障がい者の現状と計画の課題	5
1 障がい者の現状.....	5
2 計画の主要課題.....	22
第3章 計画の基本方向	24
1 基本理念.....	24
2 視点と目標.....	25
3 基本方針.....	26
第4章 施策の体系	29
第Ⅱ編 施策	31
第1章 広報・啓発の推進	32
1 広報・啓発活動の充実.....	36
2 地域での交流と理解の促進.....	38
3 市民との協働による地域福祉の推進.....	39
4 地域ネットワークの形成.....	41
第2章 保健・医療の充実	43
1 疾病の予防と早期発見・早期対応.....	46
2 地域療育システムの充実.....	50
3 在宅保健サービスの充実.....	53
4 障がい者保健・医療体制の充実.....	54
第3章 教育・育成の充実	58
1 学校教育の充実.....	62
2 就学前教育・保育の充実.....	65
3 課外活動の充実.....	67
4 相談の充実.....	67
第4章 雇用・就業の確保	69
1 雇用の促進と就労機会の拡大.....	72
2 多様な働き方の支援.....	74
3 受注機会の拡大.....	78

第5章 生活支援サービスの充実	79
1 地域生活支援体制の整備	83
2 生活を支える福祉サービスの充実	88
3 日中活動の場の確保	93
4 住まいの場の確保	95
5 地域生活を支える施設サービスの充実	97
6 療育の場の確保	98
第6章 生活環境の整備・充実	99
1 福祉のまちづくりの推進	103
2 道路・交通環境の整備	105
3 外出・移動の充実	107
4 情報のバリアフリー化の推進	110
5 住環境の整備	112
6 防犯・防災体制の整備	112
第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進	115
1 障がいを理由とする差別の解消の推進	117
2 権利擁護等の推進	118
第8章 生涯学習環境の整備・充実	122
1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	125
2 多様な社会参加の促進	128
第Ⅲ編 計画の推進に向けて	131
1 計画の推進に向けて	132
2 施策を総合的に展開する推進体制の整備	132
資 料	137
1 計画の策定体制等	138
2 アンケート調査等の概要	146
3 用語解説	148



第 I 編 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の趣旨と計画の期間

第2章 障がい者の現状と計画の課題

第3章 計画の基本方向

第4章 施策の体系

***「障害者」、「障害」の表記について**

本計画書では、漢字表記であった「障害者」、「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

***本計画書での「障がい者」とは**

特記しない限り「障がい児」を含むものとします。

第1章

計画策定の趣旨と計画の期間

1 計画策定の趣旨

障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心に暮らせる越谷市をつくっていくことは市民の願いです。

越谷市は、平成10年（1998年）8月に「越谷市障害者計画～ノーマライゼーション※¹の実現を目指して」を策定し、障がい者施策をすすめてきました。その後、平成16年（2004年）3月には平成22年度（2010年度）までの8年間の計画として「新越谷市障害者計画」、平成18年（2006年）4月の障害者自立支援法の施行などを踏まえて、平成20年（2008年）3月に「改訂新越谷市障がい者計画」、平成23年3月には平成27年度までの5年間計画として「第3次越谷市障がい者計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指して諸施策の推進に努めています。

今回策定する「第4次越谷市障がい者計画（平成28年度～32年度（2016年度～2020年度））」は、平成23年（2011年）8月に施行された改正「障害者基本法」、平成24年（2012年）10月に施行された「障害者虐待防止法※²」、平成25年（2013年）4月に施行された「障害者総合支援法※³」や「障害者優先調達推進法※⁴」、また、平成28年（2016年）4月に施行される「障害者差別解消法※⁵」や、「障害者雇用促進法※⁶」の改正などを踏まえています。

この計画は、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考えのもと、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指します。

また、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者数の増加や、障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）、難病の方々がともに、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安全で安心に暮らせるまちづくりをすすめていくための指針として策定するものです。

※1 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

※2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年10月に施行された障害者自立支援法の一部改正法）

※4 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する法律

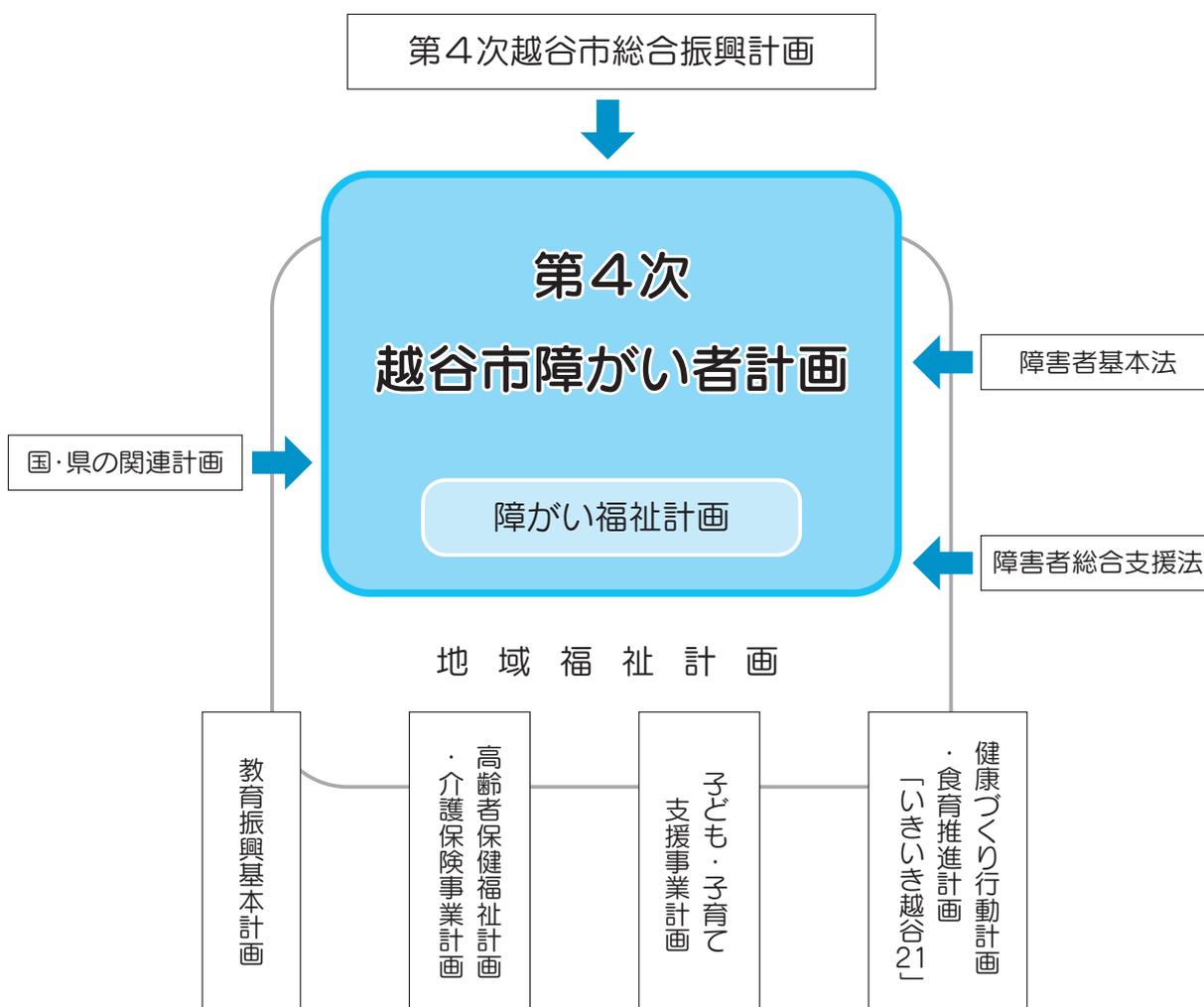
※5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

※6 障害者の雇用の促進等に関する法律

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法に定める市町村の障害者計画として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものとします。
- (2) 本計画は、「第4次越谷市総合振興計画」（平成23年度～32年度（2011年度～2020年度））を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門計画として策定するものです。
- (3) 本計画は、障害者総合支援法に基づき、「越谷市障がい福祉計画」と整合性を図ったものとします。

図1-1-1 「第4次越谷市障がい者計画」と他の計画等との関係



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。なお、国において、大幅な制度改革があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

4 計画の対象者

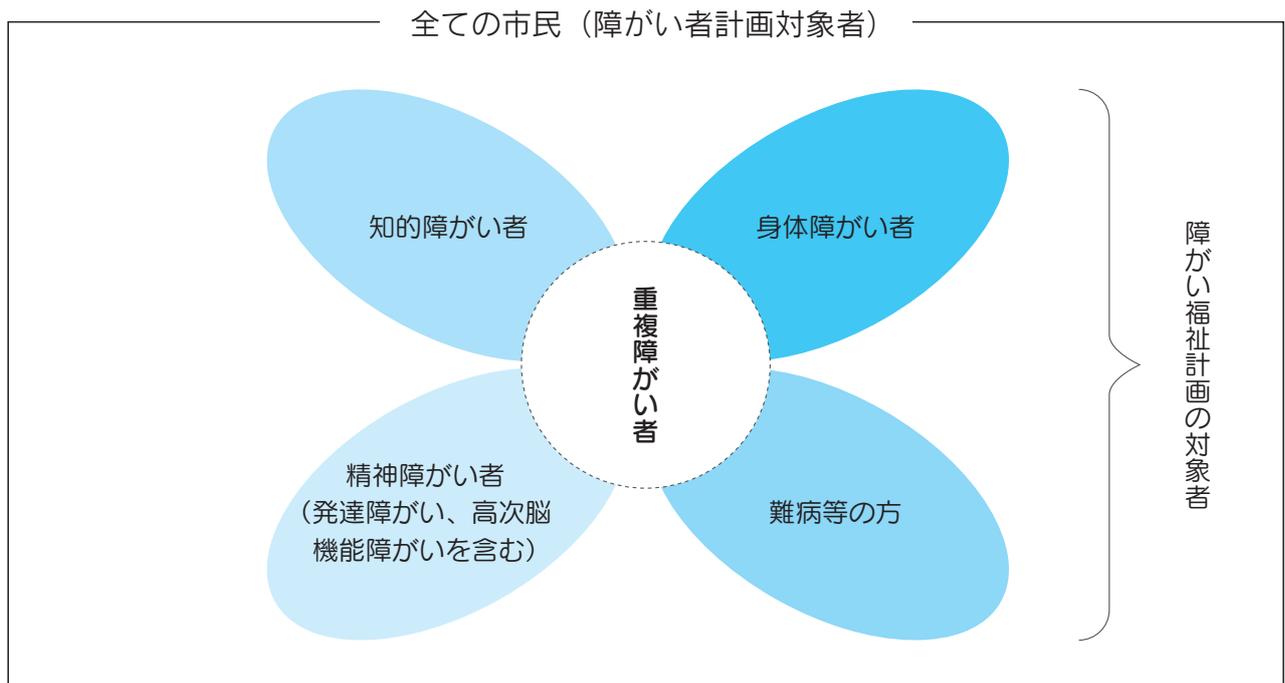
「障がい者計画」は、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。

「障がい者」という言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

一方で、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」での障がい者の範囲は、障害福祉サービスなどの自立支援給付等を受ける方です。

身体障がい者には、身体障害者手帳所持者、知的障がい者には、療育手帳所持者並びに更生相談所で知的障がいと判定された方、精神障がい者（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）には、精神障害者保健福祉手帳所持者並びに自立支援医療（精神通院医療）制度の利用者、精神障がいと診断された方、難病等の方には、対象疾患のある方が該当します。

図1-1-2 計画の対象者



第2章

障がい者の現状と計画の課題

1 障がい者の現状

(1) 障がい者数の推移

手帳所持者は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者のいずれも増加し、総人口に占める割合も増加していますが、特に精神障がい者の増加が顕著です。また、全体的には重度障がいの方の割合が依然として多く、高齢者の割合も多くなっています。

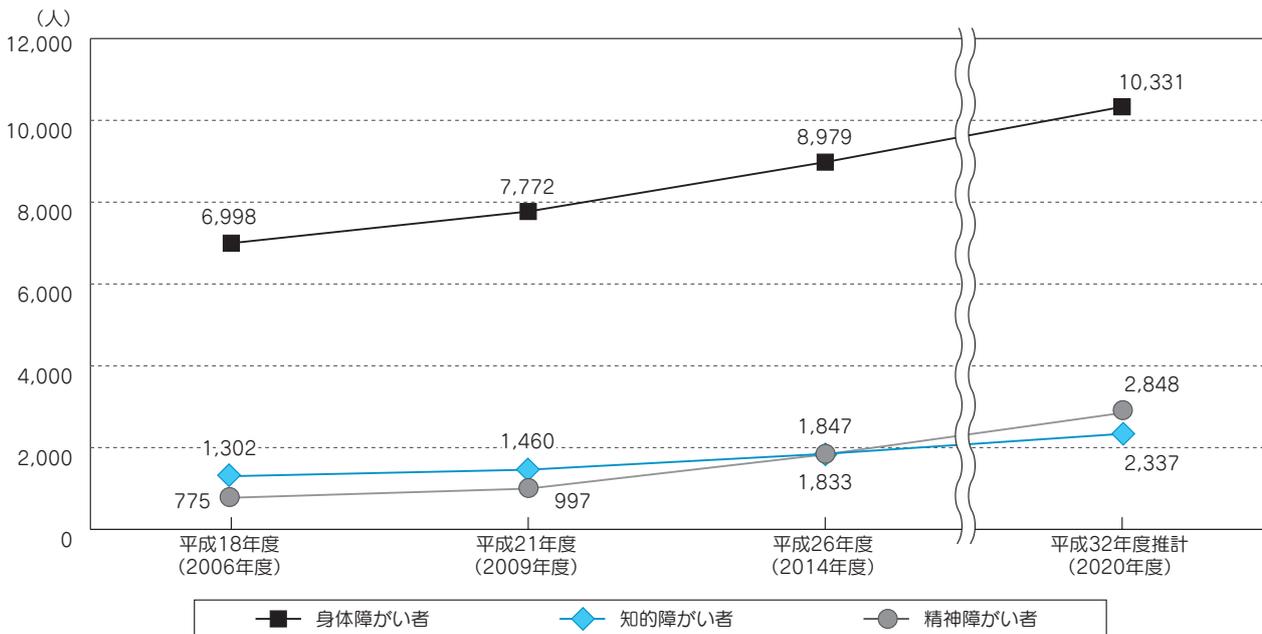
表1-2-1 障がい者・難病患者数及び対総人口比(%)の推移

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		難病患者			
	手帳所持者数(人)	総人口比(%)	手帳所持者数(人)	総人口比(%)	手帳所持者数(人)	総人口比(%)	特定疾病患者数(人)	総人口比(%)	小児慢性疾病患者数(人)	総人口比(%)
平成18年度(2006年度)	6,998	2.19	1,302	0.41	775	0.24	1,345	0.42	213	0.07
平成21年度(2009年度)	7,772	2.38	1,460	0.45	997	0.31	1,569	0.48	226	0.07
平成26年度(2014年度)	8,979	2.68	1,847	0.55	1,833	0.55	1,947	0.58	270	0.08
平成32年度(2020年度)推計	10,331	3.04	2,337	0.69	2,848	0.84	3,434	1.01	286	0.08

注)各年3月31日現在の数値。(平成32年度は推計値)

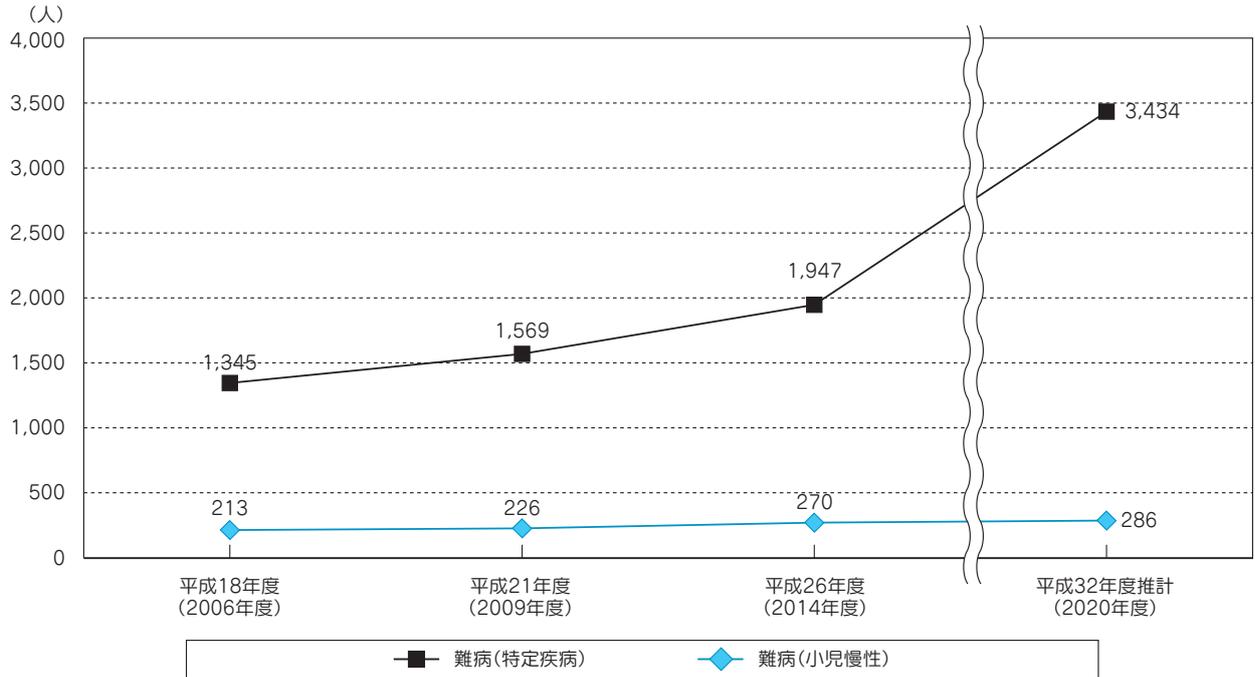
資料：障害福祉課、保健所、市民健康課

図1-2-1 障がい者数の推移



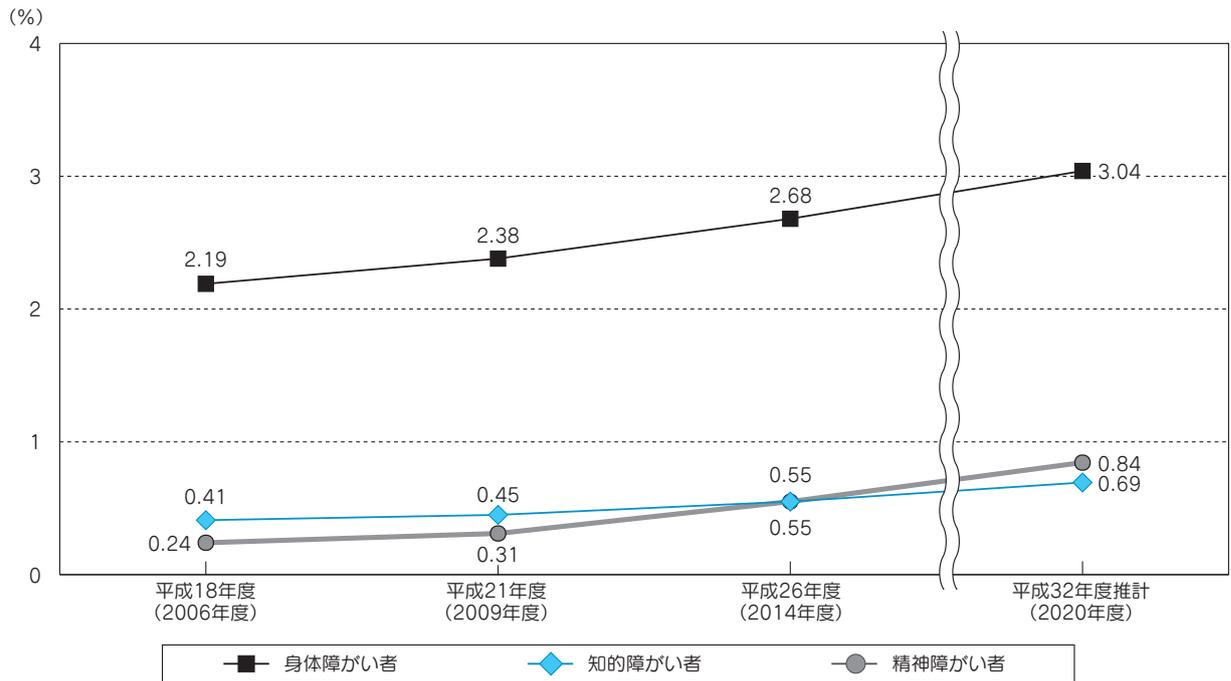
資料：障害福祉課

図1-2-2 難病患者数の推移



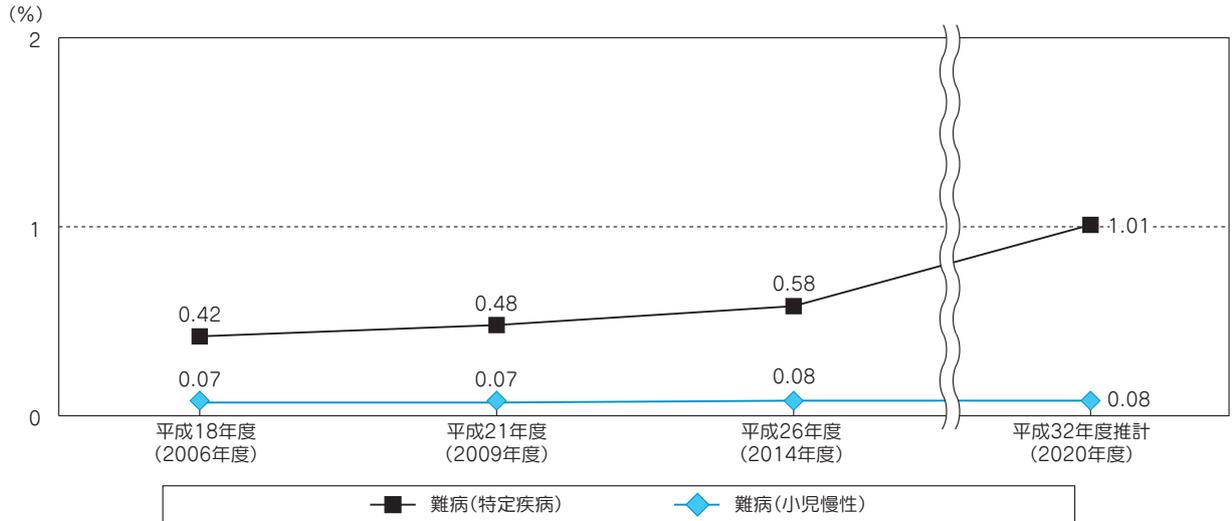
資料：保健所、市民健康課

図1-2-3 障がい者数の対総人口比(%)の推移



資料：障害福祉課

図1-2-4 難病患者数の対総人口比(%)の推移



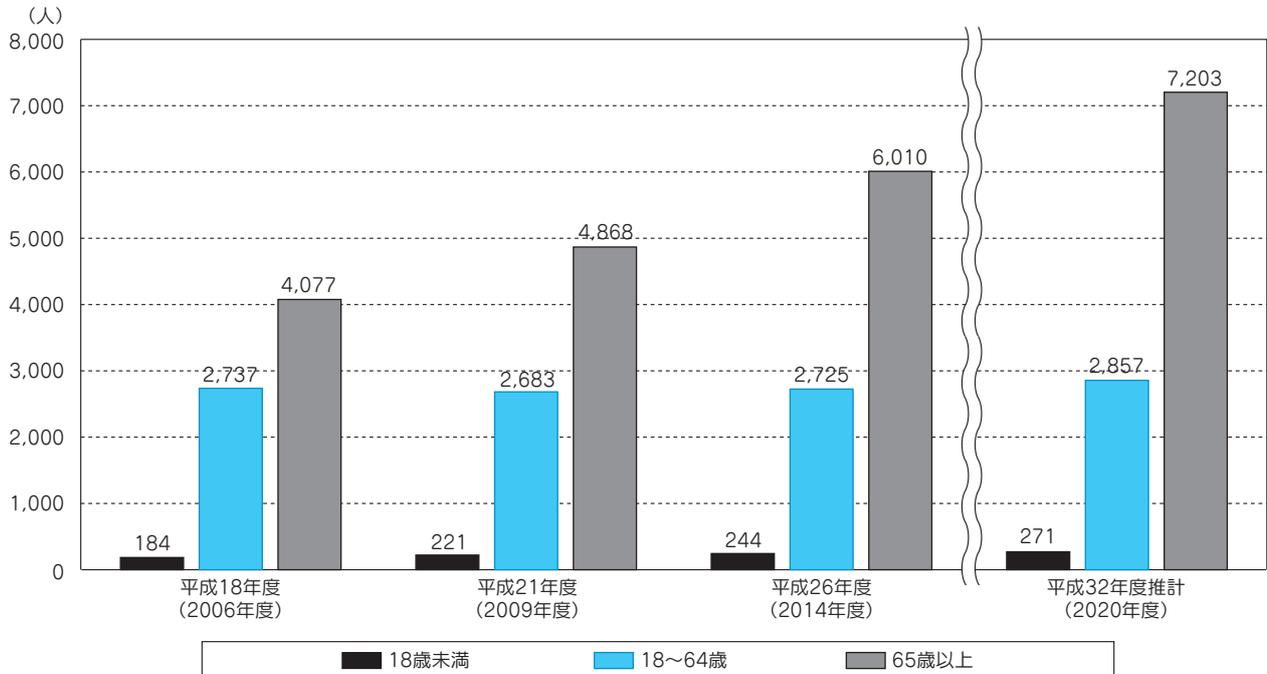
資料：保健所、市民健康課

①身体障がい者

身体障害者手帳所持者は、平成27年（2015年）3月31日現在、8,979人です。平成21年度（2009年度）と比べて1,207人の増で、15.5%の増加率となっており、総人口に対する割合は2.68%となっています（表1-2-1参照）。

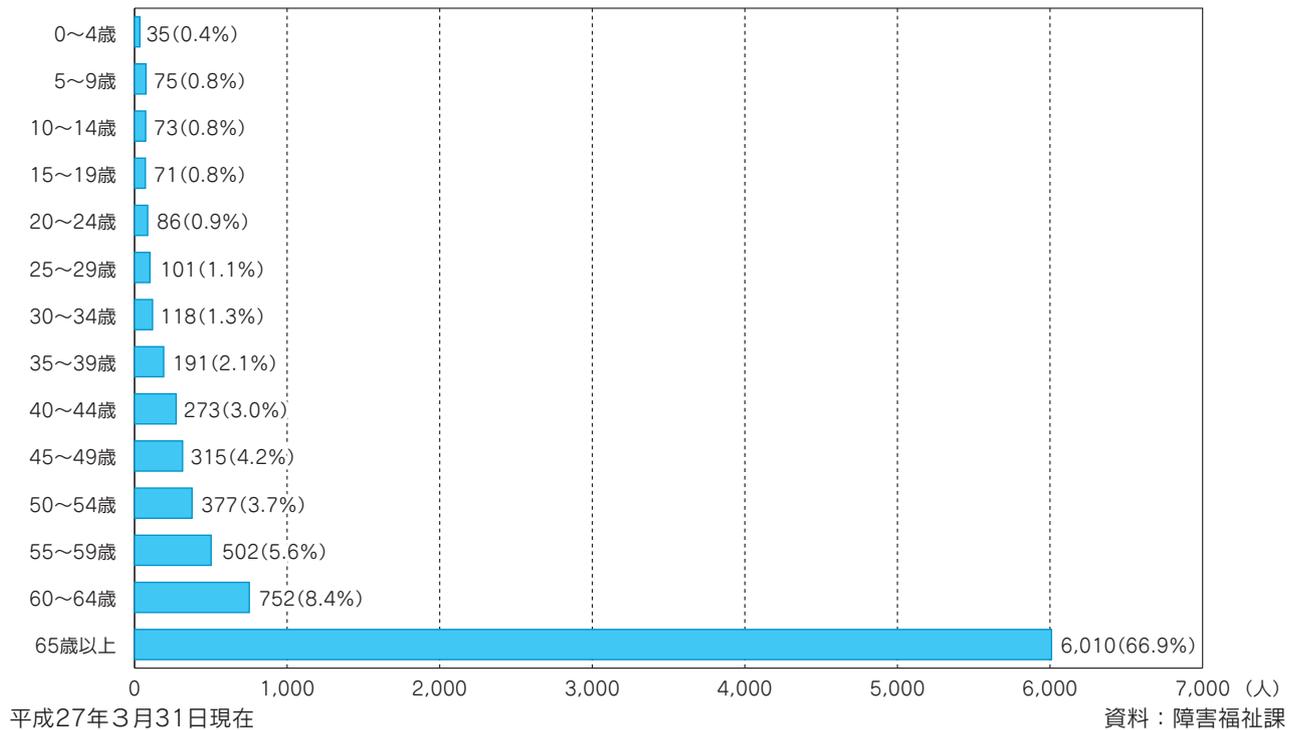
年齢別にみると、18歳未満244人（2.7%）、18～64歳2,725人（30.4%）、65歳以上6,010人（66.9%）です。65歳以上の割合が増加しています。

図1-2-5 年齢3区分別身体障がい者の現状



資料：障害福祉課

図1-2-6 【参考】平成26年度(2014年度) 年齢別身体障がい者の現状(5歳階級)



平成26年度(2014年度)における、障がい部位別では、肢体不自由が54.5%で5割強を占め、次いで内部障がい31.4%となっています。(図1-2-7参照)平成18年度(2006年度)以降、若干の増減はありますが、概ね横ばいの傾向にあります。(図1-2-8参照)

図1-2-7 障がい部位別身体障がい者の状況(人数)

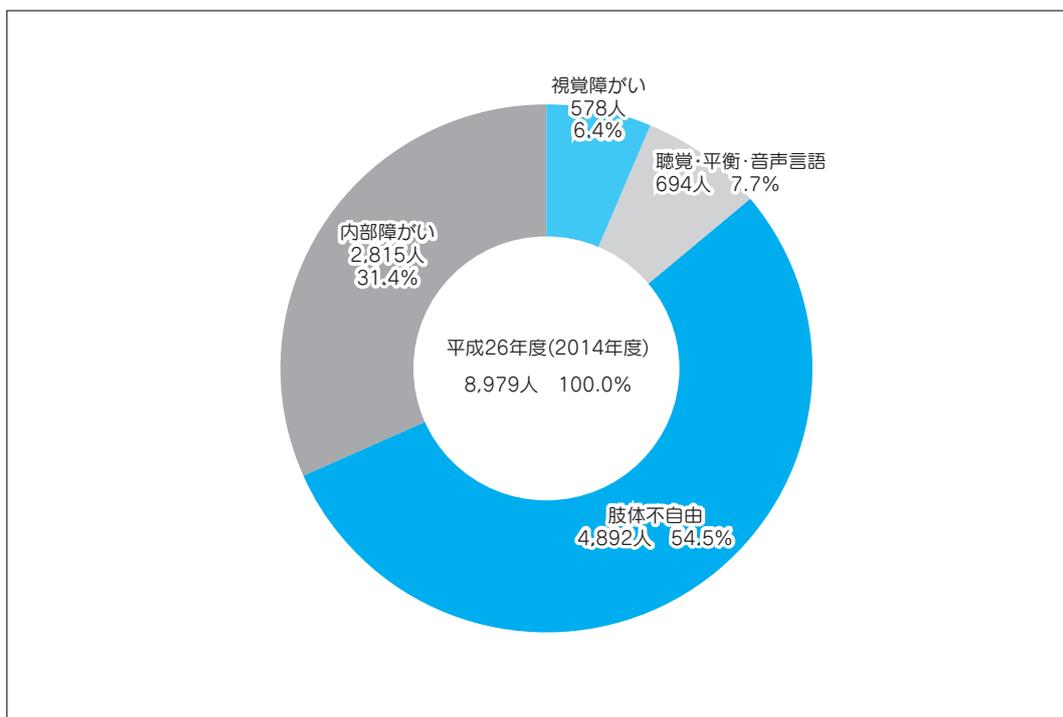
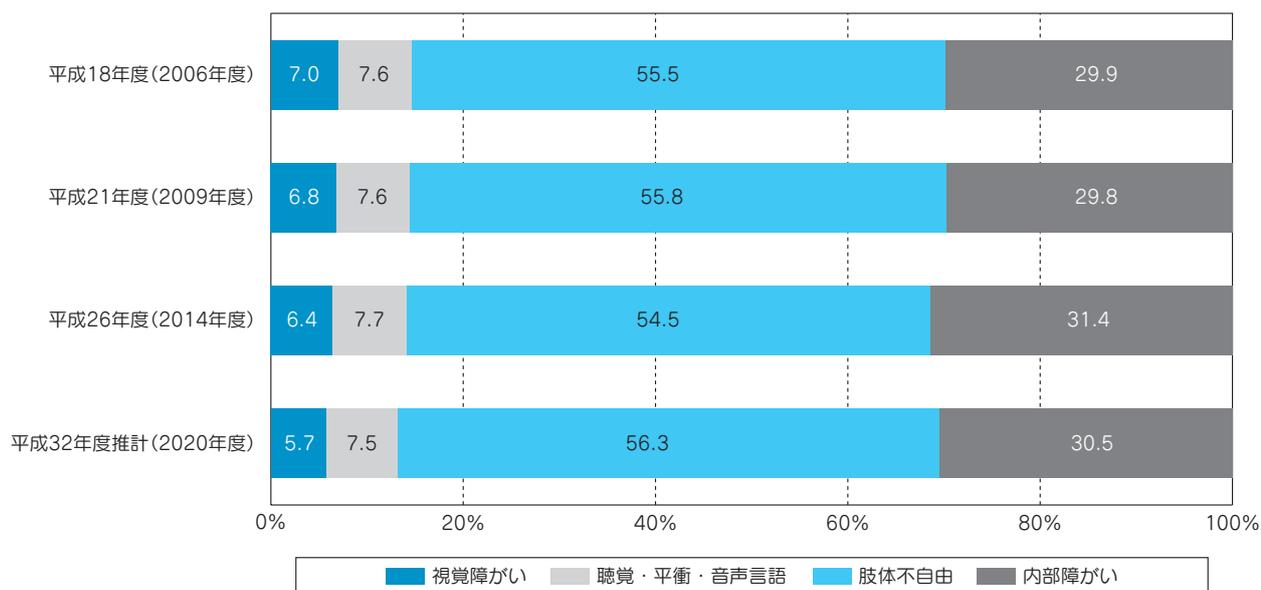


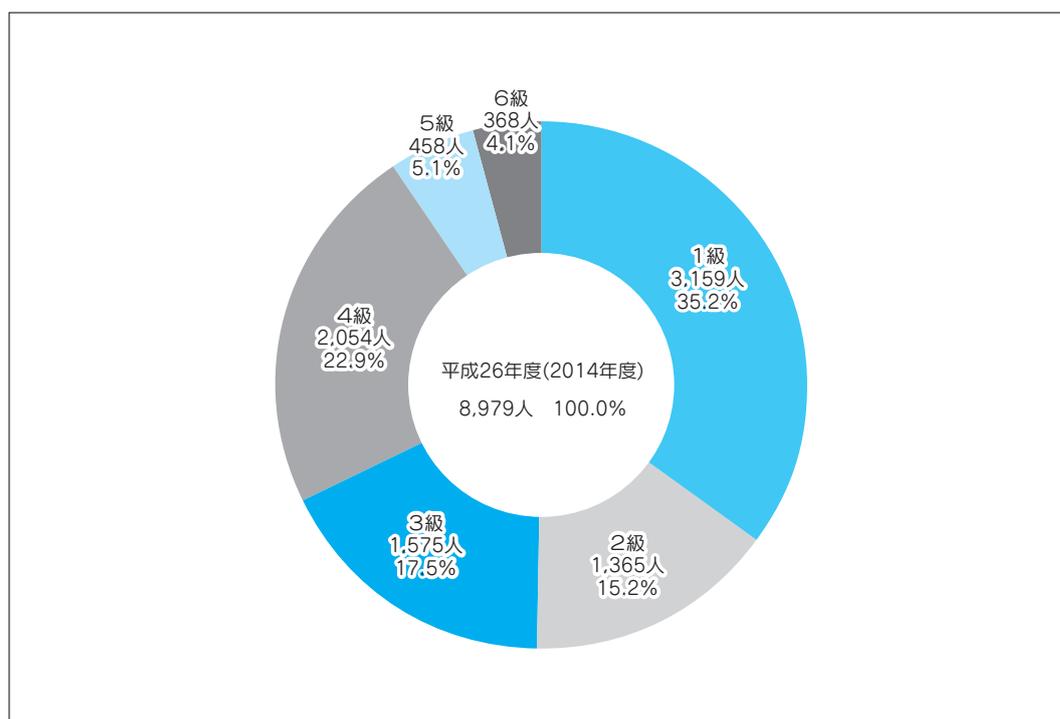
図1-2-8 障がい部位別身体障がい者の状況



資料：障害福祉課

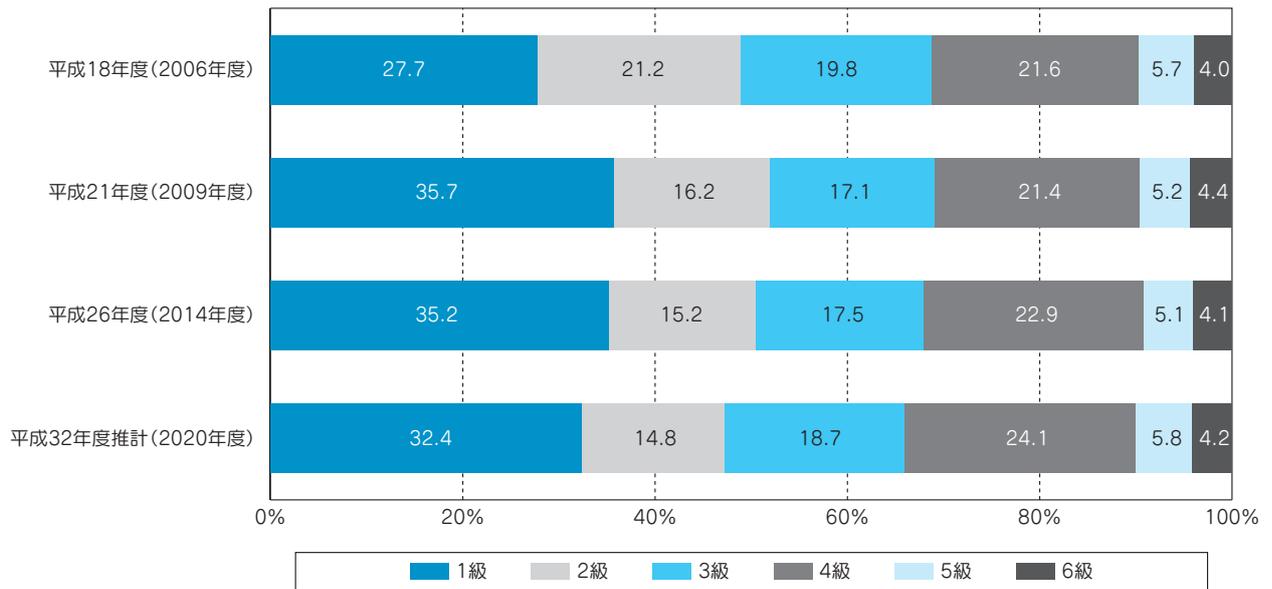
平成26年度（2014年度）における、障がいの程度では、1級3,159人(35.2%)、2級1,365人(15.2%)、3級1,575人(17.5%)、4級2,054人(22.9%)、5級458人(5.1%)、6級368人(4.1%)となっています。重度障がい者（1・2級）の方が全体の約半数を占め、依然として高い傾向にあります。（図1-2-9参照）

図1-2-9 程度別身体障がい者の現状(人数)



資料：障害福祉課

図1-2-10 程度別身体障がい者の現状



資料：障害福祉課

表1-2-2 年齢3区分別障がい別身体障がい者の推移

[単位：人]

		総数	視覚障がい	聴覚・平衡 音声言語*	肢体不自由	内部障がい
平成18年度 (2006年度)	18歳未満	184	9	30	124	21
	18～64歳	2,737	215	229	1,481	812
	65歳以上	4,077	268	273	2,278	1,258
	総数	6,998	492	532	3,883	2,091
平成21年度 (2009年度)	18歳未満	221	10	31	149	31
	18～64歳	2,683	209	227	1,449	798
	65歳以上	4,868	312	332	2,738	1,486
	総数	7,772	531	590	4,336	2,315
平成26年度 (2014年度)	18歳未満	244	9	36	169	30
	18～64歳	2,725	187	226	1,524	788
	65歳以上	6,010	382	432	3,199	1,997
	総数	8,979	578	694	4,892	2,815
平成32年度 (2020年度) 推計	18歳未満	271	10	42	190	29
	18～64歳	2,857	182	228	1,672	775
	65歳以上	7,203	400	503	3,953	2,347
	総数	10,331	592	773	5,815	3,151

注) 各年3月31日現在の数値。平成32年度は推計値。

※ 聴覚・平衡・音声言語：聴覚・平衡機能障がい・音声言語・そしゃく機能障がい

資料：障害福祉課

表1-2-3 障がい部位別程度別身体障がい者数の推移

[単位：人]

		総数	視覚障がい	聴覚・平衡 音声言語*	肢体不自由	内部障がい
平成18年度 (2006年度)	1級	1,936	153	—	470	1,313
	2級	1,481	134	194	1,147	6
	3級	1,385	47	126	848	364
	4級	1,516	48	108	952	408
	5級	396	60	0	336	—
	6級	284	50	104	130	—
	総数	6,998	492	532	3,883	2,091
平成21年度 (2009年度)	1級	2,776	159	—	1,115	1,502
	2級	1,262	145	200	894	23
	3級	1,327	49	142	801	335
	4級	1,665	59	118	1,033	455
	5級	402	70	1	331	—
	6級	340	49	129	162	—
	総数	7,772	531	590	4,336	2,315
平成26年度 (2014年度)	1級	3,159	161	—	1,105	1,893
	2級	1,365	176	206	952	31
	3級	1,575	44	169	1,011	351
	4級	2,054	63	162	1,289	540
	5級	458	101	1	356	—
	6級	368	33	156	179	—
	総数	8,979	578	694	4,892	2,815
平成32年度 (2020年度) 推計	1級	3,348	164	—	1,178	2,006
	2級	1,529	183	211	1,094	41
	3級	1,927	46	180	1,255	446
	4級	2,493	68	203	1,564	658
	5級	599	106	1	492	—
	6級	435	25	178	232	—
	総数	10,331	592	773	5,815	3,151

注) 各年3月31日現在の数値。平成32年度は推計値。

※ 聴覚・平衡・音声言語：聴覚・平衡機能障がい・音声言語・そしゃく機能障がい

資料：障害福祉課

表1-2-4 障がい部位別程度別身体障がい者数

[単位：人]

	総数	視覚	聴覚	平衡	音声言語*	上肢	下肢	体幹	脳原性移動	脳原性上肢	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう直腸	小腸	免疫	肝臓
1級	2,723	173	—	—	—	190	249	211	15	4	990	834	29	1	0	15	12
2級	1,990	190	210	—	—	947	344	270	6	1	—	—	—	—	—	22	0
3級	2,545	52	86	2	146	523	1,185	180	4	2	221	30	63	25	2	24	0
4級	2,700	69	139	—	58	299	1,546	—	1	3	125	4	16	429	5	6	0
5級	559	110	—	1	—	80	173	192	2	1	—	—	—	—	—	—	—
6級	549	43	174	—	—	147	182	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—
7級	249	—	—	—	—	131	117	—	0	1	—	—	—	—	—	—	—
総数	11,315	637	609	3	204	2,317	3,796	853	30	13	1,336	868	108	455	7	67	12

注1) 平成27年3月31日現在の数値。総数は重複障がいを各障がい別に表にした数であり、実人数とは異なる。

注2) 7級の障がいは、1つのみでは身体障害者福祉法の対象とならないが、7級の障がいと2つ以上重複する場合又は7級の障がいと6級以上の障がいと重複する場合は、身体障害者福祉法の対象となる。

※そしゃく機能障がいを含む

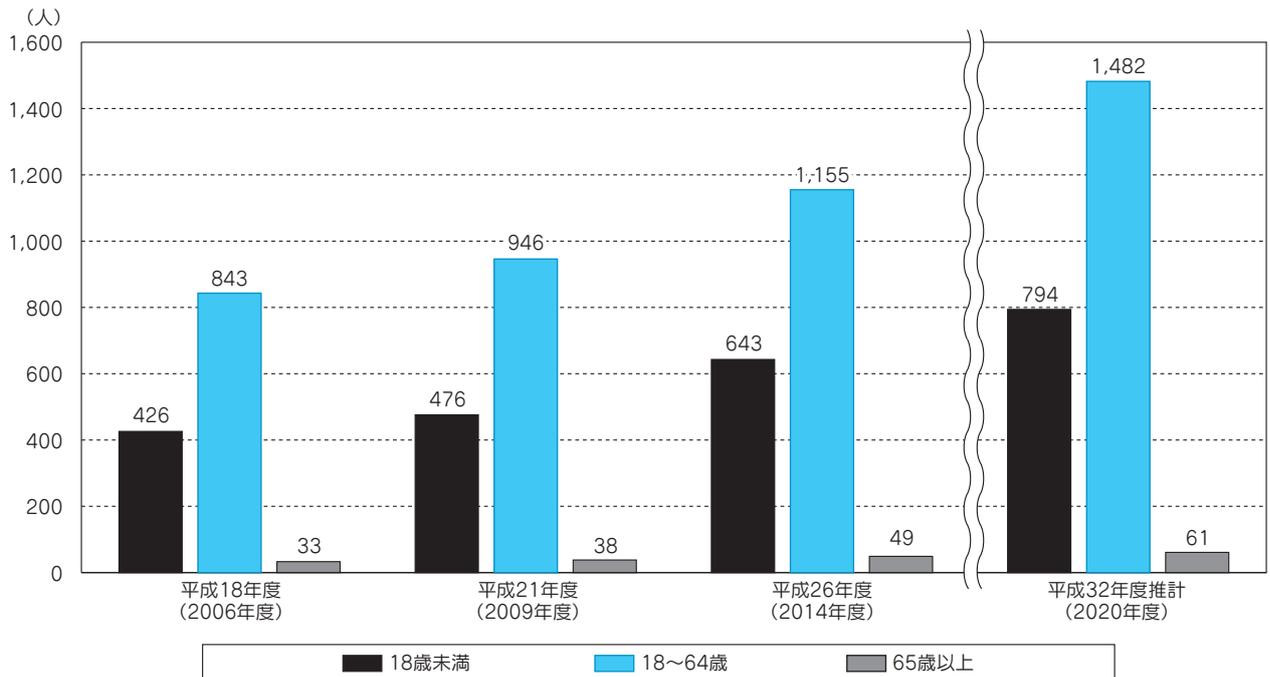
資料：障害福祉課

②知的障がい者

療育手帳所持者は、平成27年（2015年）3月31日現在、1,847人です。平成21年度（2009年度）と比べて387人の増で、26.5%の増加率となっており、総人口に対する割合は0.55%となっています（表1-2-1参照）。

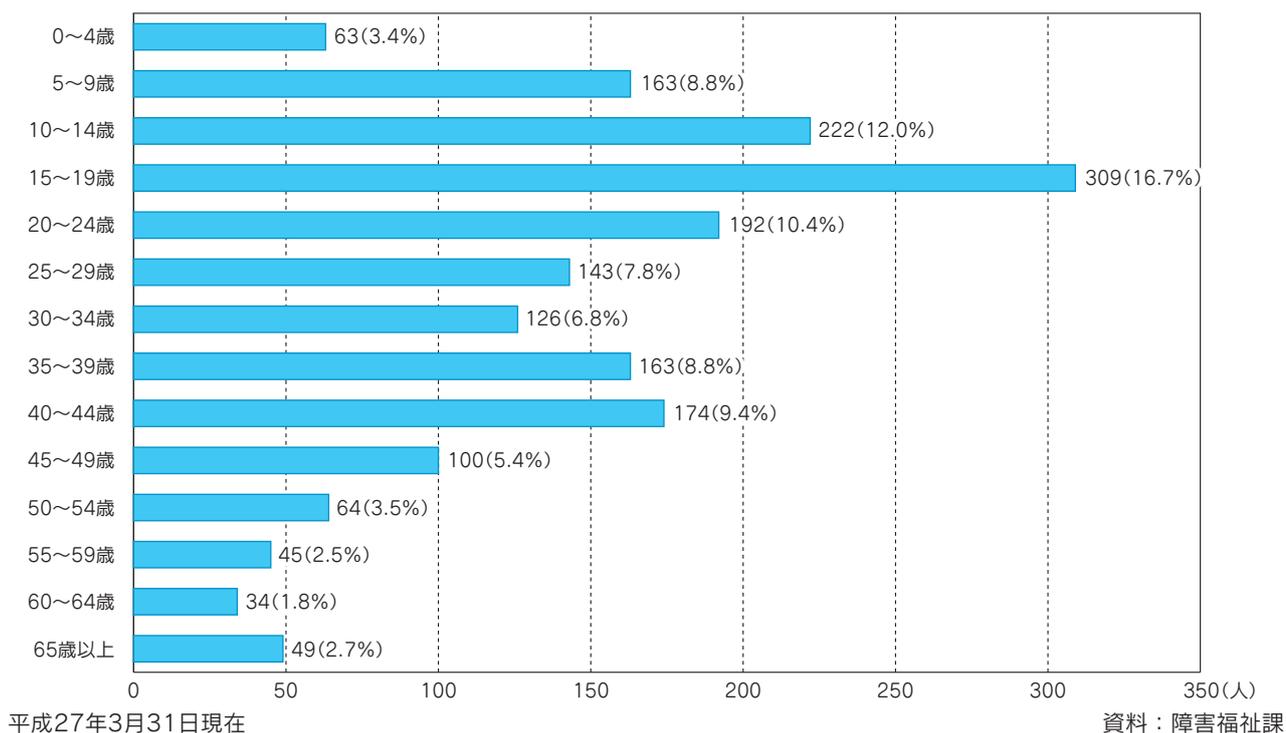
年齢別にみると、18歳未満643人（34.8%）、18～64歳1,155人（62.5%）、65歳以上49人（2.7%）となっており、各区分とも増加傾向にあります。

図1-2-11 年齢3区分別知的障がい者の現状



資料：障害福祉課

図1-2-12 【参考】平成26年度(2014年度) 年齢別知的障がい者の現状(5歳階級)



平成26年度(2014年度)における、障がいの程度では、④420人(22.7%)、A439人(23.8%)、B521人(28.2%)、C467人(25.3%)となっています。④・Aの重度障がいの方が全体の半数近い46.5%を占め、平成21年度(2009年度)の52.7%と比べ、総数に占める重度障がいの方の割合は減少傾向にあります。人数は770人から859人へ増加しています(図1-2-13及び表1-2-5参照)。

図1-2-13 程度別知的障がい者の現状

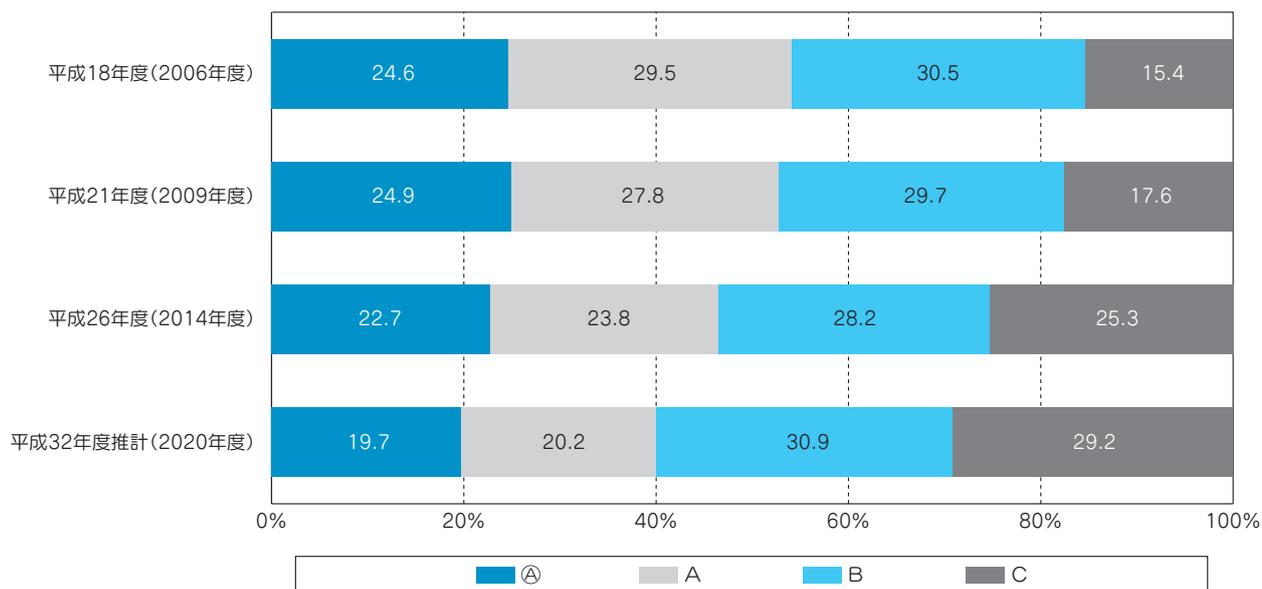


表1-2-5 年齢3区分別程度別知的障がい者の推移

[単位：人]

		総数	㊤	A	B	C
平成18年度 (2006年度)	18歳未満	426	79	131	117	99
	18～64歳	843	236	238	268	101
	65歳以上	33	5	16	12	0
	総数	1,302	320	385	397	200
平成21年度 (2009年度)	18歳未満	476	102	126	127	121
	18～64歳	946	255	261	295	135
	65歳以上	38	7	19	12	0
	総数	1,460	364	406	434	256
平成26年度 (2014年度)	18歳未満	643	106	138	130	269
	18～64歳	1,155	305	282	371	197
	65歳以上	49	9	19	20	1
	総数	1,847	420	439	521	467
平成32年度 (2020年度) 推計	18歳未満	794	107	151	153	383
	18～64歳	1,482	342	302	540	298
	65歳以上	61	12	20	28	1
	総数	2,337	461	473	721	682

注) 各年3月31日現在の数値。平成32年度は推計値。

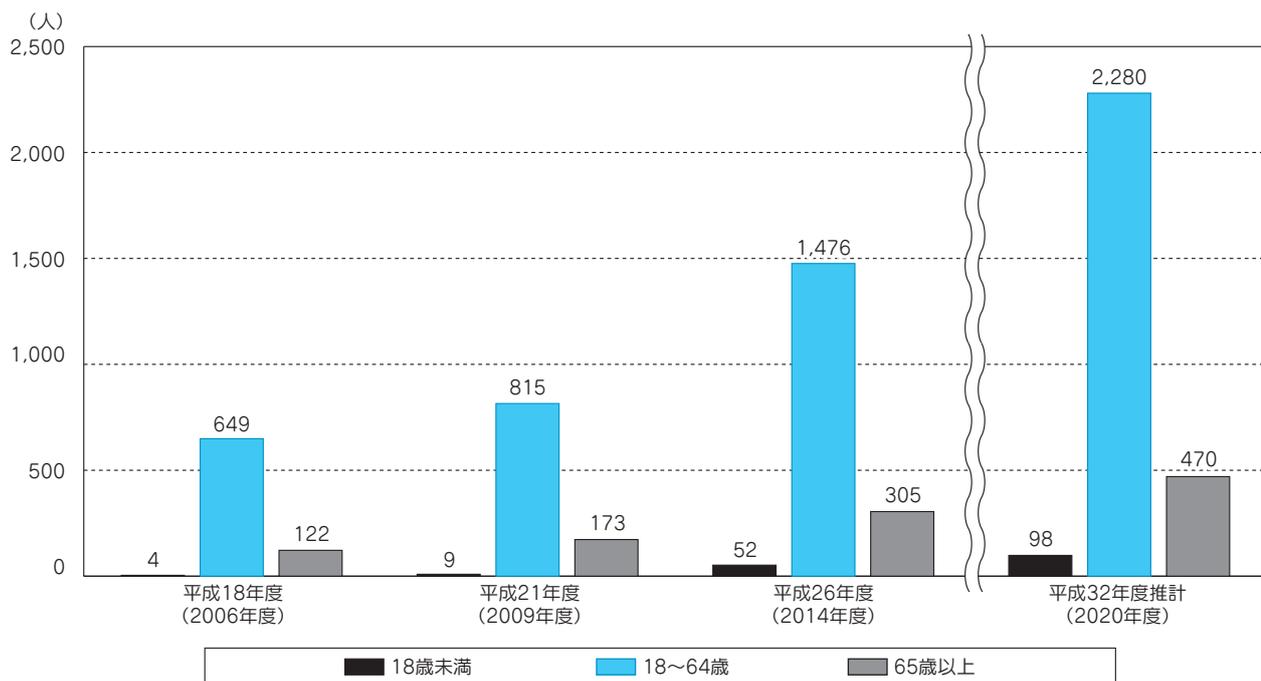
資料：障害福祉課

③精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成27年（2015年）3月31日現在、1,833人です。平成21年度（2009年度）と比べて836人の増で、83.9%の増加率となっており、総人口に対する割合は0.55%となっています（表1-2-1参照）。

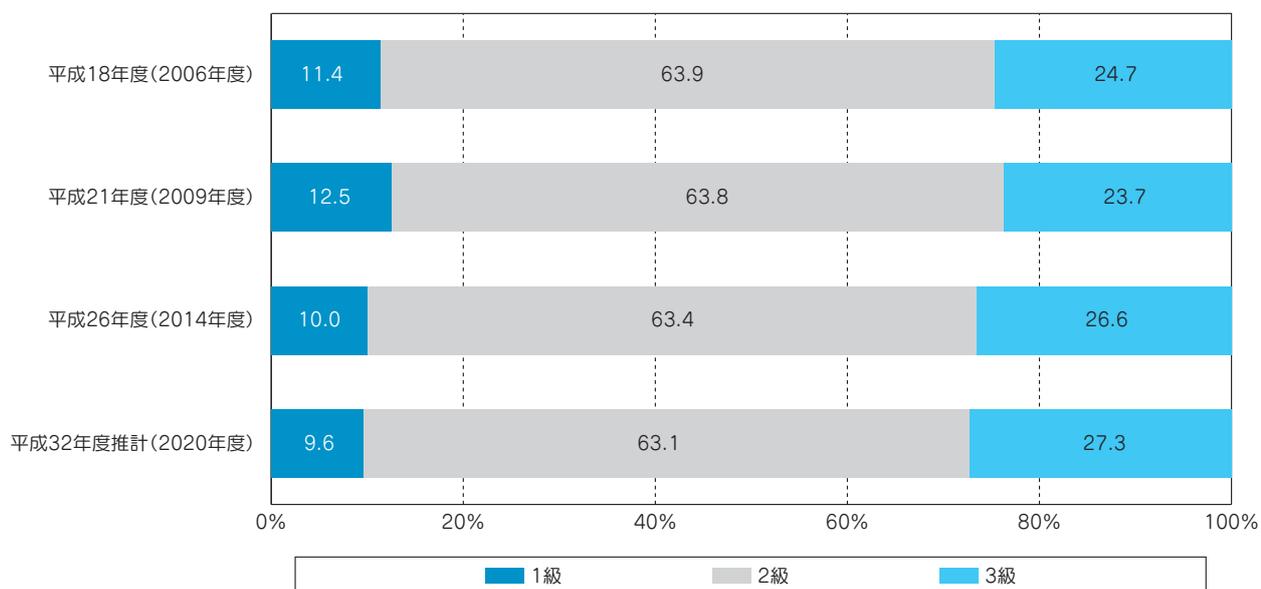
年齢別にみると、18歳未満52人(2.8%)、18～64歳1,476人(80.5%)、65歳以上305人(16.7%)となっており、各区分とも増加傾向にあります。

図1-2-14 年齢3区分別精神障がい者の現状



資料：障害福祉課

図1-2-15 程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の現状



資料：障害福祉課

手帳制度の周知や精神障がい者保健福祉対策の見直し・充実により、今後も手帳所持者の増加が推測されます。また、自立支援医療費（精神通院医療）制度を利用している患者についても、平成27年（2015年）3月31日現在、4,032人で、平成21年度（2009年度）以降も引き続き増加傾向にあり、今後もさらに増加することが推測されます。

表1-2-6 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

[単位：人]

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
平成18年度（2006年度）	775	4	649	112
平成21年度（2009年度）	997	9	815	173
平成26年度（2014年度）	1,833	52	1,476	305
平成32年度（2020年度）推計	2,848	79	2,211	558

注) 各年3月31日現在の数値。平成32年度は推計値。

資料：埼玉県福祉部、越谷市障害福祉課

表1-2-7 程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

[単位：人]

	総数	1級	2級	3級
平成18年度（2006年度）	775	88	495	192
平成21年度（2009年度）	997	125	636	236
平成26年度（2014年度）	1,833	52	1,476	305
平成32年度（2020年度）推計	2,848	79	2,211	558

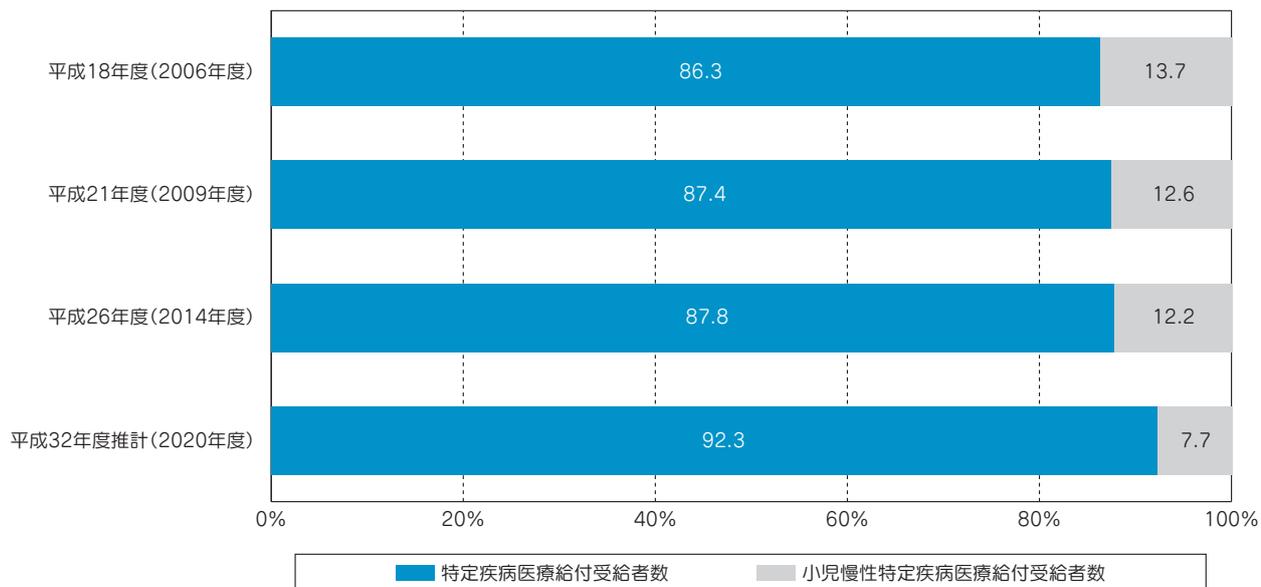
注) 各年3月31日現在の数値。平成32年度は推計値。

資料：埼玉県福祉部、越谷市障害福祉課

④難病患者

特定疾病医療給付受給者及び小児慢性特定疾病医療給付受給者は、平成27年（2015年）3月31日現在、2,217人（特定疾病1,947人、小児慢性特定疾病270人）です。平成21年度（2009年度）と比べて総数で422人の増で、23.5%の増加率となっており、総人口に対する割合は0.66%（特定疾病0.58%、小児慢性特定疾病0.08%）となっています（表1-2-1参照）。

図1-2-16 難病患者の現状



資料：保健所、市民健康課

表1-2-8 特定疾病及び小児慢性特定疾病の医療給付受給者数の推移

[単位：人]

	総数	特定疾病医療給付受給者数	小児慢性特定疾病医療給付受給者数
平成18年度（2006年度）	1,558	1,345	213
平成21年度（2009年度）	1,795	1,569	226
平成26年度（2014年度）	2,217	1,947	270
平成32年度（2020年度）推計	3,720	3,434	286

注) 各年3月31日現在の数値。平成32年度は推計値。

資料：保健所、市民健康課

(2)障がい者の地域生活等の状況(「アンケート調査」から)

本計画の基礎資料として活用するために実施した「第4期越谷市障がい福祉計画・第4次越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」(平成26年(2014年)7～9月)の結果から、障がい者を取り巻く状況を把握することを目的に、障がい者の地域生活の状況に関する項目を以下抜粋しました。

①住まいの状況

持ち家(マンションを含む)が50.0～89.8%です。民間借家が5.0～37.5%と持ち家の人が多くなっています。

表1-2-9 住まいの状況

	持ち家 (一戸建て)	持ち家 (マンション)	民間借家	賃貸公営住宅	その他
身体障がい者	77.4%	4.9%	7.1%	1.4%	8.2%
知的障がい者	63.6%	7.1%	8.2%	0.5%	20.1%
精神障がい者	47.6%	13.1%	25.0%	1.2%	8.3%
難病患者	67.8%	22.0%	8.5%	0.0%	0.0%
高次脳機能障がい者	50.0%	0.0%	37.5%	0.0%	12.5%
発達障がい者	65.0%	10.0%	5.0%	0.0%	20.0%

注1) 本アンケート調査(平成26年7～9月に実施)は、「第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」であり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、その他市民、事業所の8種の調査を行っている。以下同。

注2) 上表では「無回答」の割合を省略しているため、合計すると100%にならないものもある。

②世帯の主な収入源

身体障がい者、精神障がい者、難病患者及び高次脳機能障がい者は「年金」が主な収入源となっていますが、知的障がい者及び発達障がい者は「家族の給与・賃金」になっており、障がい者の「自身の給与・賃金」は0.0～30.0%となっています。

表1-2-10 世帯の主な収入源(複数回答)

	自身の 給与・賃金	家族の 給与・賃金	事業収入	財産収入	年金	手当	その他
身体障がい者	7.5%	20.1%	8.2%	4.4%	77.4%	2.7%	6.6%
知的障がい者	15.2%	54.3%	2.7%	0.5%	49.5%	9.8%	7.6%
精神障がい者	23.8%	31.0%	7.1%	2.4%	71.4%	1.2%	27.4%
難病患者	15.3%	22.0%	8.5%	1.7%	75.6%	0.0%	1.7%
高次脳機能障がい者	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%
発達障がい者	30.0%	65.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%

注)上表では「無回答」の割合を省略している。

③主な介助者(介助が必要な人の場合)

介助が必要な人の場合、その主な介助者は、身体障がい者、難病患者及び高次脳機能障がい者では「配偶者」、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者では「母」が最も多くなっており、障がいによって大きな特徴があります。

表1-2-11 主な介助者(介助が必要な人の場合)

	配偶者	子ども	子どもの 配偶者	父	母	他の家族 親族	その他
身体障がい者	31.6%	15.7%	4.4%	1.8%	5.9%	3.9%	20.6%
知的障がい者	1.0%	0.0%	0.0%	14.3%	50.0%	14.3%	20.4%
精神障がい者	2.4%	2.4%	0.0%	10.7%	29.8%	9.5%	17.9%
難病患者	35.6%	10.2%	0.0%	0.0%	16.9%	1.7%	6.8%
高次脳機能障がい者	37.5%	25.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%
発達障がい者	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	50.0%	10.0%	10.0%

注)上表では「無回答」の割合を省略しているため、合計すると100%にならないものもある。

④生活上で困っていること

障がい別にみた現在の「生活上で困っていること」の上位5位は、次ページ表1-2-12のとおりです。身体障がい者は「屋外の段差等が危険でひとりで外出できない」、知的障がい者は「家族以外に支援を頼む人がいない」、精神障がい者及び高次脳機能障がい者は「病気や障がいのために働けない」、難病患者及び発達障がい者は「十分な収入が得られない」が最も多くなっていますが、「十分な収入が得られない」は各障がいに共通して上位にあがっています。

表1-2-12 現在の生活で困っていること(上位5位)(複数回答)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者	屋外の段差等が危険でひとりで外出できない (18.1%)	十分な収入が得られない (13.9%)	趣味や生きがいをもてない (12.8%)	医療費の負担が大きい (10.8%)	病気や障がいのために働けない (9.8%)
知的障がい者	家族以外に支援を頼む人がいない (23.4%)	特別な目で見られる (21.7%)	友人ができない (19.6%)	十分な収入が得られない (17.4%)	病気や障がいのために働けない (15.8%)
精神障がい者	病気や障がいのために働けない (51.2%) ※1	十分な収入が得られない (41.7%) ※1	職業が限定される (34.5%) ※1	趣味や生きがいをもてない (23.8%)	友人ができない (21.4%)
難病患者	十分な収入が得られない (22.0%)	住宅改修ができない (15.3%)	家族以外に支援を頼む人がいない (15.3%)	医療費の負担が大きい (13.6%)	病気や障がいのために働けない 他3つ※2 (10.2%)
高次脳機能障がい者	病気や障がいのために働けない (75.0%) ※1	趣味や生きがいをもてない (62.5%) ※1	十分な収入が得られない (50.0%) ※1	医療機関が近くにならない (50.0%) ※1	友人ができない (50.0%) ※1
発達障がい者	十分な収入が得られない (30.0%)※1	友人ができない (30.0%) ※1	職業が限定される (25.0%)	住宅がない (20.0%)	家族以外に支援を頼む人がいない (20.0%)

注) 上表では19の選択肢のうち、上位5位までに限定して表記している。

※1 上表中、アミ掛け部分は「30%以上の項目」を表す。

※2 他3つは「職業が限定される」「医療機関が近くにならない」「相談したり必要な情報を得られるところがない」。

(3) 充実してほしい障がい者施策

障がい別にみた「充実してほしい障がい者施策」の上位5位は、下表のとおりです。身体障がい者は「医療やリハビリの充実」、知的障がい者及び発達障がい者は「保護者などが亡くなったあとの生活支援」、精神障がい者は「就労の援助や雇用の促進」、難病患者は「障がい者に配慮したまちづくりの推進」、高次脳機能障がい者は「障がいの予防・早期発見、保健指導体制の充実」、「就労の援助や雇用の促進」、「保護者などが亡くなったあとの生活支援」及び「障がい者理解への啓発や交流促進」の4つが最も多くなっていますが、その他で多いのは身体障がい者及び精神障がい者は「保護者などが亡くなったあとの生活支援」、知的障がい者は「通所施設の整備や施設運営の改善」、難病患者は「在宅福祉サービスの充実」、発達障がい者は「就労の援助や雇用促進」となっています。

表1-2-13 障がいのある人が暮らしやすいまちにするためには(上位5位)(複数回答)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者	医療やリハビリの充実 (28.9%)	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (28.2%)	在宅福祉サービスの充実 (27.6%)	障がい者に配慮したまちづくりの推進 (23.8%)	障がいの予防・早期発見・保健指導体制の充実 (21.1%)
知的障がい者	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (72.3%) *	通所施設の整備や施設運営の改善 (35.3%) *	就労の援助や雇用促進 (34.2%) *	入所施設の整備や施設運営の改善 (31.5%) *	障がい者理解への啓発や交流促進 (28.8%)
精神障がい者	就労の援助や雇用促進 (46.4%) *	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (42.9%) *	障がいの予防・早期発見・保健指導体制の充実 (38.1%) *	通所施設の整備や施設運営の改善 (35.7%) *	障がい者理解への啓発や交流促進 (34.5%) *
難病患者	障がい者に配慮したまちづくりの推進 (55.9%) *	在宅福祉サービスの充実 (45.8%) *	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (32.2%) *	医療やリハビリの充実 (28.8%)	福祉に関する情報提供や相談の充実 (28.8%)
高次脳機能障がい者	障がいの予防・早期発見・保健指導体制の充実 (50.0%) *	就労の援助や雇用促進 (50.0%) *	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (50.0%) *	障がい者理解への啓発や交流促進 (50.0%) *	障がい児学童保育の充実 (25.0%)
発達障がい者	保護者などが亡くなったあとの生活支援 (45.0%) *	就労の援助や雇用促進 (40.0%) *	障がい児保育・障がい児教育の充実 (35.0%) *	障がい者理解への啓発や交流促進 (35.0%) *	障がいの予防・早期発見・保健指導体制の充実 (30.0%) *

注) 上表では19の選択肢のうち、上位5位までに限定して表記している。

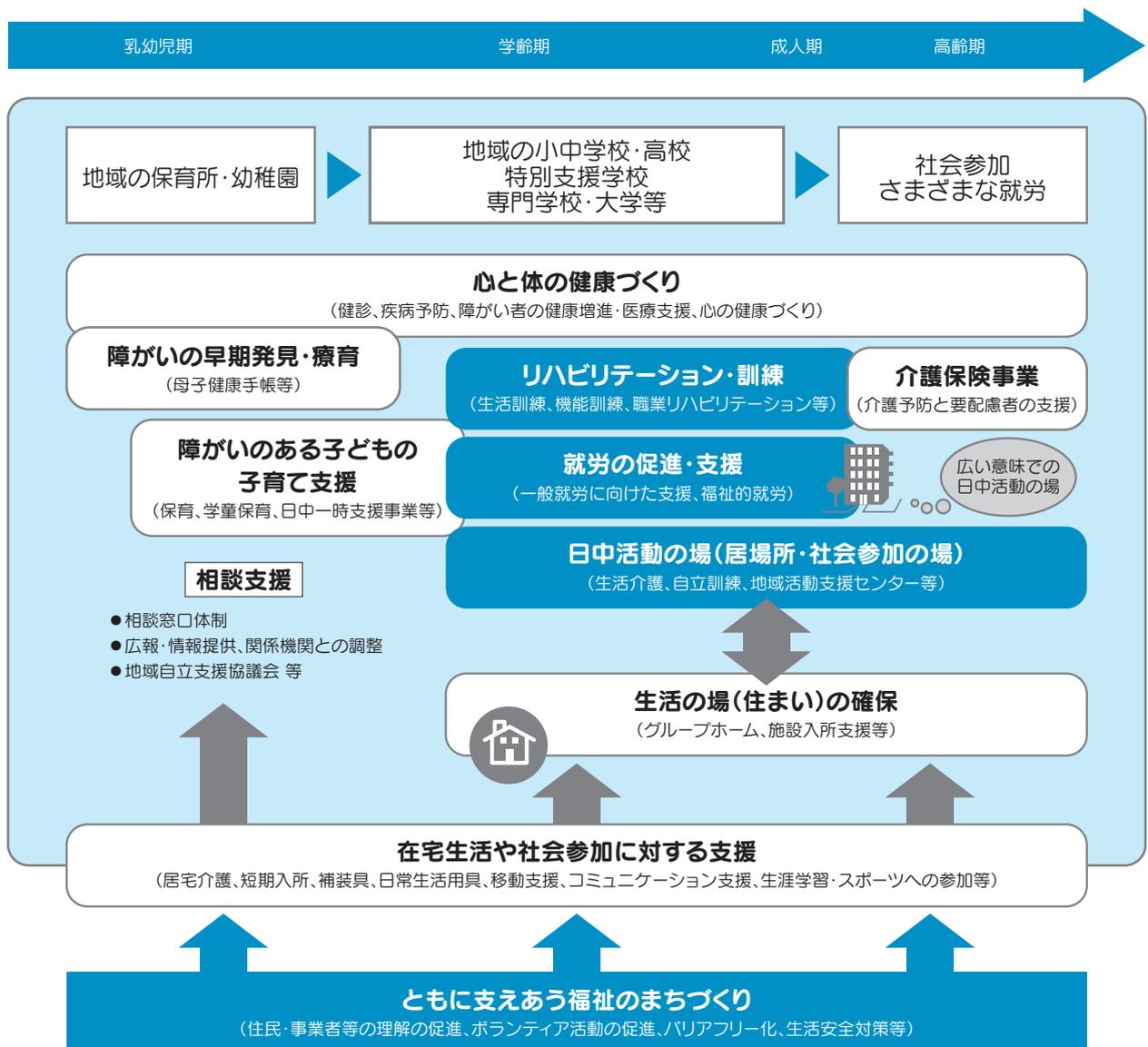
※上表中、アミ掛け部分は「30%以上の項目」を表す。

2 計画の主要課題

(1) ライフステージにおける分野横断的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人・家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的な施策への展開が求められます。

図1-2-17 ライフステージにおける障がいの状況に応じた施策(イメージ図)



(2) 地域で支える仕組みづくり

障がい者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、行政の公共サービスだけでも、また、本人や家族による個人の自助努力だけでも、さらには、地域の協力だけでも解決することはできません。

そのため、「自助・共助・公助」の連携と協働において、お互いができることを行い、できないことを補い合い高め合うために、地域に必要な福祉力を持続していきます。

図1-2-18 お互いが補い合い高め合うために

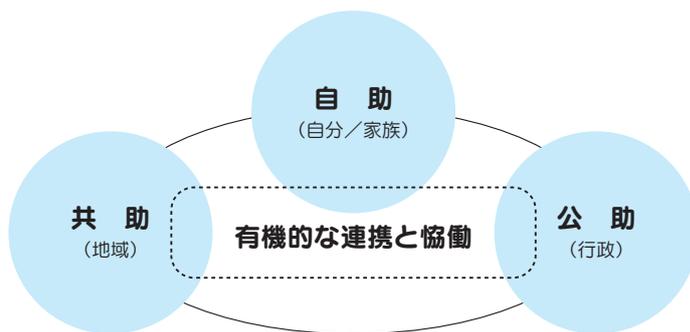


表1-2-14 障がい者福祉の向上に向けた3つの「助」

自助 (じじょ)	自分でできることは自分で ・個人の行動、家族による支え合いや助け合い
共助 (きょうじょ)	地域でできることは地域で ・地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う） ・地域活動や地域ボランティアなどによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）
公助 (こうじょ)	自分や地域でできないことを公共が支える ・公的な制度としての保健・福祉・医療その他に関連する施策に基づく行政や社会福祉法人などによるサービスの提供

図1-2-19 お互いが補い合い高め合うための「自助・共助・公助」について

■本計画におけるお互いが補い合い高め合うための「自助・共助・公助」について

本計画における「自助・共助・公助」の基本的な考え方は、住民を中心に据えた、住民・地域・企業・行政の役割分担をいいます。

「自助」は何もかも自分の責任で行うということではなく、食事、睡眠、学習、労働、遊びなど、自分の欲求に基づき、自分一人でもできることは自分で行う、あるいは一人で食事や読書などができない場合、家族による支え合い・助け合いによって行うことです。

「共助」は、自助でできないことについて、企業を含む地域社会がその役割と責任において助け合うことです。

「公助」は、自助や共助でできないことについて、行政や公的機関、さらには多様なサービス提供主体がその役割と責任において、公的な制度に基づいて支援を行うことです。

住民・地域・企業・行政がお互いを知り、理解し、活動をともにすることで「顔の見える関係」をつくり、お互いを尊重し合い、助け合い、安全で安心に生活ができる環境をつくっていくことが地域で支える仕組みとなります。

第3章

計画の基本方向

1 基本理念

越谷市では、これまで、平成10年（1998年）8月に「越谷市障害者計画」を策定しました。その後、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念に、平成16年（2004年）3月には「新越谷市障害者計画」を、平成20年（2008年）3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション※¹（社会の中で同じように生活できること）」と「リハビリテーション※²（障がい者の全人的な回復を目指す）」の実現に向け、また、平成23年3月には「第3次越谷市障がい者計画」で、これまでの基本理念及び「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に加え、その人が持つ個性や力や強さが生き生きと発揮される「エンパワメント※³」の視点を重視し、基本理念の実現に向けた施策を推進してきました。

今回の「第4次越谷市障がい者計画」においても、これまでの基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。

※1 ノーマライゼーション：2ページの注釈を参照。

※2 リハビリテーション：障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指すものとして、重要となっている。

※3 エンパワメント：社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念。

図1-3-1 基本理念

基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

2 視点と目標

「自立」から積極的な「社会参加」を推進するとともに、障がいのある人もない人も「社会参加」による交流の質的、量的な拡大を通して、障害者基本法で目的に掲げられた「共生」する社会を実現し、「共生」によってお互いが支え合うことにより「自立」を目指すという相互に関連するこの3つの視点に基づいた2つの目標を踏まえて、基本方針を設定します。

図1-3-2 3つの視点

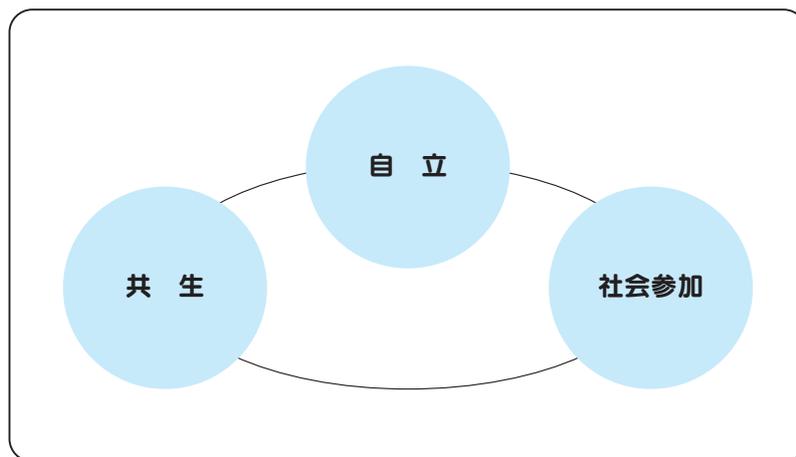


図1-3-3 2つの目標

目標1 ライフステージの全ての段階でその人らしい自立した生き方を目指す

目標2 障がいのある人もない人も共生し、活動する社会を目指す

3 基本方針

1. 広報・啓発の推進

障がいの有無に関わらず、地域でともに生きる「共生」の理念は、徐々に理解がすすんでいますが、障がいに対する誤った理解や認識は今後も改善していく必要があります。家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、今後とも、市民、行政、障がい者関連機関・団体等さまざまな連携の下、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。そのためにも、すべての人々を社会の一員として迎え入れ、ともに生きる共生社会の実現に努めます。

2. 保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えます。障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・治療・療育を図るとともに、障がい者の心身の健康の回復・維持・増進を図るため、関係機関と連携を密にしながら、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

3. 教育・育成の充実

障がいのある子どももいない子どもも地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念が育つ環境としても重要です。そのため、ともに学ぶ場を用意し、地域の保育所・幼稚園・小中学校が特別支援学校と連携しながら、障がいの状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性をともに伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として自立し、主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

4. 雇用・就業の確保

障がい者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために極めて重要です。ハローワーク越谷、越谷市障害者就労支援センターを中心に障害者地域適応支援事業等の活用を図りながら公的機関や民間事業所での雇用を促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保や工賃収入の向上を図るとともに多様な働き方への支援、就労の基盤となる障がい者の生活支援に努めます。

5.生活支援サービスの充実

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることも重要です。

障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業やその他の各種生活支援サービスの充実を図るため、地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分に提供できる支援体制の整備に努めるとともに、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）※」の向上に努めていきます。

※ 生活の質（QOL）：Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

6.生活環境の整備・充実

障がい者が、地域で安全で安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面で障がい者への配慮や、バリアフリー※¹・ユニバーサルデザイン※²の生活空間づくりが欠かせません。障がいの有無にかかわらず、すべての市民が、その能力を最大限に発揮しながら、自分らしくいきいきと生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を目指します。また、年齢に関係なく、障がいのある人もない人も使いやすく、安全であるユニバーサルデザインを推進する必要があります。さらに、地域ぐるみで障がい者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や図書館、体育館などの公共施設の設備・機能の充実、適切な職員対応に加え、道路、交通機関など障がいのある方が安全で安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。

※1 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

※2 ユニバーサルデザイン：身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

7.差別の解消及び権利擁護等の推進

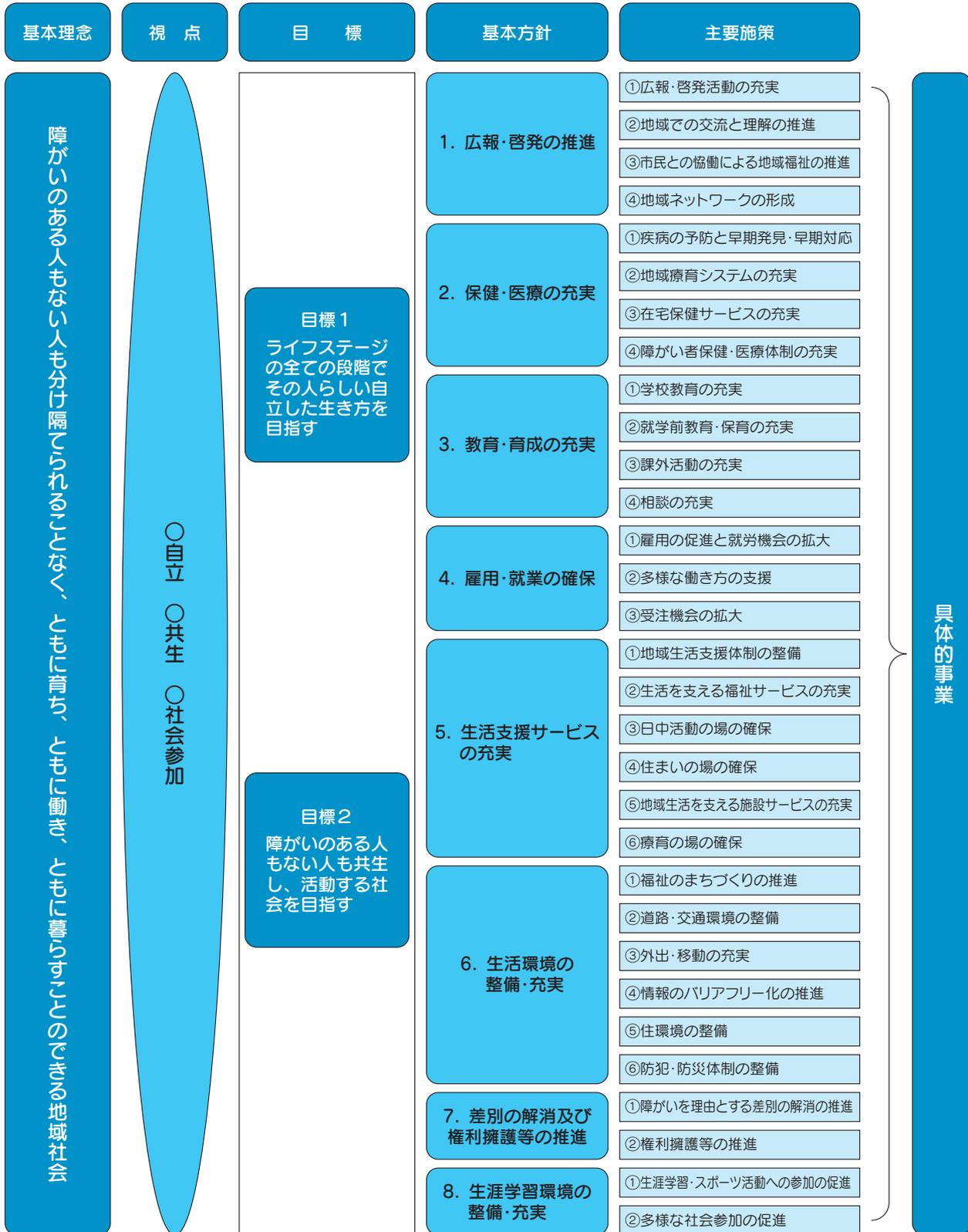
障がいに対する理解がすすんでいます。今後も、障がい者が安全で安心して暮らせるように、障がいへの理解を深めて差別などの解消を推進していく必要があります。また、障がい者が生まれながらもっている人権や基本的自由を確保し、障がい者の権利を実現するために成年後見制度等による支援や障がい者虐待防止の推進に努めていきます。

8. 生涯学習環境の整備・充実

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備をすすめ、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かします。

第4章 施策の体系

図1-4-1 施策の体系





第Ⅱ編 施 策

第1章 広報・啓発の推進

第2章 保健・医療の充実

第3章 教育・育成の充実

第4章 雇用・就業の確保

第5章 生活支援サービスの充実

第6章 生活環境の整備・充実

第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進

第8章 生涯学習環境の整備・充実

- * 第4期越谷市障がい福祉計画・第4次越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査
「第Ⅱ編 施策」の各章において、本計画の基礎資料として活用するために実施した「第4期越谷市障がい福祉計画・第4次越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」（平成26年7～9月実施）の結果から、各章に関連する項目を参考として抜粋しました。
- * 関係団体等ヒアリング調査
「第Ⅱ編 施策」の各章において、本計画の基礎資料として活用するために実施した「関係団体等ヒアリング調査」（平成27年10～平成28年2月実施）の結果から読み取れた課題を参考として掲載しました。
- * 施策の担当部課所名について
各施策の末尾に掲載している担当する部課所名は、平成28年4月の組織改正等を踏まえたものとなりました。

第1章 広報・啓発の推進

現況と課題

障がいのある人もない人も地域の中で、ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会を実現するためには、ハード面だけではなく、心のバリア（障壁）を取り除くことが大切です。市では、広報活動、交流活動やボランティア活動等を通じて、ノーマライゼーション理念の普及・啓発と、障がいに対する正しい認識の普及に努めてきました。

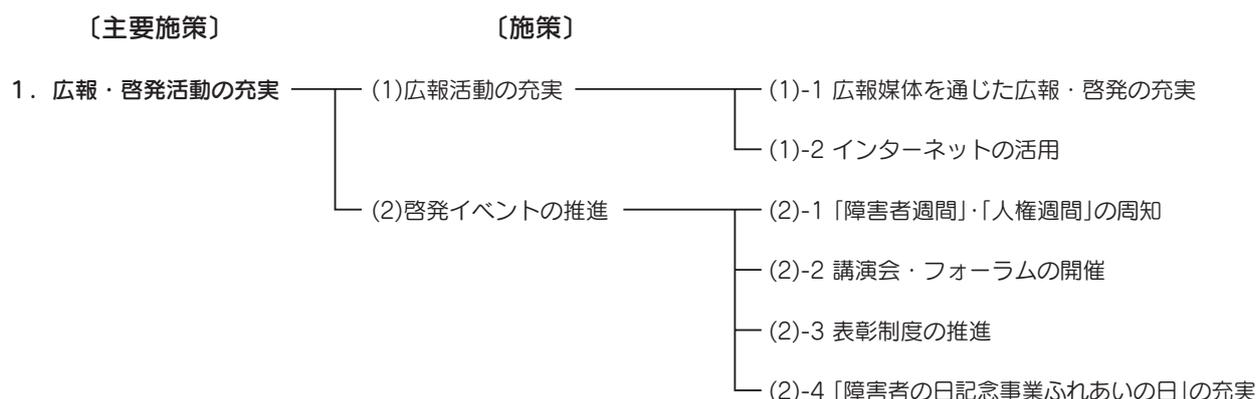
特に、障がいのあるなしにかかわらず子どもの頃からともに育ち、ともに学ぶことにより、心のバリアフリーが育まれ、こうした児童生徒の成長により地域における共生が進展すると言えます。

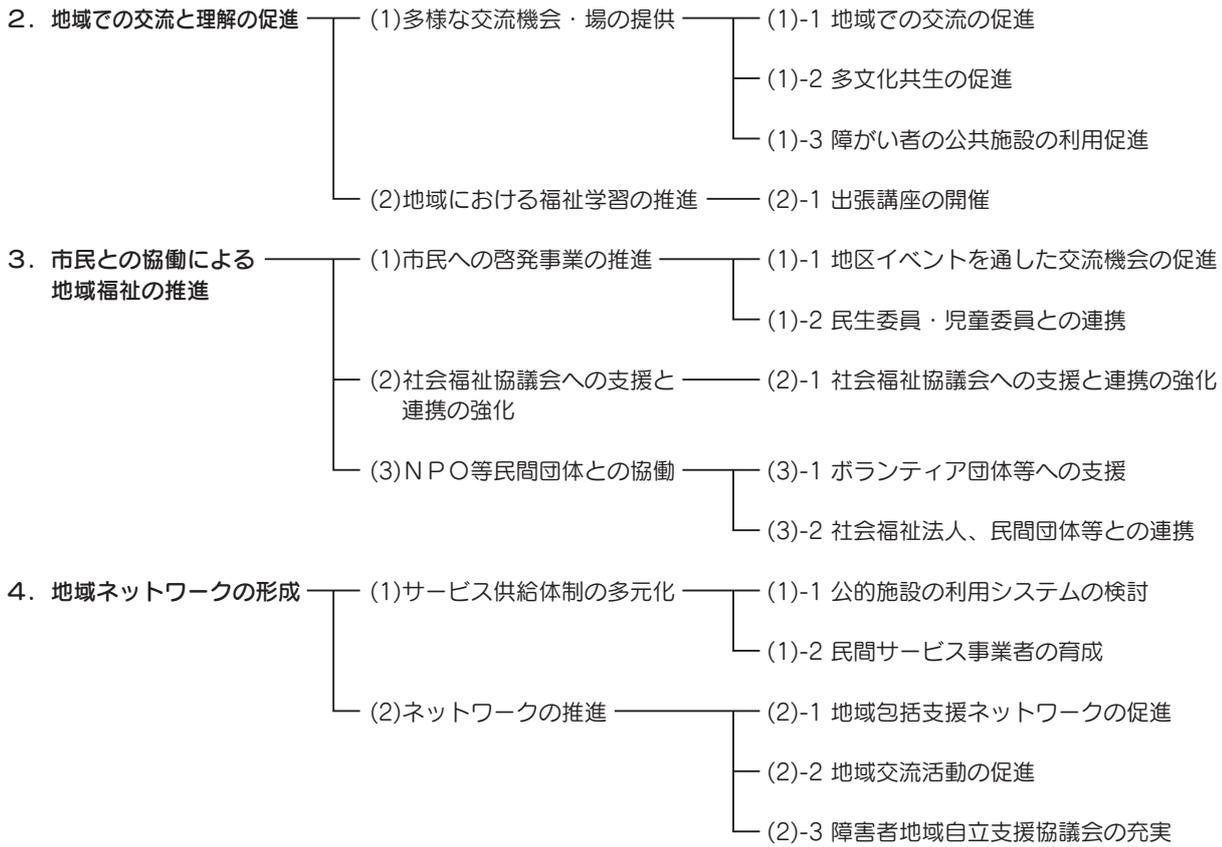
そのためには、障がい者も含めた市民、企業などすべての人々がそれぞれ役割を分かち合い、ともに力をあわせて取り組んでいく必要があります。これを踏まえ、すべての人々を社会の一員として迎え入れ支え合う「ソーシャルインクルージョン」を目指します。

今後も、協働という考え方のもと、地域ぐるみで障がい者支援のネットワークづくりに取り組んでいくことが必要です。

施策の体系

第1章 広報・啓発の推進





【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(市民)から】

図2-1-1 「障害者週間」を知っているか

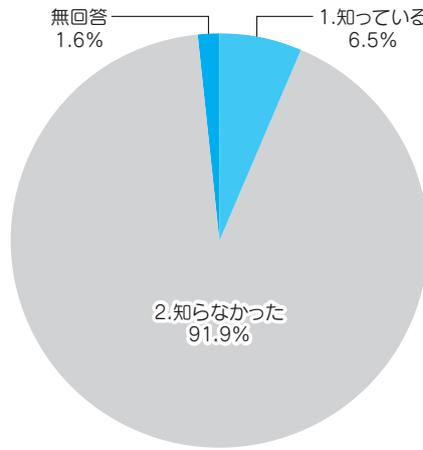


図2-1-2 障がいのある方を対象とした「ボランティア活動」に関心があるか

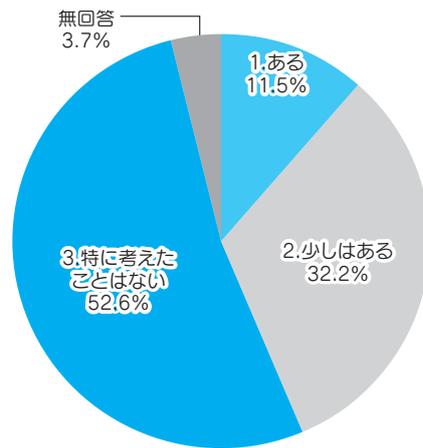
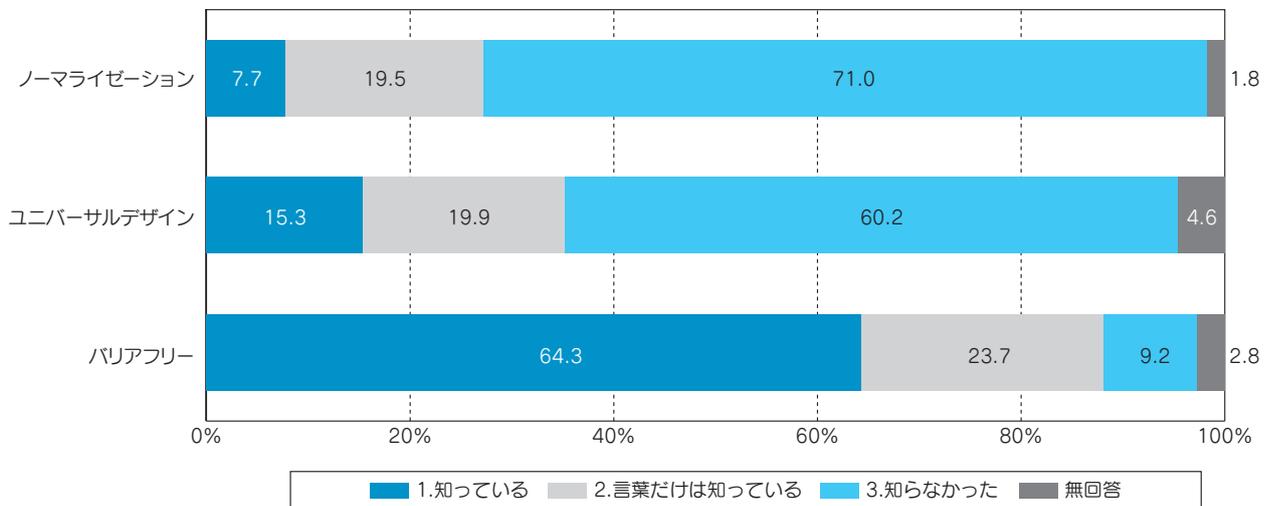


図2-1-3 「ノーマライゼーション」「ユニバーサルデザイン」「バリアフリー」という言葉を知っているか



一般市民の方で、「障害者週間を知っている人」は1割弱、「障がいのある方を対象としたボランティア活動に関心がある人」が5割弱となっており、今後、障がい者施策や福祉に係る理念の周知を図るとともに、ボランティア活動の活性化が求められます。また、「ノーマライゼーション」「ユニバーサルデザイン」「バリアフリー」の認知度は「バリアフリー」に関しては過半数の人が「知っている」が「ノーマライゼーション」や「ユニバーサルデザイン」については低く、引き続き啓発・広報活動が重要といえます。(図2-1-1・図2-1-2・図2-1-3参照)

【「関係団体等ヒアリング調査結果」から読み取れた課題】

- ・ 子どもからともに学ぶ機会の創出、拡大
- ・ 「ふれあいの日」の一般の参加者への参加呼びかけ、参加促進
- ・ 手話を学ぶ機会の提供、手話のできる職員や市民の拡大
- ・ 要約筆記の認知度の向上と活用範囲の拡大
- ・ 情報入手の困難な聴覚障がい者への情報提供の充実
- ・ 障がい者と行政の定期的な協議会設置の検討、障がい問題関連会議への障がい者委員の参加
- ・ 障がい者やその家族への情報提供と要支援申請の促進

1 広報・啓発活動の充実

【施策の方向】

共生理念の普及・啓発と障がい者や障がい者問題に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

(1) 広報活動の充実

(1)-1 広報媒体を通じた広報・啓発の充実

広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「市民ガイドブック」、「越谷市の障害者福祉ガイド」には最新の情報を掲載するよう努め、利便性の向上を図ります。視覚に障がいがある方へは「広報こしがや点字版」を発行します。また、ボランティア団体によるデージー図書版も発行しています。

テレビ広報番組「いきいき越谷」に手話通訳を入れ制作・放送します。また、ホームページの充実のほか、越谷cityメール配信サービスの利用拡大に努めます。

(広報広聴課、関連各課)

(1)-2 インターネットの活用

ICT（情報コミュニケーション技術）の発展を踏まえ、アクセシビリティに関するJIS規格「JISX-8341-3:2010」に沿っただれも見やすく使いやすいホームページづくりと「障害者の日記念事業ふれあいの日」などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。さらに、バリアフリーマップ（Web版）を掲載して、各施設のきめ細かい情報提供を行います。（広報広聴課、関連各課）

(2) 啓発イベントの推進

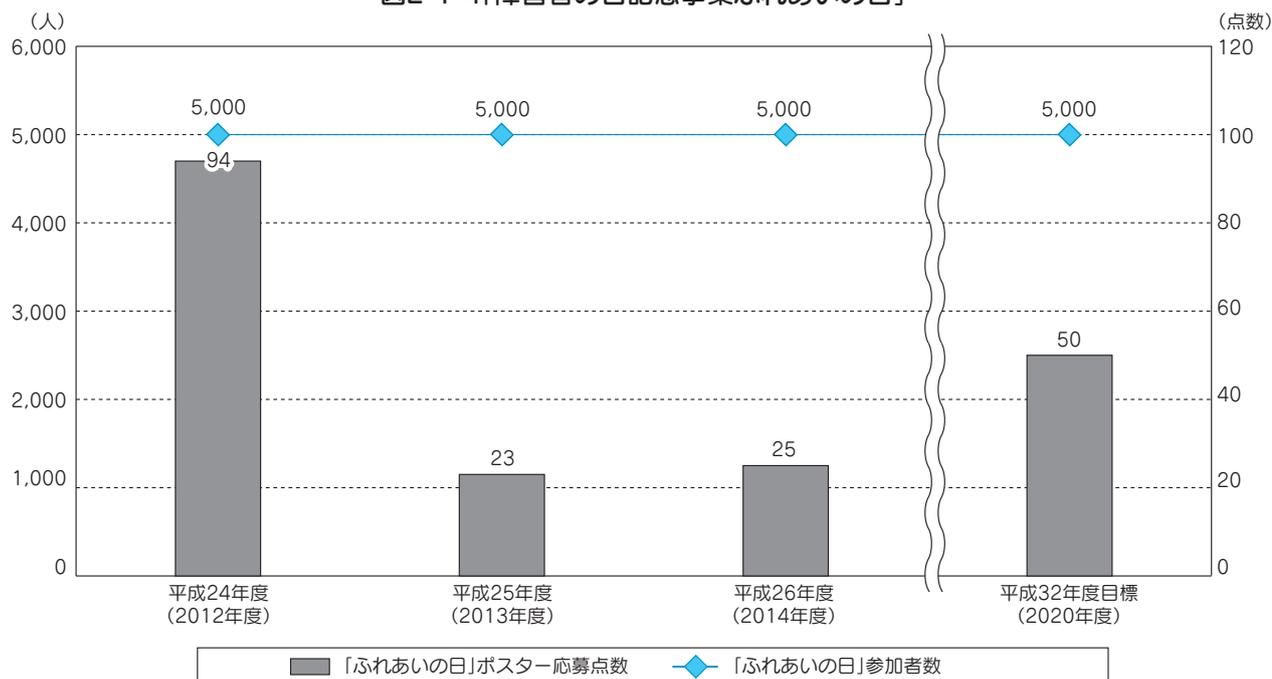
(2)-1 「障害者週間」・「人権週間」の周知（7章に再掲）

「障害者週間（12月3日～9日）」を周知するため、「障害者の日記念事業ふれあいの日」（6月第一日曜日）を開催し、市民から多くのポスターを募集するなどして障がいに対する理解の促進を図り、障がい者をはじめより多くの市民の参加を促進するため、内容の充実を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。

また、「人権週間（12月4日～10日）」において、障がいに対する適切な理解を深めるための啓発についても推進します。

(障害福祉課、子育て支援課、人権・男女共同参画推進課、生涯学習課)

図2-1-4「障害者の日記念事業ふれあいの日」



(2)-2 講演会・フォーラムの開催（7章に再掲）

市民が障がい者問題について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会などを開催します。

また、市民団体などと協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する適切な理解を深める取り組みを行います。

（保健所精神保健支援室、人権・男女共同参画推進課、生涯学習課）

(2)-3 表彰制度の推進

市民による福祉活動を促進し、福祉のまちづくりをすすめるため、越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します。（福祉部、子ども家庭部）

(2)-4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実（7章に再掲）

障がい者福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図るため、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。より多くの市民の参加を促進するため、事業内容のさらなる充実と周知を図ります。

（障害福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会）

2 地域での交流と理解の促進

【施策の方向】

コミュニティ施設において、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図るなど、ハード・ソフトの両面から交流活動の環境整備に努めます。また、家庭や地域の連携を図り、障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員として共感しあえるように努め、相互理解の促進に努めます。

(1) 多様な交流機会・場の提供

(1)-1 地域での交流の促進

障がい者への理解を促すため、越谷市障害者福祉センターこぼと館やそこで活動する障がい者団体や市内の障がい者関連福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域での交流事業を支援します。また、地域の世代間交流事業や祭りなどの行事を通して交流を促進します。(障害福祉課、子育て支援課、市民活動支援課)

(1)-2 多文化共生の促進

外国文化を紹介する機会を通して、障がい者と国際交流員や多文化共生推進員との交流及び相互理解を推進します。(市民活動支援課)

(1)-3 障がい者の公共施設の利用促進

障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減免などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。(市民活動支援課、関連各課)

(2) 地域における福祉学習の推進

(2)-1 出張講座の開催

地区センター・公民館との連携を密にし、出張講座の周知と活用に努めるとともに、地域からの福祉づくりを推進します。(障害福祉課)

3 市民との協働による地域福祉の推進

【施策の方向】

地域福祉を推進するために、自立、共生、社会参加等、障がい者福祉の理念に対する市民意識の向上に努めます。

また、越谷市社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどの活動支援と連携強化に取り組むとともに、障がい者の生活支援サービスの充実、障がい者の社会参加の促進に向けて、市民と各種団体との協働体制の確立を目指します。

(1) 市民への啓発事業の推進

(1)-1 地区イベントを通じた交流機会の促進

福祉施設従事者、あるいは障がい者関係団体と市民との交流の機会の提供を図ります。
(障害福祉課)

(1)-2 民生委員・児童委員との連携

地区民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。(障害福祉課、福祉推進課、関連各課)

(2) 社会福祉協議会への支援と連携の強化

(2)-1 社会福祉協議会への支援と連携の強化

越谷市社会福祉協議会は、民間地域福祉活動の推進主体として、また、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っていることから、今後も越谷市社会福祉協議会への支援に努めるとともに、連携の強化を図ります。(障害福祉課、福祉推進課、社会福祉協議会)

表2-1-1 越谷市社会福祉協議会の主な事業

項目	事業	内容
在宅福祉サービスの推進	福祉車両貸出し事業	福祉車両（ワゴン車、軽自動車）の貸出し
	車椅子貸出し事業	車椅子の貸出し
	紙おむつ等配付事業	紙おむつ等の配付
	在宅障がい者テイスサービス事業	障害者福祉センターの運営
	生活・就労相談事業	障害者就労訓練施設及び障害者就労支援センターの運営 ※障害者福祉センターを含めた3つの施設、機能を活かし、就労に向けた一体的な支援を行う
	障がい者関係福祉団体への支援	助成金の交付、関係機関との連絡調整、事業活動への協力
	障がい者福祉ボランティア育成事業	ボランティアスクールなどの開催
	在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」	在宅支援を目的とした家事支援サービスを有料で実施
小地域福祉活動の推進	見守り活動事業	福祉推進員活動の推進
住民参画活動の支援	ボランティアセンター機能の充実	障がい者支援ボランティアグループの活動
	市民による情報支援活動の促進	情報の提供
市民の福祉意識啓発	積極的な学習機会の提供	講演会、講習会の開催
	社協だよりの発行	年6回発行
	障害者の日記念事業への支援	年1回開催
包括的生活支援の体制整備	成年後見センター	成年後見制度の利用援助、その他必要な支援
	日常生活自立支援事業の推進	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行う

資料：社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会

(3)NPO等民間団体との協働

(3)-1 ボランティア団体等への支援

ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、越谷市社会福祉協議会と協力して、ボランティアの育成と組織化を図るとともに、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、その活動を支援します。(障害福祉課、関連各課)

(3)-2 社会福祉法人、民間団体等との連携

障がい者の自立支援サービスの充実と、社会福祉法人や民間団体などとの協働を推進するため、連携を強化します。(障害福祉課、関連各課)

4 地域ネットワークの形成

【施策の方向】

誰もが身近な地域で快適に生活できるような環境整備と、自主活動ができる暮らしの基盤づくり、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めます。

(1) サービス供給体制の多元化

(1)-1 公的施設の利用システムの検討

地区センター・公民館、市民プール、公園などの公的施設における障がい者利用の利便性の向上を図るとともに、高齢者の福祉施設を障がい者も利用できるようなシステムについて検討します。(障害福祉課、福祉推進課、関連各課)

(1)-2 民間サービス事業者の育成

民間サービス事業者のサービス提供が適正なものとなるよう支援し、障がい者がいつでも安心して適切なサービスを選択できるよう、民間サービス事業者の育成を図ります。
(障害福祉課、福祉指導監査課)

(2) ネットワークの推進

(2)-1 地域包括支援ネットワークの促進

市では、障がい者や高齢者など支援を必要とする方が、安心して暮らし続けることができるように、市内11か所の地域包括支援センターを拠点に地域全体で見守りや助け合いをしていくネットワークをすすめています。警察署や消防署などの関係機関をはじめ、地域の事業者や各種団体、地域住民と連携し、支援を必要とする方を早期に発見して、問題の深刻化を防ぎます。支援を必要とする方の相談や情報を受けた地域包括支援センターは、必要に応じて支援につなげます。(地域包括ケア推進課、障害福祉課、関連各課)

(2)-2 地域交流活動の推進

日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、地域交流活動を推進します。(障害福祉課、関連各課)

(2)-3 障害者地域自立支援協議会の充実（5章に再掲）

障がい者等の地域生活を支援するために、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。障がい者等がそのニーズや生活実態に即して有効な障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携体制を図ります。

（障害福祉課）

第2章 保健・医療の充実

現況と課題

本市では、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21（平成26年度～平成35年度（2014年度～2023年度）」を策定し、市民主体の健康づくり活動を推進しており、各世代や地域のニーズに対応しつつ、市民一人ひとりの健康状態に応じてきめ細かく支援しています。

現在、心身の発達に不安のある子どもに対して、発達相談を実施し、支援を行っているほか、障がい児に対して通所による訓練などを行っています。一方、障がいの多様化に対応した療育機能の整備が課題になっており、今後とも、保健・医療・福祉の連携に努め、一人ひとりの健やかな発達を支援していく必要があります。

また、病気や事故の後遺症に起因する身体障がいや高次脳機能障がいにみられるように、中途障がい者が増加傾向にあるとともに障がいの重度化傾向もみられ、生活習慣病の予防対策の強化とともに病気や異常を早期に発見し、早期治療につなげていくことが重要になっています。このため、健康診査やがん検診及び健康教育、健康相談など保健事業の一層の充実を図ることが必要になっています。

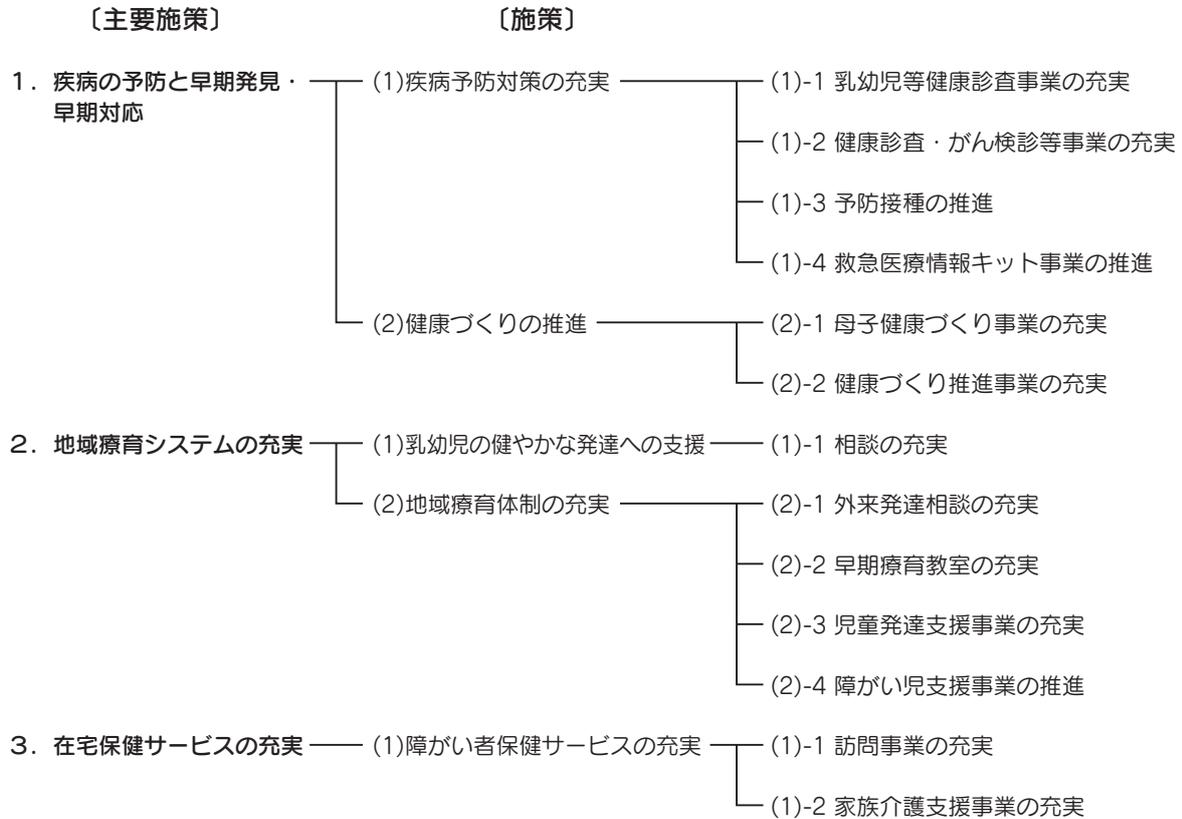
さらに、障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化がすすんでいることから、障がい者の健康への不安が増しており、きめ細かな保健サービスの推進や医療費負担の軽減が望まれています。

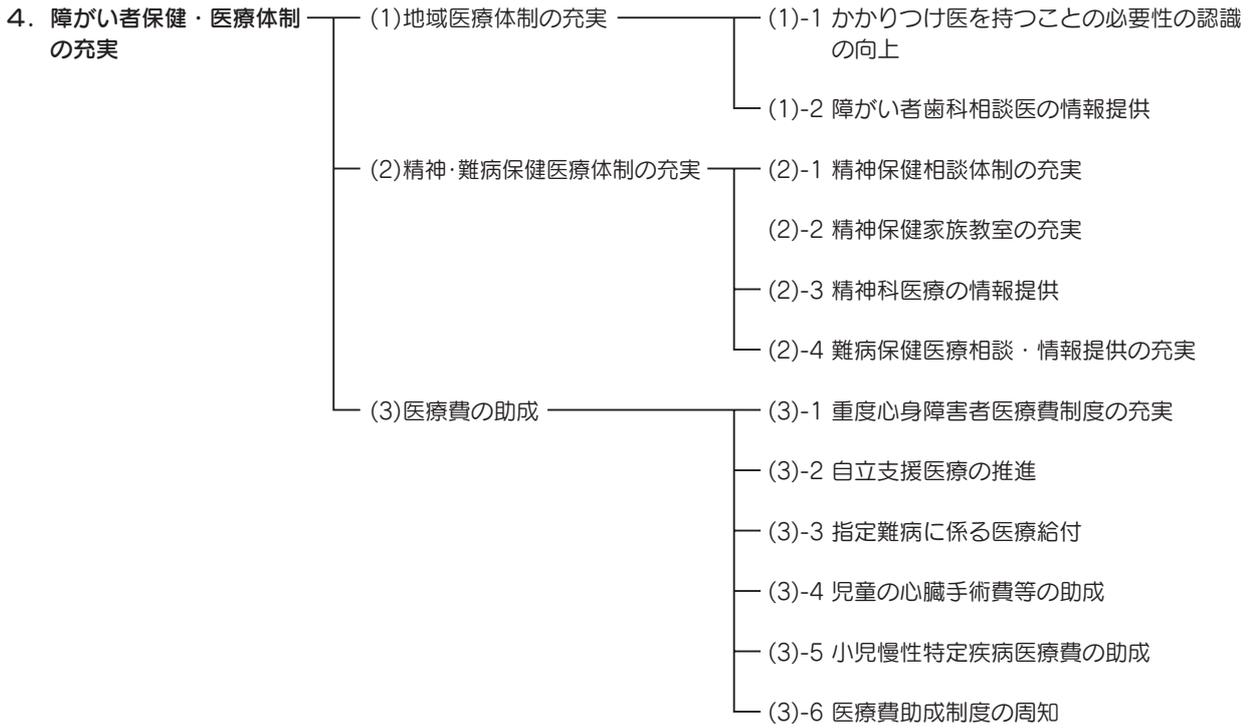
難病については、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、医療費助成の対象疾病が従来の56疾病から110疾病へ、さらに平成27年7月には306疾病へと順次拡大されています。

本市の救急医療体制は、初期救急医療から第三次救急医療まで市内において整っていますが、地域で暮らす障がい者が安心できるような診療体制の充実が求められています。

施策の体系

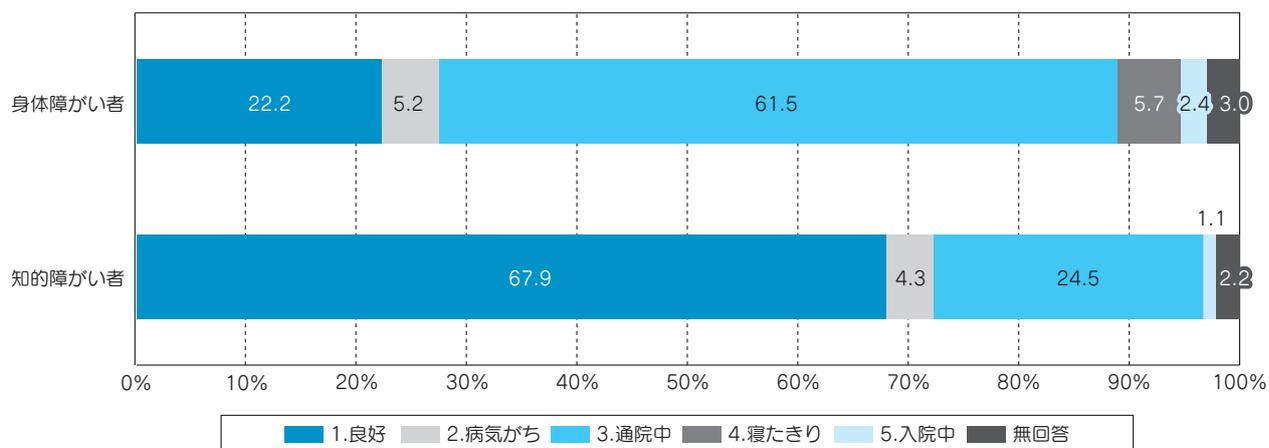
第2章 保健・医療の充実





【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者)から】

図2-2-1 現在の健康状態



身体障がい者では、「病気がち」「通院中」「寝たきり」「入院中」の人が7割強であるのに対し、知的障がい者は、「良好」な人が7割近く、「病気がち」「通院中」「入院中」の人は3割弱です。今後も、それぞれの障がいごとの状況を把握した上での適切な対応が求められます。

【「関係団体等ヒアリング調査結果」から読み取れた課題】

- ・ 障がい者(児)のための病院(医療)の充実、病院情報の提供
- ・ 高次脳機能障がいの相談しやすい環境づくり、早期発見・診断の体制構築
- ・ 高次脳機能障がいや認知症、若年認知症が同じ支援を受けられる仕組みづくり
- ・ 障がい者へのヒアリング強化、実態(人数)の把握

1 疾病の予防と早期発見・早期対応

【施策の方向】

乳幼児健康診査や健康診査事業等を実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努め、障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や介護予防に積極的に取り組みます。また、食生活の改善や運動を通じた市民主体の健康づくり活動を推進します。

(1) 疾病予防対策の充実

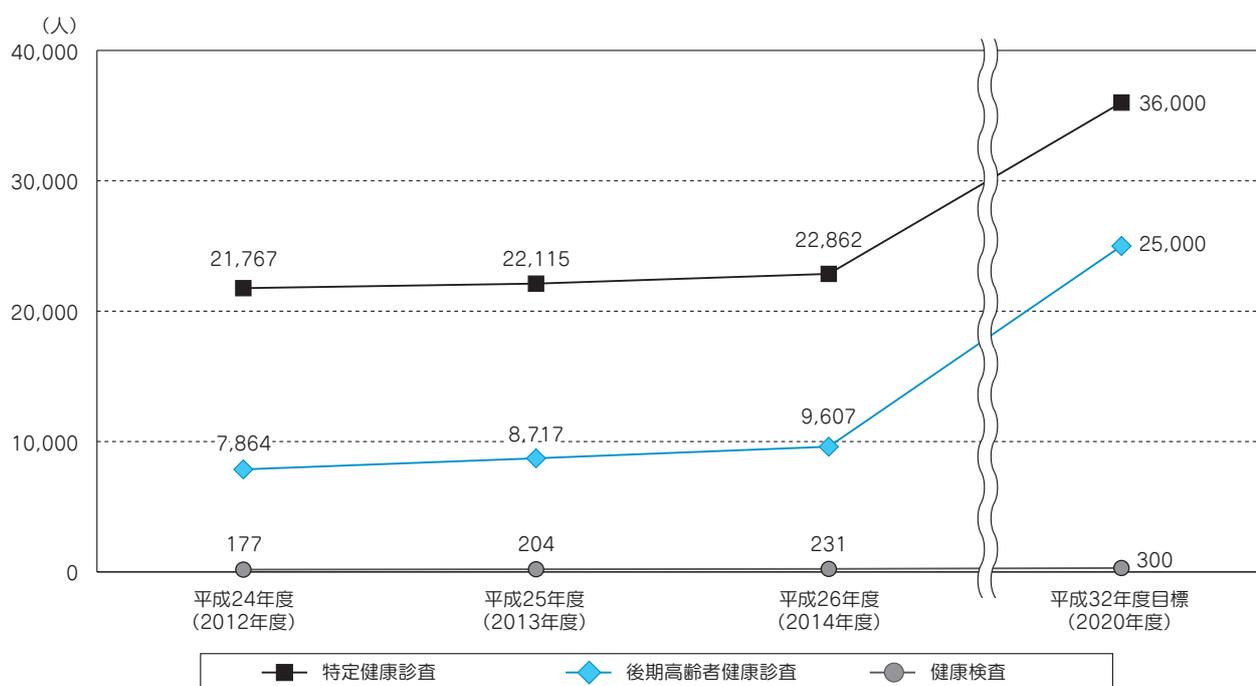
(1)-1 乳幼児等健康診査事業の充実

乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図ります。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。(市民健康課)

(1)-2 健康診査※・がん検診等事業の充実

疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等を実施します。生活習慣病予防、骨粗しょう症予防などについて広報や健康教育などを通して広く啓発し、健(検)診受診の必要性について周知を図ります。(市民健康課、国民健康保険課)

図2-2-2 特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査(受診者数)



※ 健康診査：医療保険未加入40歳以上

図2-2-3 特定健康診査・後期高齢者健康診査(受診率)

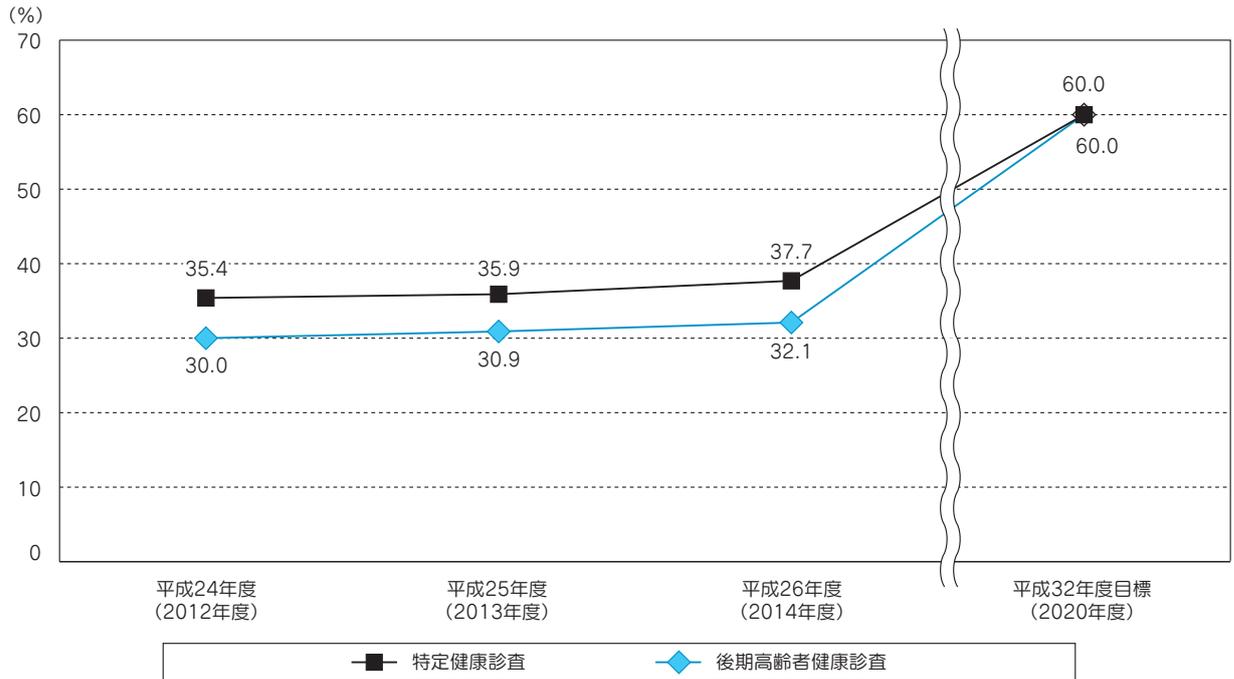
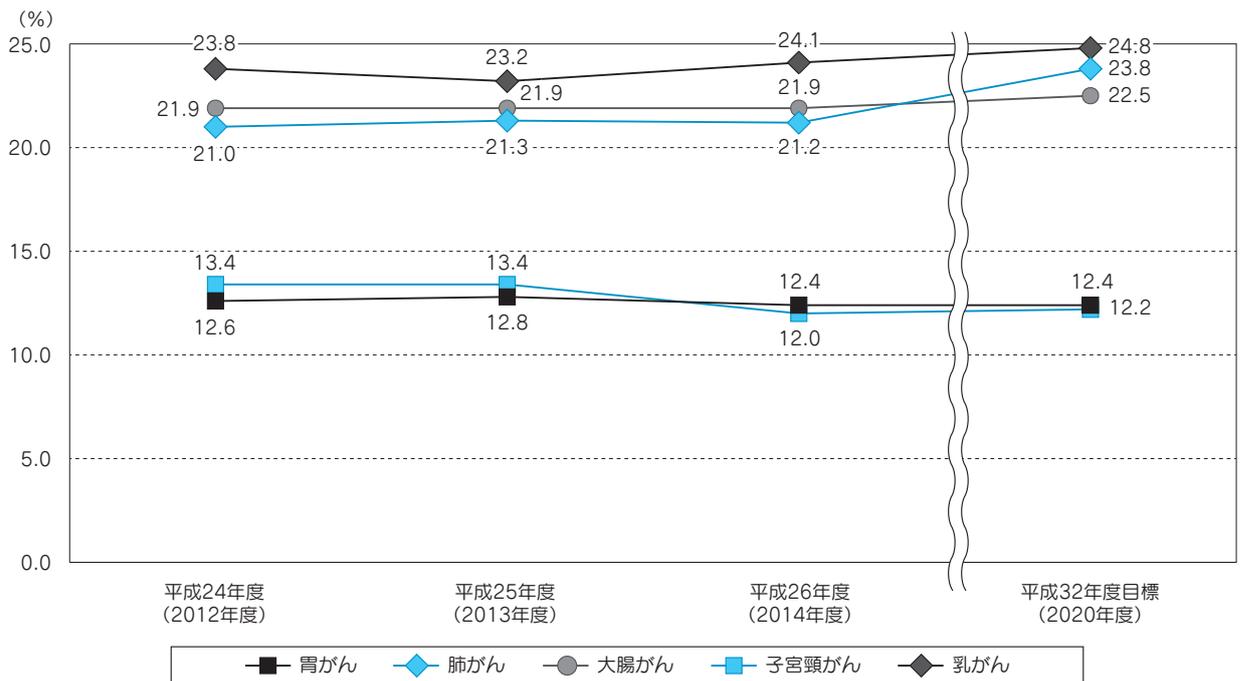


図2-2-4 がん検診(受診率)



(1)-3 予防接種の推進

感染症を予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、健診等の機会において未接種者への勧奨に努め、接種率の向上を図ります。(市民健康課)

(1)-4 救急医療情報キット事業の推進（6章に再掲）

救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて保管することで救急隊、病院が迅速に救急救命活動を行えるようにするためのものです。

高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。

（地域包括ケア推進課、障害福祉課）

(2)健康づくりの推進

(2)-1 母子健康づくり事業の充実

母子の健康づくりを推進するため、母子健康手帳の交付並びに、各種教室への参加を推奨します。さらに、個別相談や助産師・保健師による産婦・新生児等への全戸訪問を推進します。

また、乳幼児期の健全な発育・発達を支援するため、各種教室を開催します。

（市民健康課）

表2-2-1 母子健康づくり事業(開催数)

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
母親学級・両親学級 (3日間1コース)	10コース	10コース	10コース	10コース
育児相談	49回	49回	50回	49回
離乳食教室	55回	55回	55回	55回
乳幼児栄養相談	30回	30回	28回	30回
アレルギー教室	2回	2回	2回	2回
ヘルシーキッズスクール (2日間コース)	6回	6回	6回	6回

(2)-2 健康づくり推進事業の充実

市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。

また、生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。(市民健康課、保健所精神保健支援室)

表2-2-2 健康教室、健康相談(開催数、参加人数)

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
健康教室※1	9,908人 (365回)	10,041人 (366回)	10,057人 (366回)	10,000人
健康相談※2	3,607人	3,593人	3,620人	3,600人

※1 健康教室では、生活習慣病予防のための教室や食生活改善のための栄養教室、運動指導などを実施している。

※2 健康相談では、精神保健を含む健康に関する相談、栄養相談やリハビリなんでも相談を実施している。

2 地域療育システムの充実

【施策の方向】

心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設において、通所事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

(1)乳幼児の健やかな発達への支援

(1)-1 相談の充実

保健指導を必要とする幼児に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。(市民健康課)

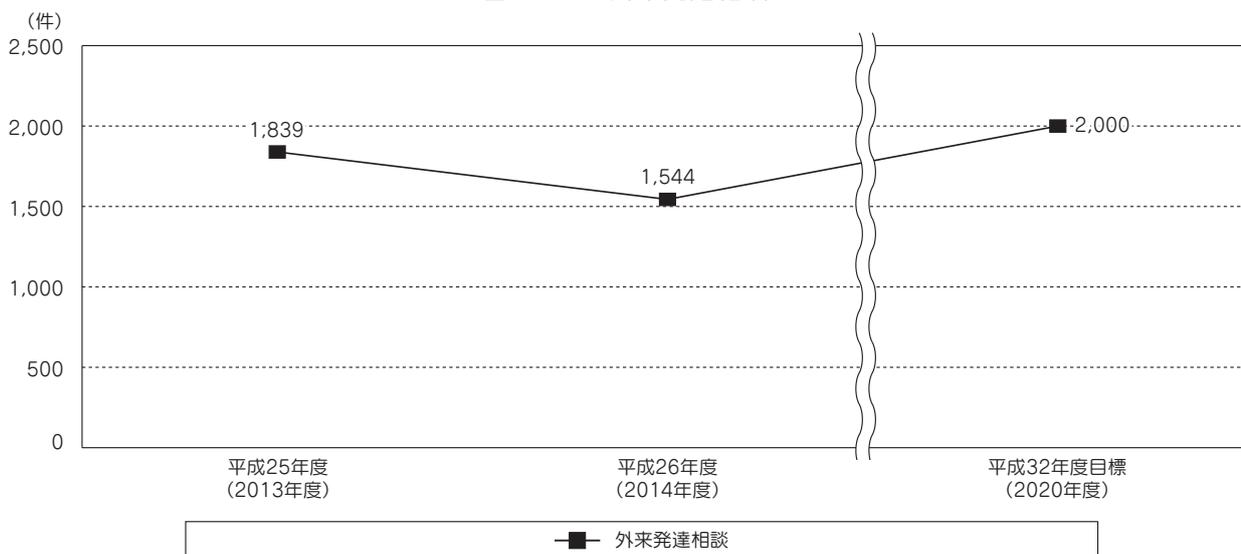
(2) 地域療育体制の充実

(2)-1 外来発達相談の充実

平成25年度（2013年度）に市が開設した越谷市児童発達支援センターに配置する専門職などのスタッフ機能の一層の活用により心身の発達における相談・療育機能の充実を図ります。

また、保健センター、教育センター、中川の郷療育センター及び関係医療機関などとの連携を図ります。（子育て支援課）

図2-2-5 外来発達相談



(2)-2 早期療育教室の充実（3章に再掲）

越谷市児童発達支援センターで実施する早期療育教室の指導体制の強化をすすめて一層の療育機能を充実させるとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。（子育て支援課）

表2-2-3 早期療育教室（開催数）

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
いちご教室開催数	24回開催	25回開催	11回開催	30回開催
つくしんぼ教室開催数	47回開催	71回開催	105回開催	110回開催
はとぼっぼ教室開催数	63回開催	62回開催	58回開催	70回開催
たけのこ教室開催数	37回開催	50回開催	37回開催	50回開催

注)いちご・つくしんぼ・はとぼっぼ教室は、歩行が可能で発達に支援が必要な未就園児。各教室はおおよその年齢により振り分けています。たけのこ教室は運動発達に支援が必要な未就園児。

(2)-3 児童発達支援事業の充実（3章に再掲）

知的障がい児通園施設みのり学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、ことばの治療相談室及び早期療育教室とも一体化を図り、支援を必要とする児童の相談・療育・訓練などを行う拠点として、平成25年度（2013年度）に開設した越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。（子育て支援課）

表2-2-4 児童発達支援事業利用者数

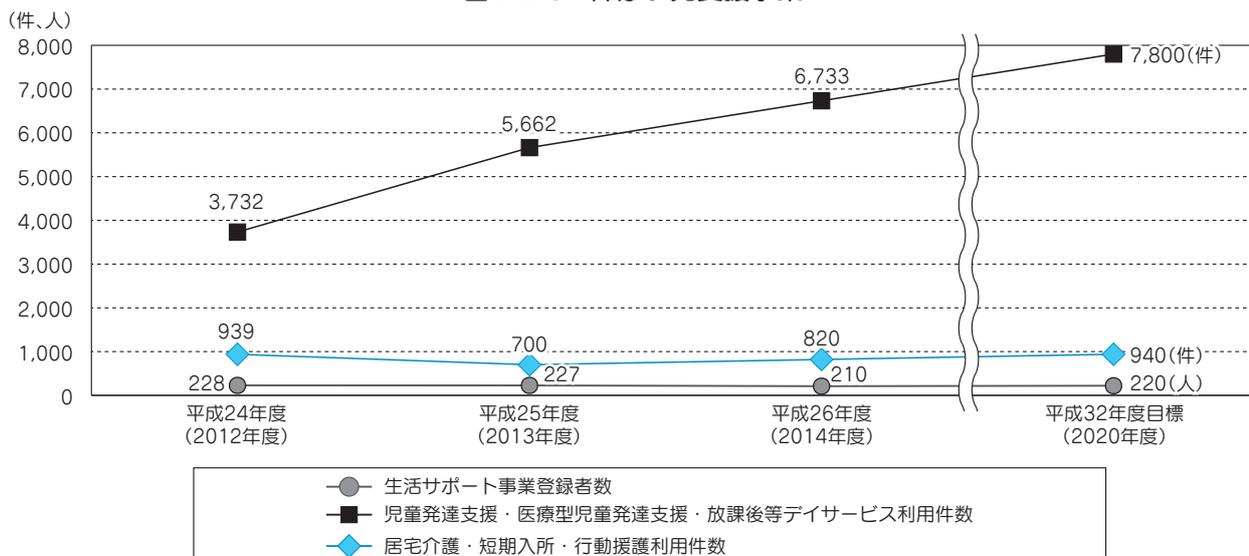
事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
ぐんぐん	—	54人	52人	60人
のびのび	—	55人	65人	80人

注)ぐんぐんは心身の発達に支援の必要な就学前の児童が毎日通所し、療育を行っています。のびのびは幼稚園・保育所等に通っている発達に支援が必要な児童を対象に月1回程度の専門の療育を行っています。

(2)-4 障がい児支援事業の推進（第5章に再掲）

障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等他の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応じていきます。また、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。（子育て支援課）

図2-2-6 障がい児支援事業



3 在宅保健サービスの充実

【施策の方向】

障がい者の健康を保持し障がいの重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導や健康診査など保健事業を充実します。

(1) 障がい者保健サービスの充実

(1)-1 訪問事業の充実

障がい者、高齢者の健康の保持・増進と障がいの重度化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業（健康診査・保健指導）などの保健事業を充実するとともに、保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士などによる訪問事業を実施します。また、在宅での療養生活を支えるため、市内訪問看護ステーション等の情報を提供します。

(市民健康課)

表2-2-5 訪問事業

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
機能訓練や精神疾患の方を対象にした訪問事業訪問人数	・寝たきり 26人 ・精神保健 30人	・寝たきり 13人 ・精神保健 50人	・寝たきり 12人 ・精神保健 116人	・寝たきり 15人
在宅訪問歯科保健事業訪問人数	2人	10人	12人	20人

(1)-2 家族介護支援事業の充実

在宅の障がい者や高齢者などを介護する家族を対象に、介護知識などの必要な情報提供を行う教室開催等の充実と、介護する家族、特に認知症においては、認知症の人や家族に対する周囲からの理解促進や支援などに努めます。(地域包括ケア推進課)

表2-2-6 家族介護支援事業

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
家族介護教室参加人数	48人	15人	11人	30人
認知症サポーター養成者数	2,970人	4,310人	4,887人	30,000人*

※ 平成19年度からの累計

4 障がい者保健・医療体制の充実

【施策の方向】

障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費制度の周知、充実に努め、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。また、指定難病及び精神保健に関する支援を充実します。医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携し、当事者のニーズに沿った医療及び療養生活に関する相談・支援・情報提供を行います。

(1) 地域医療体制の充実

(1)-1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上

障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上に努めます。

(地域医療課)

(1)-2 障がい者歯科相談医の情報提供

障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会による訪問歯科診療の推進を支援するとともに、関係機関と連携して、越谷市の障害者福祉ガイドに、埼玉県障害者歯科相談医などについての情報提供を図ります。(障害福祉課、市民健康課)

(2) 精神・難病保健医療体制の充実

(2)-1 精神保健相談体制の充実

相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障がい者及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。(保健所精神保健支援室)

(2)-2 精神保健家族教室の充実

関係機関と連携して、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、疾病に関する正しい知識や関わり方などに関する情報を提供するとともに、家族同士の交流を促進します。(保健所精神保健支援室)

表2-2-7 精神保健福祉家族教室

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
家族教室の開催数と日数	年1回 (延3日)	年1回 (延3日)	年1回 (延3日)	年2回 (延4日)

(2)-3 精神科医療の情報提供

埼玉県立精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、広域的な協力のもと、精神科医療に関する情報を提供します。(保健所精神保健支援室)

(2)-4 難病保健医療相談・情報提供の充実

埼玉県難病相談支援センターなどの関係機関と連携・協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。(保健所保健総務課)

(3) 医療費の助成

(3)-1 重度心身障害者医療費制度の充実

医療保険制度による医療費の一部負担金について助成金を支給し、重度心身障がい者の負担軽減を図ります。また、制度の内容の充実及び対象者の拡大を国・県に要望するとともに、制度の安定的な継続を図ります。(障害福祉課)

表2-2-8 重度心身障害者医療費助成制度

事業名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
重度心身障害者医療給付事業 (給付件数)	160,176件	166,817件	174,571件	120,000件

(3)-2 自立支援医療の推進

精神障がい者の社会復帰のため、または身体の機能障がいを除去、軽減するため、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の負担軽減を図ります。
(障害福祉課、子育て支援課)

図2-2-7 障がい者通院医療費の助成

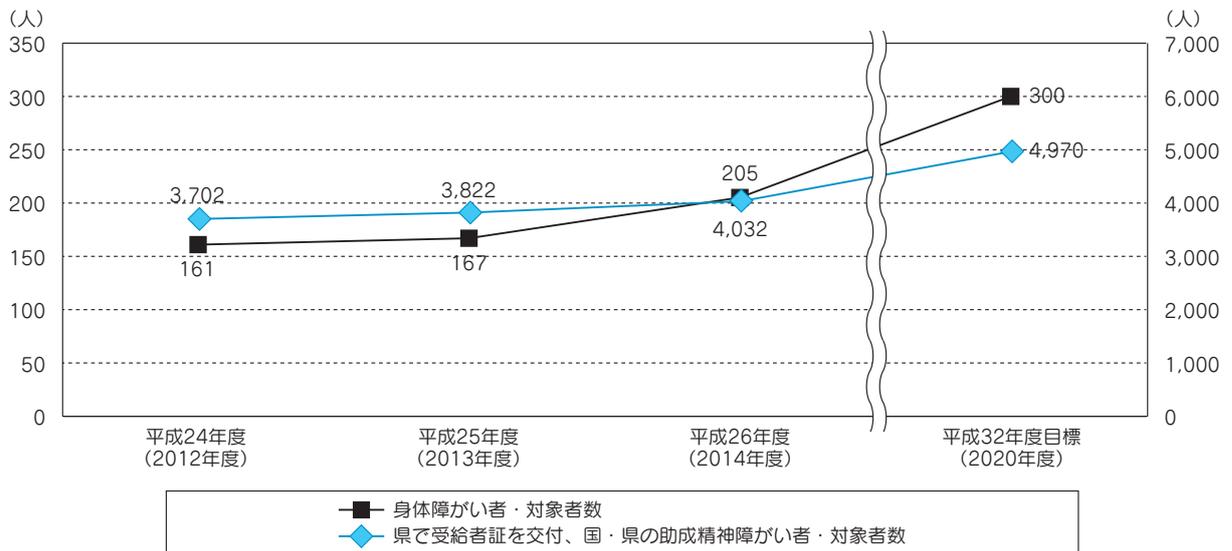
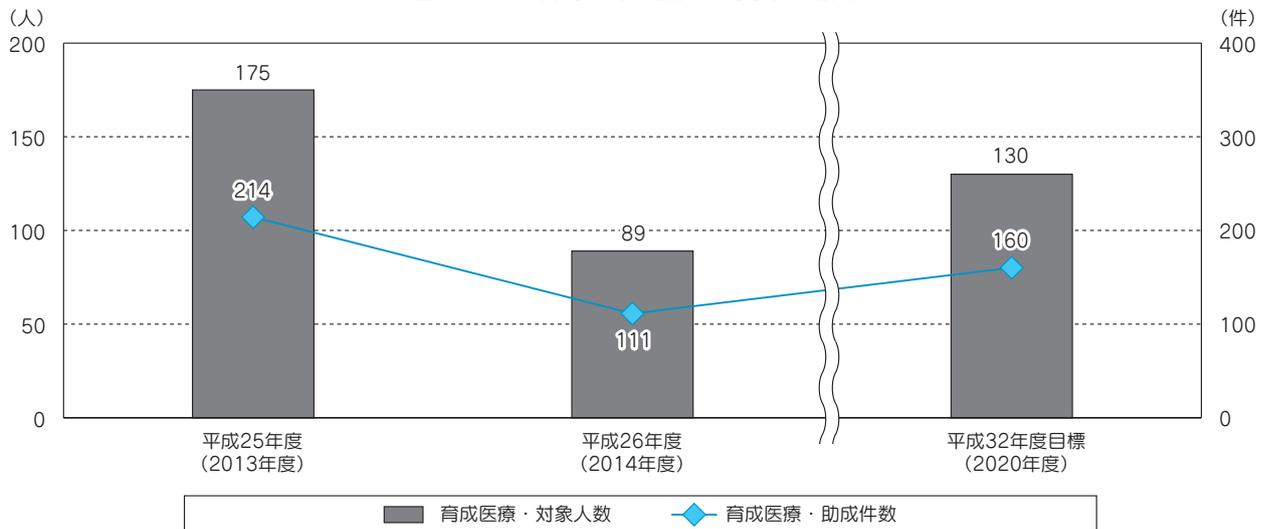


図2-2-8 障がい児通院医療費の助成



(3)-3 指定難病に係る医療給付

対象となる疾病の治療を受けている方の医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の医療費の一部を助成します。(保健所保健総務課)

(3)-4 児童の心臓手術費等の助成

児童の心臓手術などにおける経済的な負担を軽減するため、精密検査及び手術などに要する医療費以外の自己負担金について助成します。(子育て支援課)

(3)-5 小児慢性特定疾病医療費の助成

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を助成します。(市民健康課)

(3)-6 医療費助成制度の周知

広報紙や市民ガイドブック、越谷市の障害者福祉ガイド、市のホームページなど各種の情報媒体を活用するとともに、チラシの作成・配布や相談活動などさまざまな方法により医療費助成制度の周知に努めます。

(障害福祉課、子育て支援課、市民健康課、保健所保健総務課)

第3章

教育・育成の充実

現況と課題

一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに学ぶ教育は重要です。平成19年（2007年）4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実することとなりました。

子どもの育成や教育に関してさまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長にあわせた教育環境の整備が求められています。

これまで本市では、児童発達支援センターにおいて早期療育や支援を必要とする児童への相談・訓練を取り組んでおり、また、市立保育所において障がい児保育を実施しています。障がいのある児童生徒は、市内小・中学校や、肢体不自由児を対象とした越谷特別支援学校、知的障がい児を対象とした越谷西特別支援学校・草加かがやき特別支援学校に在籍しています。こうした状況に基づき、市内の小・中学校に肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がいに応じた特別支援学級を設置するとともに、難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がいに応じた通級指導を行ったり、支援籍学習を実施するなど、多様な教育的ニーズに対応しています。

放課後児童対策としては、留守家庭の小学校児童を対象にした学童保育、及び特別支援学校などに通う児童生徒の放課後等デイサービスを実施してきました。

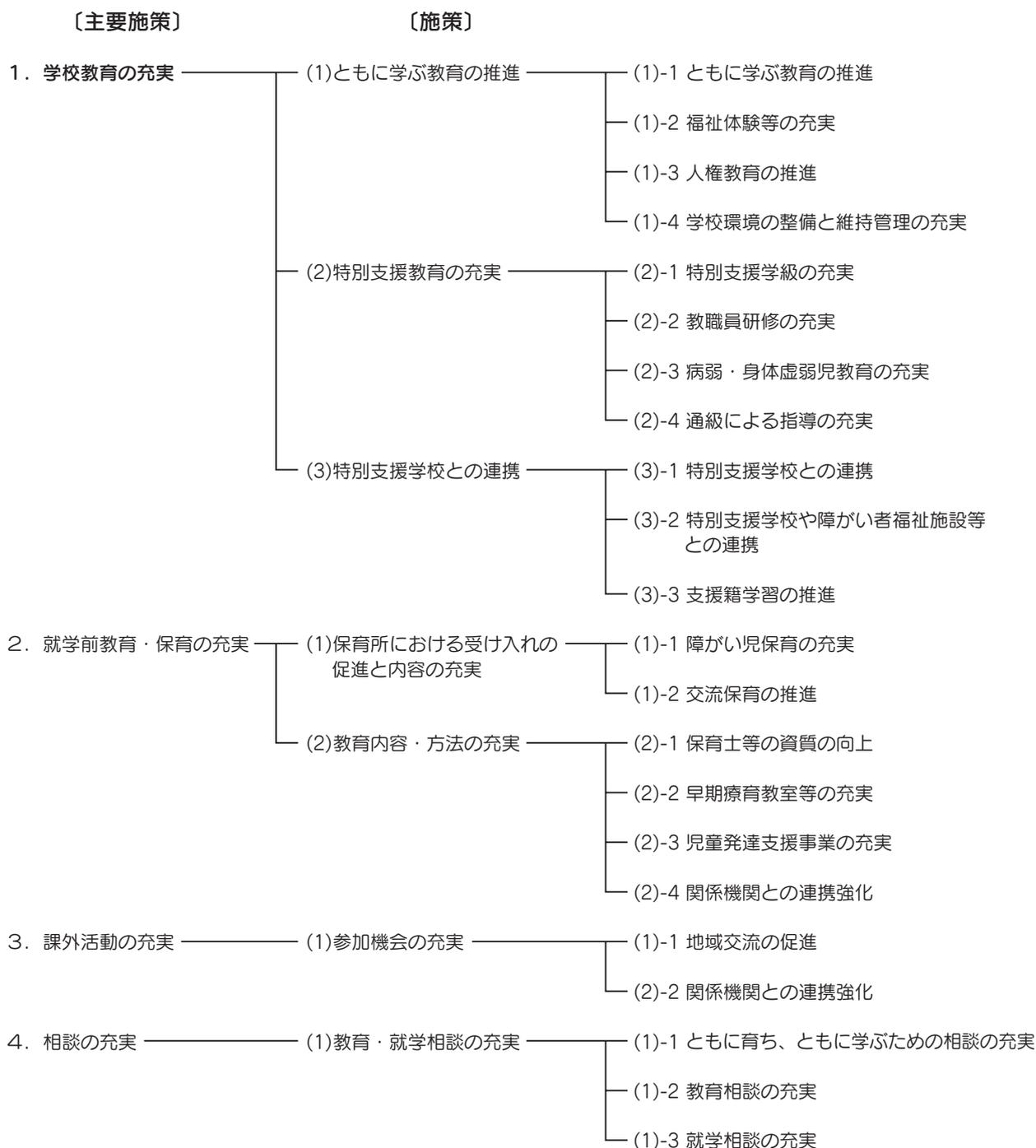
また、平成20年（2008年）3月に告示された小・中学校学習指導要領では、障がいのある児童生徒については、指導についての計画（個別の指導計画）または家庭や関係機関と連携した支援のための計画（個別の教育支援計画）を作成するなどし、きめ細かな指導を行うとともに長期的視点に立って一貫した支援を行うことが重要であるとされ、現在、市内各小・中学校では取り組みがすすめられています。

今後も、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学ぶ機会をつくり、インクルージョン※への取り組みを念頭においた、幼少期からの日常的なふれあいをより高めるとともに、教職員の資質の向上も含めた教育・保育環境面の充実を図ります。

※インクルージョン：障がいのある子どももない子どもも区別なく、ともに学ぶ機会をつくっていくこと。

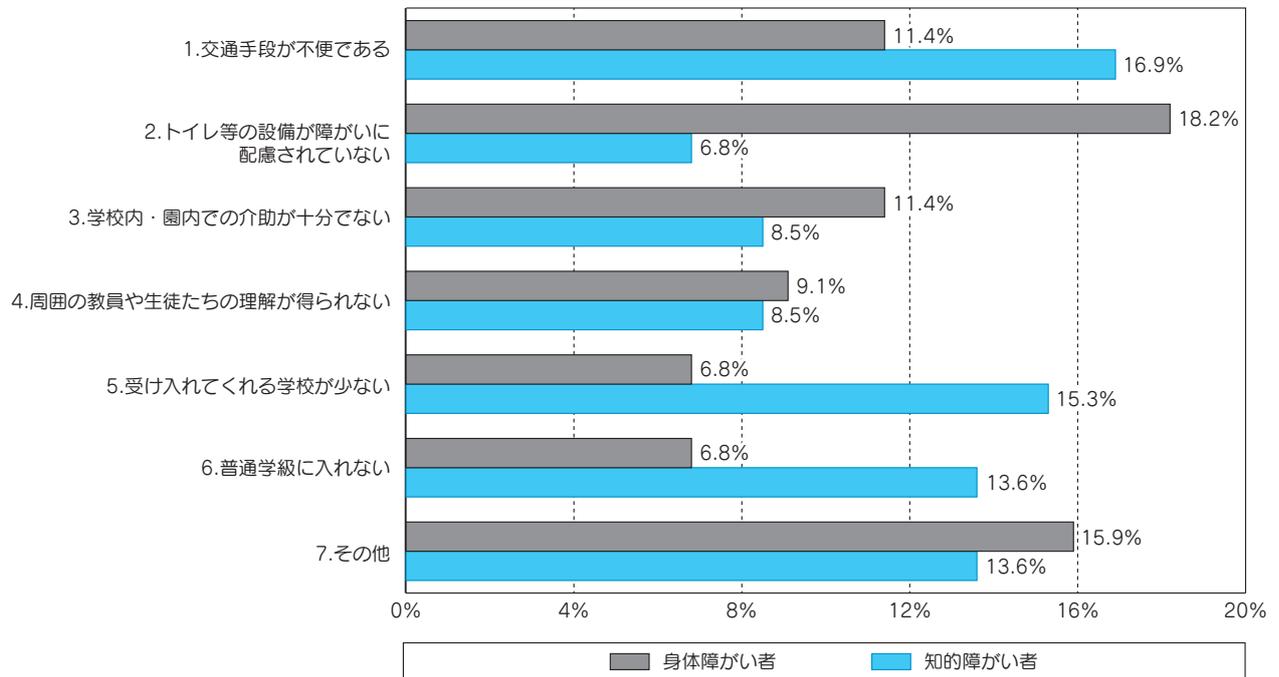
施策の体系

第3章 教育・育成の充実



【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者)から】

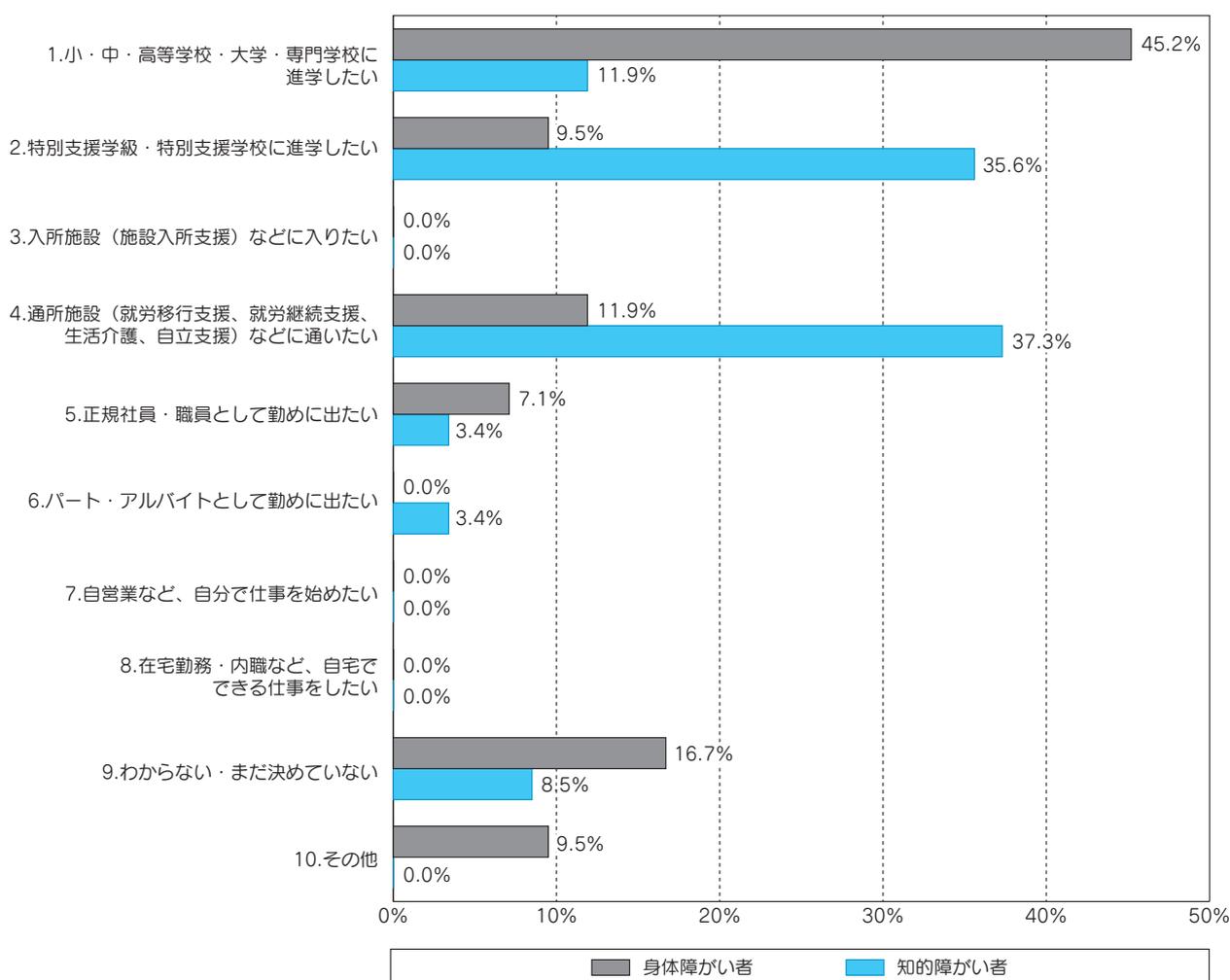
図2-3-1 通園・通学していて特に困っていること(複数回答)



注)回答数は身体障がい者44名、知的障がい者59名。

「通園・通学していて特に困っていること」について、「その他」を除いて、身体障がい者では「トイレなどの設備が障がいに配慮されていない」が18.2%で最も多くなっています。知的障がい者では「交通手段が不便である」16.9%、「受け入れてくれる学校が少ない」が15.3%、「普通学級に入れない」13.6%などが多く、今後、身体障がい者では「施設の整備」、知的障がい者では「交通手段」への対応、「受入れ学校」が求められます。

図2-3-2 現在の学校などを卒業した後の進路



注) 回答数は身体障がい者42名、知的障がい者59名。

「現在の学校などを卒業した後の進路」では、「その他」を除いて、身体障がい者は「小・中・高等学校・大学・専門学校に進学したい」が45.2%で半数近くを占め、最も多く、知的障がい者では「通所施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立支援）などに通いたい」37.3%と「特別支援学級・特別支援学校に進学したい」35.6%が1位、2位で圧倒的に多くなっています。今後も、障がい者の個性にあった進路への支援が求められます。

【関係団体等ヒアリング調査結果】から読み取れた課題】

- ・ 特別支援学級での教育の質の向上
- ・ 特別支援学校卒業後の支援
- ・ 特別支援学校における社会経験の導入、拡大
- ・ 障がいのある子どももいない子どもも「ともに学ぶ」機会の拡大・充実

1 学校教育の充実

【施策の方向】

学校教育においては、福祉教育を推進するため福祉体験等の充実を図ります。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。

(1)ともに学ぶ教育の推進

(1)-1 ともに学ぶ教育の推進

障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに学び育つことができるように、多様な方法で支援をすすめます。(教育センター、指導課)

(1)-2 福祉体験等の充実

福祉教育を推進するため、各小中学校の実態に応じて、各教科及び総合的な学習の時間などに高齢者や障がい者も講師となつて、高齢者擬似体験・車いす体験などの福祉体験や手話の学習等の充実を図ります。(指導課)

(1)-3 人権教育の推進

子どもの発達段階に応じて、障がいに関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動に自然に現れるよう、人権感覚を培う教育を推進します。(指導課)

(1)-4 学校環境の整備と維持管理の充実

子どもたちが安全・安心・快適に学べる学習環境の整備をすすめるため、福祉環境整備事業に伴う、計画的なバリアフリー化の整備を図ります。

また、老朽化による施設・設備の機能低下を改善するため、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、学校施設における非構造部材の耐震化をすすめるとともに、維持管理に努めます。(学校管理課)

(2) 特別支援教育の充実

(2)-1 特別支援学級の充実

障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の充実、施設備品等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めます。(教育センター)

(2)-2 教職員研修の充実

一人ひとりのニーズにこたえる教育が行えるよう、発達支援訪問事業、特別支援学級等担任者研修会、特別支援教育実践研修会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施するほか、各種年次研修の場でも特別支援教育研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。(教育センター)

(2)-3 病弱・身体虚弱児教育の充実

入院治療を行っている児童生徒の学習機会を保障するため、越谷市立病院内に「おおぞら学級」を設置しています。長期の入院治療を行う児童生徒への指導だけでなく、短期入院の児童生徒についても「体験学習」として取り組みを行うことで学習空白を生じさせない教育支援を行います。(教育センター)

(2)-4 通級による指導の充実

通常学級でともに学んでいる障がいのある児童生徒の学習を支援するため、難聴・言語障がい通級指導教室や、学習障がい(LD)^{※1}、注意欠陥多動性障がい(ADHD)^{※2}、高機能自閉症^{※3}等の発達障がい・情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導の充実を推進します。
(教育センター)

-
- ※1 学習障がい(LD：Learning Disabilities)：学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
 - ※2 注意欠陥多動性障がい(ADHD：Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
 - ※3 高機能自閉症：高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(3) 特別支援学校との連携

(3)-1 特別支援学校との連携

市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加・協力、および特別支援学校のコーディネーターを招へいした教職員研修会の開催等を通して支援や連携を図ります。(教育センター)

図2-3-3 特別支援教育の対象の概念(学齢期児童・生徒)



資料：文部科学省「特別支援教育の対象の概念図」を参考に作成

(3)-2 特別支援学校や障がい者福祉施設等との連携

特別支援学校や障がい者福祉施設と市立小中学校との交流機会を確保し、障がいについての理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。(教育センター)

(3)-3 支援籍学習^{*}の推進

特別支援学校に通う児童生徒が地域社会のなかで豊かに暮らしていけることができるように、自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。(教育センター)

※ 支援籍学習：「支援籍」とは、障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍で、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

2 就学前教育・保育の充実

【施策の方向】

障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの人との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や保育が必要な保護者のため、保育の充実を図ります。また保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

(1) 保育所における受け入れの促進と内容の充実

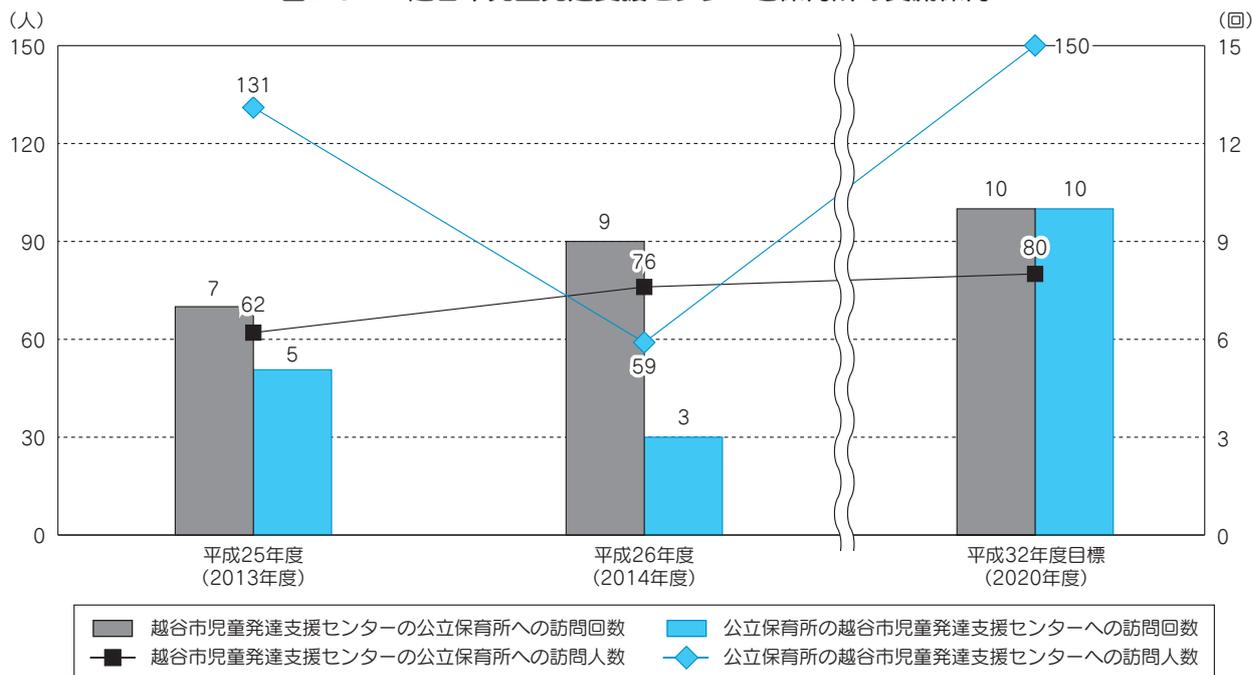
(1)-1 障がい児保育の充実

就労等の理由により、日中の保育にあたれない保護者のため、集団保育が可能な障がいのある乳幼児について、0歳児からとし、公立保育所における障がい児保育の充実を図ります。(子ども育成課)

(1)-2 交流保育の推進

幼少期からの交流が大切であることから、越谷市児童発達支援センターと保育所の交流保育を推進します。(子育て支援課、子ども育成課)

図2-3-4 越谷市児童発達支援センターと保育所の交流保育



注) 越谷市児童発達支援センターは平成25年度に設立されたため、24年度の実績はない。

(2) 教育内容・方法の充実

(2)-1 保育士等の資質の向上

保育士等の資質の向上、障がい児保育従事者の資質の向上を図ります。

(子育て支援課、子ども育成課)

(2)-2 早期療育教室等の充実 (2章に前掲)

越谷市児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。

(子育て支援課)

(2)-3 児童発達支援事業の充実 (2章に前掲)

知的障がい児通園施設みのり学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、ことばの治療相談室及び早期療育教室とも一体化を図り、支援を必要とする児童の相談・療育・訓練などを行う拠点として、平成25年度(2013年度)に開設した越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。

(子育て支援課)

(2)-4 関係機関との連携強化

保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど障がい児保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。(子育て支援課、子ども育成課、教育センター)

3 課外活動の充実

【施策の方向】

障がい児の心身の発達のため、児童発達支援センターや中川の郷療育センター等の利用促進を図ります。

(1)参加機会の充実

(1)-1 地域交流の促進

障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。

また、おもちゃや遊びを通して、心身の発達をより豊かにできるよう、越谷市児童発達支援センターのおもちゃ図書室の充実を図ります。(子育て支援課)

(1)-2 関係機関との連携強化

障がい児保育として入所している乳幼児に対して、療育を目的として、越谷市児童発達支援センターや中川の郷療育センターの利用を指導するなど、発達を促すための指導の充実を図ります。(子ども育成課)

4 相談の充実

【施策の方向】

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

(1)教育・就学相談の充実

(1)-1 ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実

地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動の充実を推進します。(教育センター)

(1)-2 教育相談の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりの発達や就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談員の専門性を高めます。また、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。(教育センター)

(1)-3 就学相談の充実

教育センターで実施している発達相談、特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供や就学支援委員会による判断を通して、児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が受けられるよう就学相談を充実します。また、こうした体制についての十分な情報提供・相談が受けられるよう、関係機関との連携や案内パンフレットの作成等、周知に努めます。(教育センター)

第4章 雇用・就業の確保

現況と課題

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者の適性や能力に応じた就労の場の確保が求められています。

本市では、ともに働きともに暮らす共生社会の実現に向け、障がい者の就労支援にかかる総合的窓口として障害者就労支援センターを設置し、障がい者やその家族、事業所等に対する相談支援をはじめ、情報提供や職場開拓などを行ってきました。

国においては、「障害者雇用促進法」が平成28年4月に一部改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられることになりました。

障がい者の就労支援や障がい者雇用支援の拡充は、近年の障がい者施策において非常に大きなポイントとなっており、障害福祉サービスである就労継続支援事業所等や地域活動支援センター等では、障がい者が地域社会の中で自立に向け、生産活動や創作的活動を行いながら社会参加できるように支援しています。

今後も、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、ハローワークや企業などの関係機関等と連携を図りながら、その能力や適性に応じた就労支援に努めていくとともに、障害者就労施設等の受注を増やすことを通して仕事と工賃収入の向上に努めていく必要があります。

表2-4-1 障がい者の雇用状況

区 分		法定雇用率	実雇用率	
			埼玉県	全国
民間企業		2.00%	1.86%	1.88%
地方公共 団体	県の機関	2.30%	2.74%	2.58%
	県等の教育委員会	2.20%	2.01%	2.15%
	市町村の機関	2.30%	2.45%	2.41%

資料：ハローワーク越谷(平成27年6月現在)

施策の体系

第4章 雇用・就業の確保



【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者・高次脳機能障がい者・発達障がい者)から】

図2-4-1 現在仕事をしているか

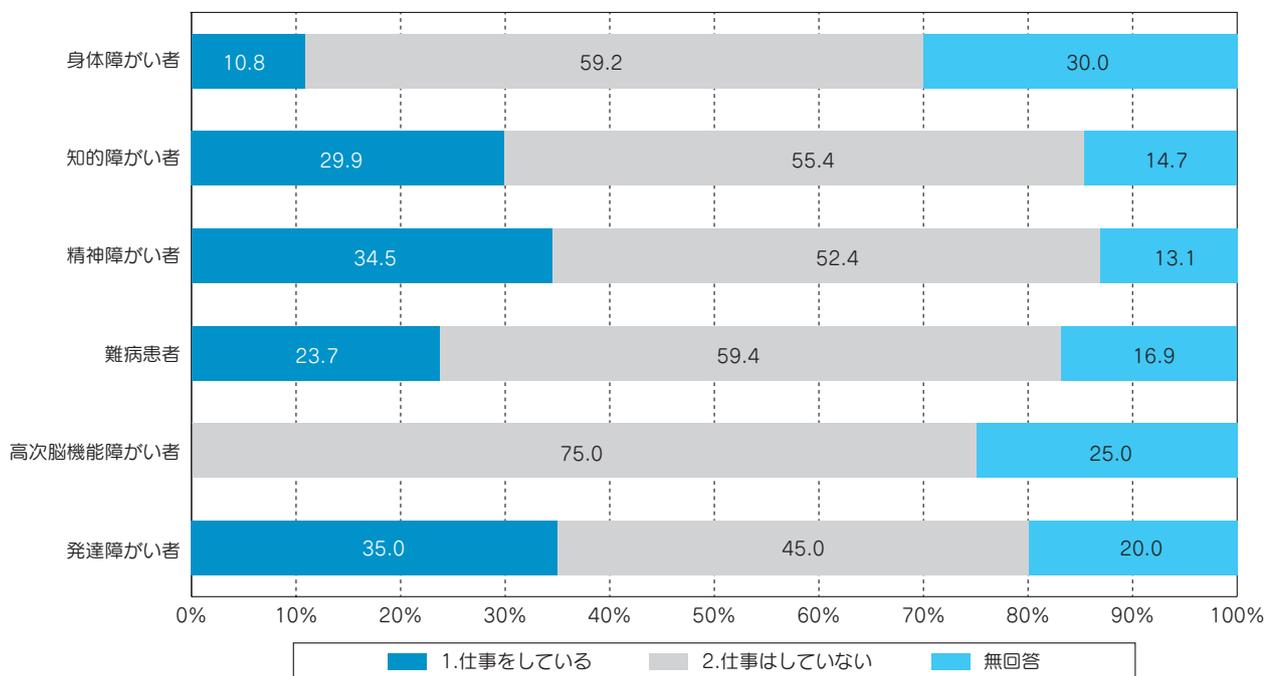
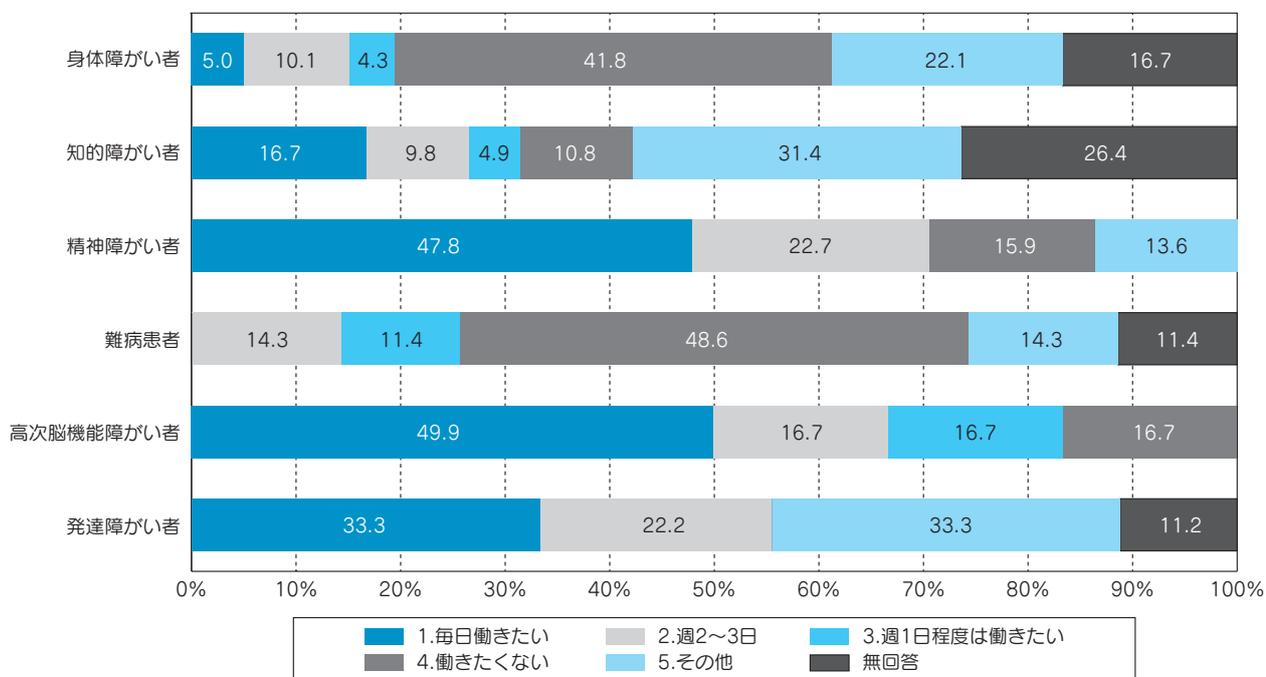


図2-4-2 (「仕事はしていない」方は)何か適当な仕事があれば働きたいか



「現在、仕事をしている」では、発達障がい者35.0%と精神障がい者34.5%がほぼ同率で多く、「仕事はしていない」では、高次脳機能障がい者の75.0%が最も多くなっています。「仕事はしていない」方で、「何か適当な仕事があれば働きたい」とする方は、「毎日働きたい」「週2～3日働きたい」「週1日程度働きたい」を合わせた割合で見ると最も多いのが高次脳機能障がい者で、83.3%となり、「仕事はしていない」であっても仕事への意欲はあります。（図2-4-1・図2-4-2参照）

【「関係団体等ヒアリング調査結果」から読み取れた課題】

- ・ 障がい者雇用の拡大に向けて企業への働きかけの強化
- ・ 障がい者が働きやすい多様な就労形態の検討、開発
- ・ 就労継続B型の環境整備、充実

1 雇用の促進と就労機会の拡大

【施策の方向】

官公庁などにおける雇用の促進を図るとともに、ハローワークなど関係機関と連携・協力して、障がい者雇用にとまなう各種助成制度の充実をはじめ、障がい者の持つ障がいの状況や可能性などについて企業などに情報提供を行い、障がい者雇用についての理解の促進に努めます。また、障がい者自らが起業できるよう補助制度などの活用を促進します。

（1）官公庁等における雇用の促進

（1）-1 雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合やハローワークなどとの連携を図り、採用に関する広報、PRなどを充実し、雇用を推進します。（人事課）

（1）-2 市関連業務における就業機会の拡大

市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。（障害福祉課、人事課、関連各課）

(2) 企業に対する啓発

(2)-1 障がい者雇用の啓発

障がい者の雇用の理解を促進するため、「障害者雇用支援月間」のPRに努めるとともに、広報こしがやや労働セミナー等においても周知に努めます。

また、市民まつりや産業フェスタ等の行事において、関係団体に障がい者雇用の周知、PRをする場の提供を行い雇用促進に努めます。さらに、市ホームページなどを通じて、企業に対し、障がい者雇用に対する理解を求め障がい者雇用の促進に努めます。

(産業支援課)

(2)-2 各種制度の活用

障がい者雇用に対する事業主への理解を深めるため、「雇用保険法に基づく助成金」「障がい者雇用納付金制度に基づく助成金」などの助成制度を、ハローワーク越谷等の関係機関と連携を図るとともに、市ホームページなどを通じて周知及び活用の促進を図ります。

(産業支援課)

(2)-3 雇用の場における障がい者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、障がい者の権利擁護に努めます。(障害福祉課、産業支援課)

(3) 自主的な就業機会づくりの促進

(3)-1 創業支援制度の活用

新たに創業する方に対し、「創業者等育成支援事業」として、相談業務やセミナー等の開催、創業に係る費用の補助などの施策を実施しており、今後も利用者の拡充及び制度の充実に努めます。(産業支援課)

2 多様な働き方の支援

【施策の方向】

障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、ハローワーク等関係機関との連携に努め、障害者就労支援センターにおける相談支援や情報提供等の充実を図ります。また、就労継続支援事業等や地域活動支援センターの生産活動を行う事業所の運営を支援します。

(1) 職場参加・就労支援の充実

(1)-1 障害者就労支援センターの充実

障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合的窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）など障がい者の適性にあつた就労支援を行います。（障害福祉課）

図2-4-3 障害者就労支援センター

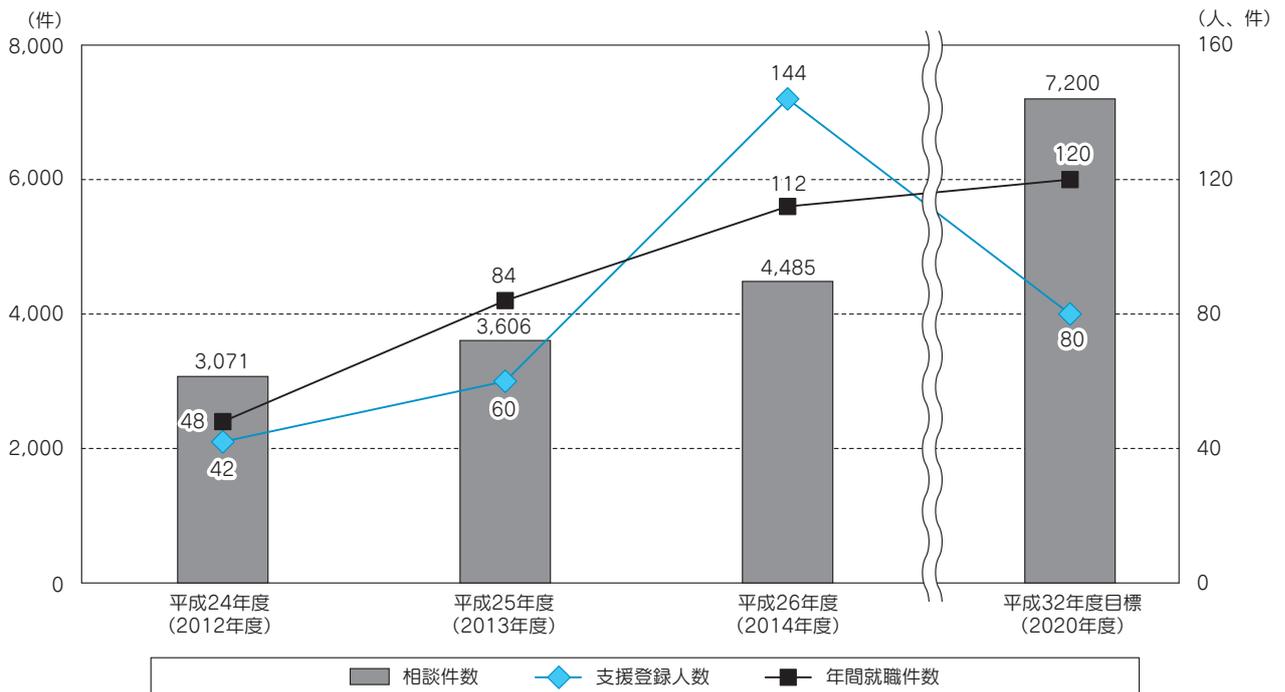
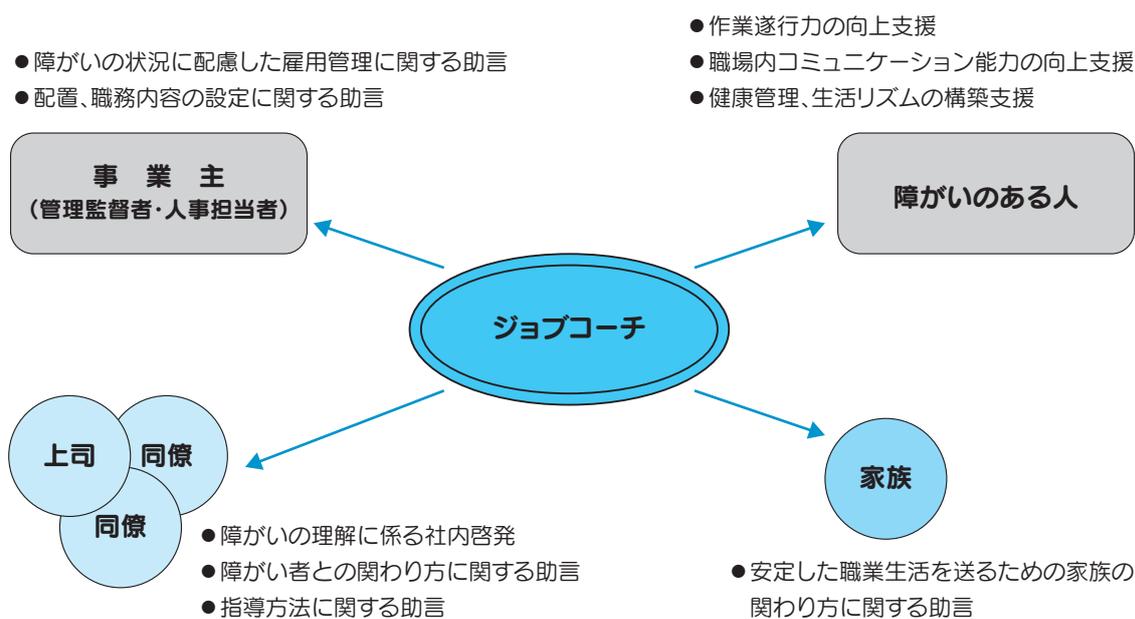


図2-4-4 「ジョブコーチ」の役割



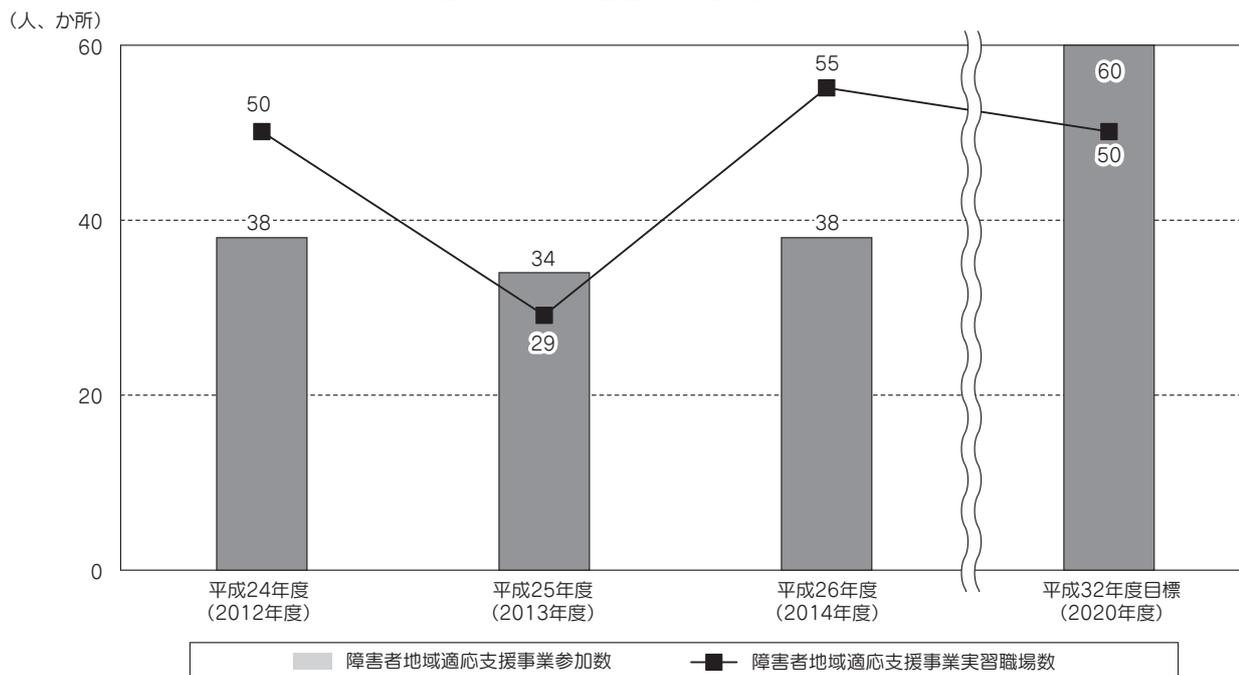
資料：内閣府「障害者白書(平成22年版)」を参考に作成

※ 職場適応援助者(ジョブコーチ)：職場で障がい者に仕事を教えることを主な役割とする狭義のものと、アセスメントからフォローアップに至る就労支援プロセス全体を担う広義の理解があるが、今日では広義のジョブコーチの重要性が認識されてきている。

(1)-2 障害者地域適応支援事業の充実

障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を模索する障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）を実施します。（障害福祉課）

図2-4-5 障害者地域適応支援事業



(1)-3 障害者就労訓練施設しらこばとの充実

本市の障害者就労訓練の中核的施設として、しらこばとの機能を充実させ市内の障害者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、在宅者や障害者施設通所者等に就労訓練の場を広げるとともに、地域住民等との交流を図り、障害者施設の就労支援技術と工賃収入の向上を図ります。(障害福祉課)

(1)-4 就労移行支援事業の推進

一般企業での就労を希望する障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援するなど、就労移行支援事業を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を図ります。(障害福祉課)

(1)-5 職業相談・情報提供の充実

ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の国・県・広域圏の障がい者雇用支援・就労支援機関と障害者就労支援センター等の連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。

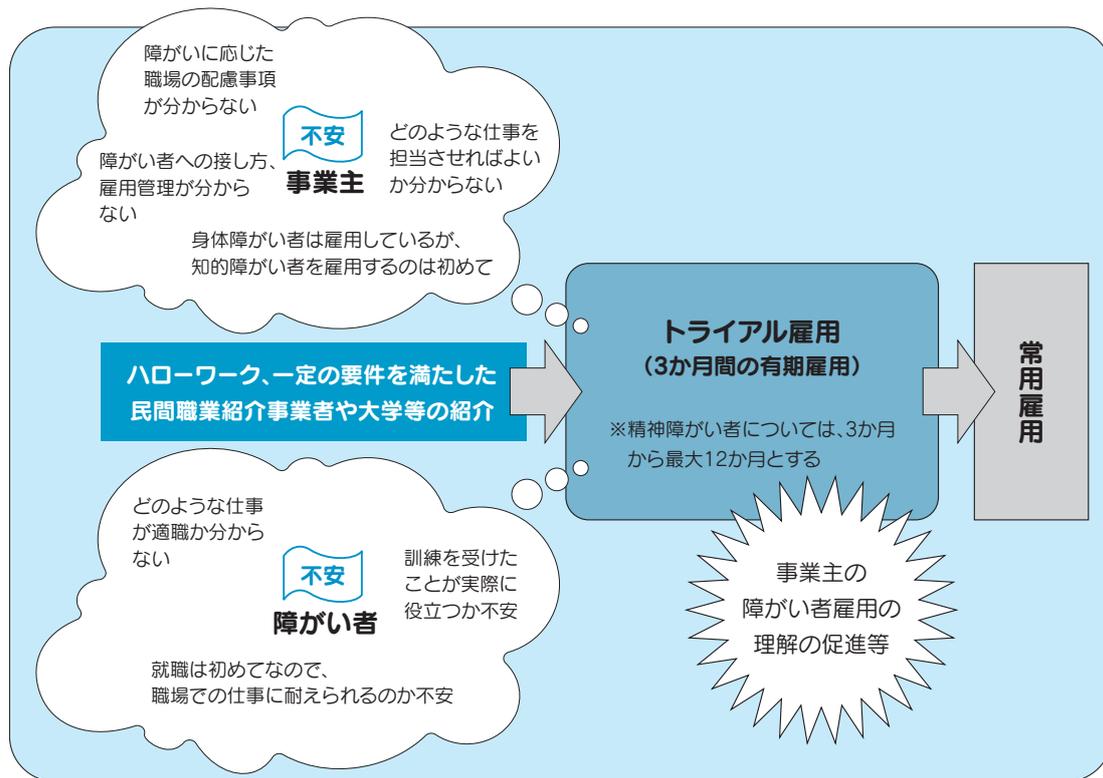
また、ハローワークが実施する県東地域障害者就職面接会やトライアル雇用※制度等の活用を図るとともに、関係機関が実施している各種制度の利用について、事業所や障がい者への周知を図ります。(障害福祉課、産業支援課)

表2-4-2 ハローワーク越谷の障がい者職業紹介状況

区 分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
期末現在登録者数 (求職中の方)	6,722人	7,132人	7,837人	9,154人
年間紹介件数	1,270件	1,393件	1,210件	1,104件
年間就職件数	125件	143件	167件	177件

資料：ハローワーク越谷(各年度3月末現在)

図2-4-6 「トライアル雇用*事業」



資料：厚生労働省HP「障害者トライアル雇用事業」を参考に作成

※ トライアル雇用：事業主と障がい者との間で3か月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障がい者に賃金が支給され、事業主には試用雇用奨励金（月額40,000円）が支給される。

短時間トライアル雇用奨励金：精神障がい者または発達障がい者について、週所定労働時間を20時間未満から開始するトライアル雇用で、一定期間（3～12か月）をかけて週20時間以上の労働時間の常用雇用への移行を目指し、事業主には試用雇用奨励金（月額20,000円、最長12か月）が支給される。

(2) 働く場の充実

(2)-1 障害福祉サービス事業所等の充実

就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃収入の向上を図れるよう支援します。（障害福祉課）

(2)-2 指定障害福祉サービス事業所しらこぼとの充実

指定障害福祉サービス事業所しらこぼとでは、就労移行支援事業において、一般就労への支援を行うとともに、就労継続支援B型事業においては、パン・ケーキ等の自主生産品の製造・販売を行い、工賃収入の向上を目指します。（障害福祉課）

3 受注機会の拡大

【施策の方向】

平成25年（2013年）4月施行の「障害者優先調達推進法」によって、国・独立行政法人等は優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達することが求められ、市等に対しても受注機会の拡大を図ることが求められています。障害者就労施設への発注を増やすとともに、その仕事を受注できるように受注機会の拡大を支援します。

（1）受注の拡大

（1）-1 障害者就労施設等の受注の拡大

市の関係各課に障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く周知し、方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の拡大を図ります。（障害福祉課）

（1）-2 民間への販路拡大

障害者就労施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、民間事業所への市広報紙等を使ったPRや生製品の市役所内での使用を推進するなど、販路拡大を支援します。

また、障害者就労訓練施設しらこぼとでは、市内障害者施設等と連携を図り、共同受注や生製品の展示・販売などの販路拡大策の検討をすすめます。（障害福祉課）

（1）-3 共同受注の仕組みづくりの推進

市や民間企業から発注された業務に対応することが可能な複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注することにより、事業所単位では受けられない大規模な注文への対応が可能となるため、障害福祉サービス事業所等の利用者の工賃収入の向上、障がい者の社会参加の促進が期待できる共同受注の仕組みづくりを推進します。（障害福祉課）

第5章

生活支援サービスの充実

現況と課題

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを維持していくためには、生活や活動を支援する様々なサービスが適切に提供されていることが必要です。

在宅生活を送るうえで介護を必要とする障がい者がホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを利用できるよう、サービスの充実を図るとともに支える家族の負担軽減のためのショートステイや日中一時支援事業などのレスパイトサービスの充実を図っていくことが求められています。また、就労の技術を身につけることや、社会参加をめざす障がい者が適切なサービスを選択し、充実した日々を送れるように、生活介護や就労継続支援などの日中活動の場についても引き続き確保していく必要があります。

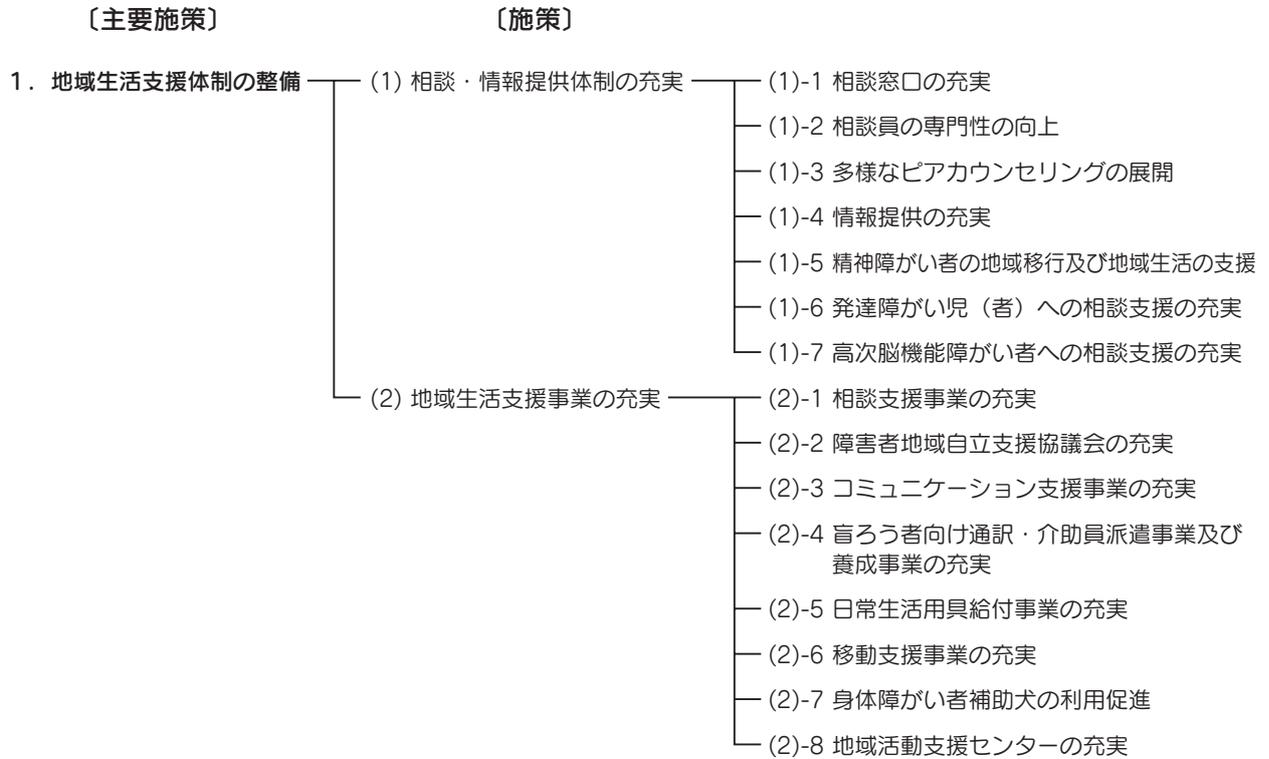
さらには、精神科入院患者や施設入所者の地域生活への円滑な移行や支える家族の高齢化に伴い、グループホームなどの住まいの場を確保していくことが、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するために求められています。そして、コミュニケーション支援事業や地域活動支援センターなどの地域生活支援事業の充実も図っていく必要があります。

一方で、障害福祉サービスなどの確保・充実とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実も不可欠です。このため、地域の課題を共有し解決に向け、障害者地域自立支援協議会を中心としたネットワークの果たす役割には大きなものがあります。

本市は平成27年4月1日に中核市に移行し、障がい者福祉に関するニーズの把握、事業所の設置に係る相談から指定、事業者に対する指導助言等を一貫して行うことが可能となりました。今後も地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分に提供できる支援体制の整備に努めるとともに、障がい者一人ひとりの生活の質の向上に努めていきます。

施策の体系

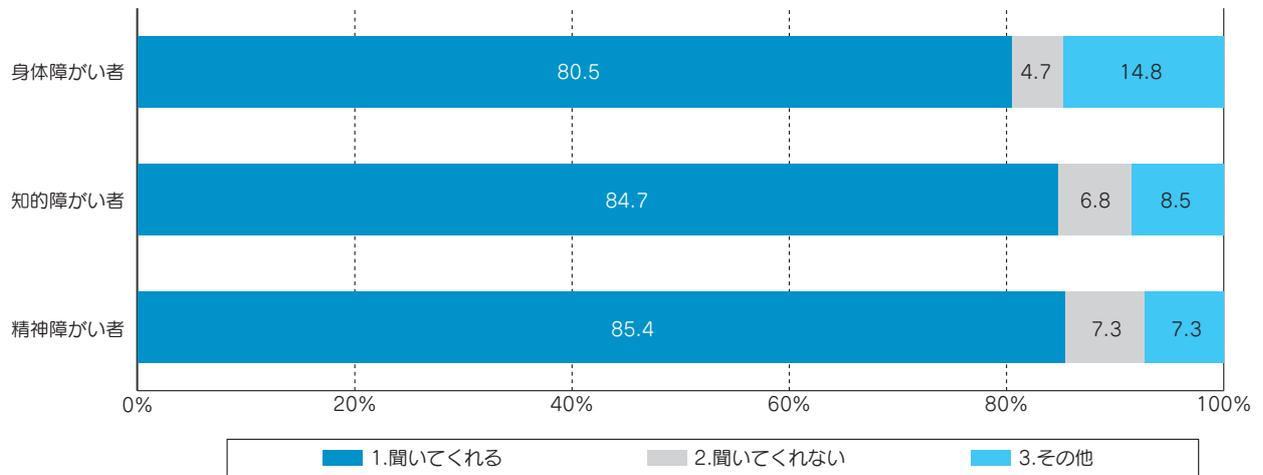
第5章 生活支援サービスの充実





【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)から】

図2-5-1 施設への要望や相談等への対応



「利用施設の要望や相談等への対応」については、身体障がい者で80.5%、知的障がい者で84.7%、精神障がい者で85.4%が「苦情や相談を聞いてくれる」と回答しています。「苦情や相談を聞いてくれる」回答が多いですが、今後も施設において、障がい者がより相談しやすい、話しやすい環境をつくっていくことが求められます。

【「関係団体等ヒアリング調査結果」から読み取れた課題】

- ・ 障がい者と行政の定期的な協議会設置の検討、障がい問題関連会議への障がい者委員の参加
- ・ 手話のできる職員の拡大、役所窓口での手話のできる人の配置
- ・ 同行援護制度の見直し・充実
- ・ 要約筆記者の認知度向上と活用範囲の拡大
- ・ 歩行訓練士の起用の検討
- ・ 公共施設の自動販売機への点字導入
- ・ 全身性障がい者介護人派遣事業の充実
- ・ 障害者施設への家賃補助
- ・ 特別支援学校の卒業後の支援
- ・ 障がい者についての認識の乏しい外部委託の見直し
- ・ 高次脳機能障がいの相談しやすい環境づくり
- ・ 住まいの場、特に、障がい者のための老人ホーム・グループホームの確保

1 地域生活支援体制の整備

【施策の方向】

障がい者がともに地域で自立した生活を送れるよう、地域自立支援協議会などにより相談支援・情報提供体制のネットワーク化を図ります。また、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業を充実し、地域生活を総合的に支援する体制を整備します。

(1) 相談・情報提供体制の整備

(1)-1 相談窓口の充実

障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備に努めるとともに、窓口相談の充実を図ります。

また、福祉なんでも相談窓口において、福祉全般に係る相談を受け、市民の利便性を高めます。(障害福祉課、生活福祉課)

(1)-2 相談員の専門性の向上

身近な地域における相談内容の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。

(福祉推進課、障害福祉課)

表2-5-1 民生委員・児童委員の相談・支援

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
民生委員・児童委員の 相談・支援件数	11,944件 (480件)※	12,650件 (468件)※	12,886件 (435件)※	13,000件 (450件)※

※()内は障がい者に関すること。

(1)-3 多様なピアカウンセリングの展開

相談支援事業所等におけるピアカウンセリングを促進し、障がい者に身近な相談体制を充実します。また地域自立支援協議会において、各種障がい者相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援の展開を図ります。

(障害福祉課、保健所精神保健支援室)

表2-5-2 委託相談支援事業所におけるピアカウンセリング

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
ピアカウンセリング 実施数	97件	226件	173件	200件

(1)-4 情報提供の充実

広報紙の福祉情報や市民ガイドブック、越谷市の障害者福祉ガイドなどの内容を充実します。また、市ホームページの内容を充実するとともに、音声化や色使いなど障がい種別に配慮した情報伝達方法を充実します。(障害福祉課、関連各課)

(1)-5 精神障がい者の地域移行及び地域生活の支援

精神科病院から退院可能な精神障がい者が、早期に退院し地域で自立した生活が送れるように本人、家族、地域の関係者、医療機関等と連携を図り、地域移行及び地域生活の支援に努めます。(障害福祉課、保健所精神保健支援室)

(1)-6 発達障がい児(者)への相談支援の充実

埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携を図り、発達障がいのある方の相談支援を充実します。

(障害福祉課、子育て支援課、保健所精神保健支援室、関連各課)

(1)-7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実

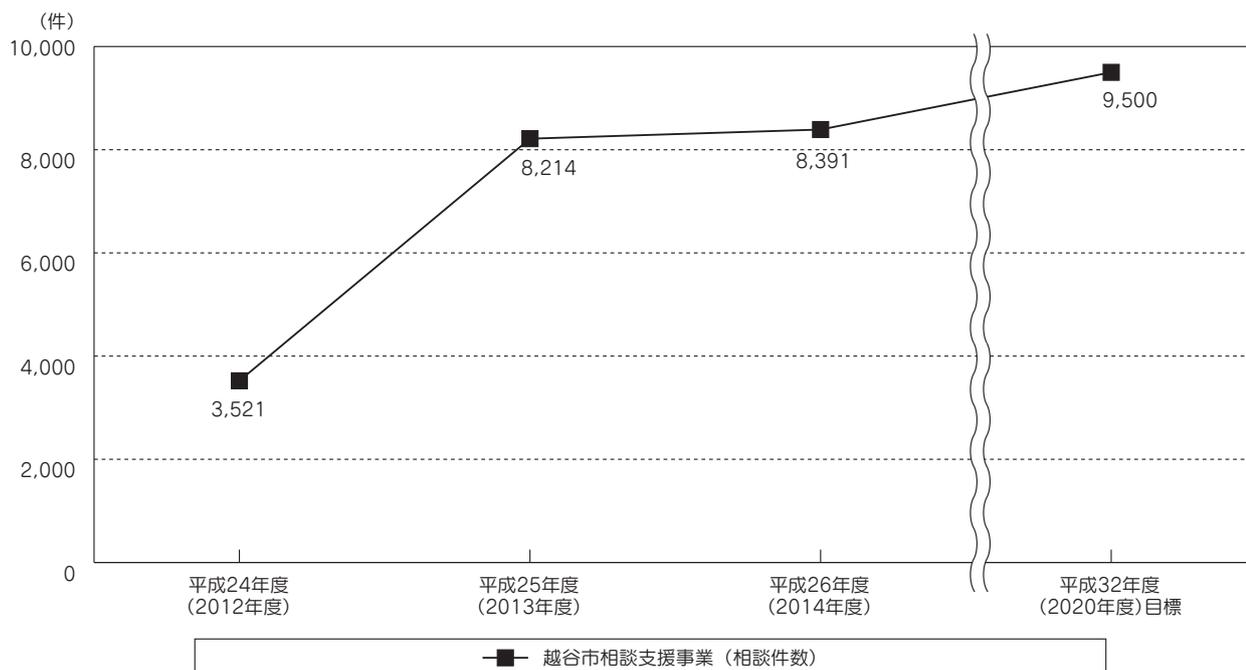
埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等との連携を図り、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実を図ります。(障害福祉課、保健所精神保健支援室、市民健康課、関連各課)

(2)地域生活支援事業の充実

(2)-1 相談支援事業の充実

地域で生活する障がい者とその家族を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害者相談支援事業所の充実を図ります。また、計画相談支援や地域相談支援等を実施する指定相談支援事業所の整備を促進します。(障害福祉課)

図2-5-2 相談支援事業



(2)-2 障害者地域自立支援協議会の充実 (1章に前掲)

障がい者等の地域生活を支援するために、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。

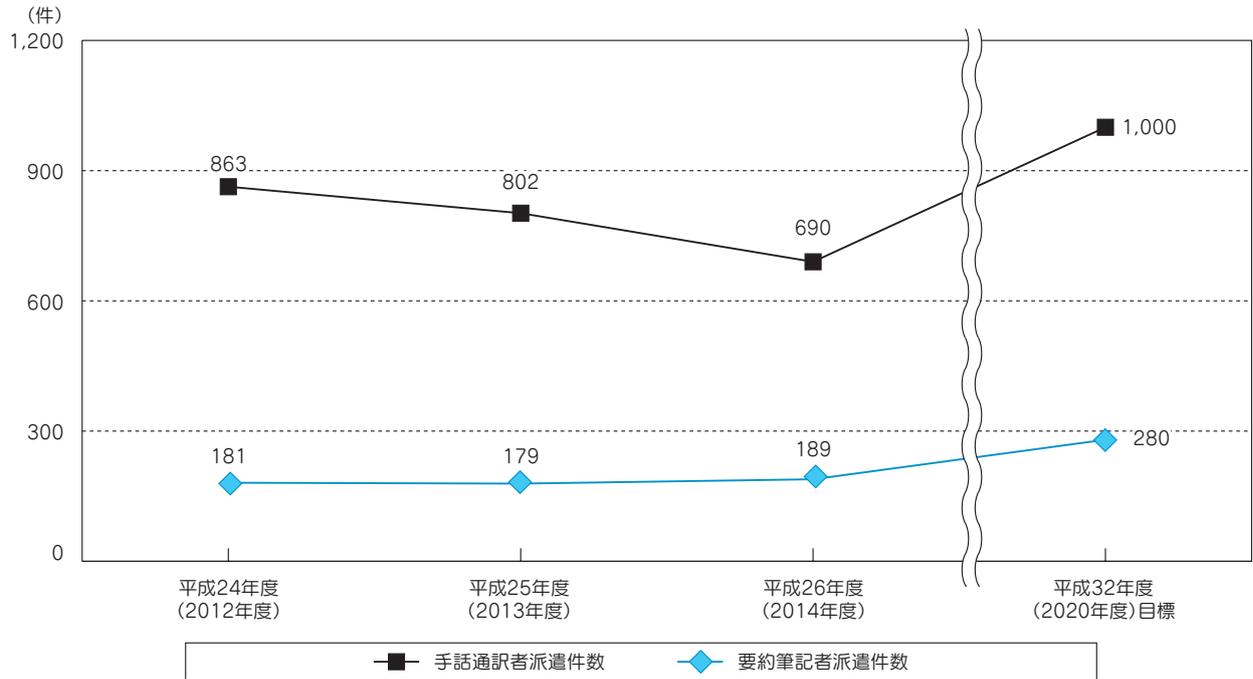
障がい者等がそのニーズや生活実態に即して有効な障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携体制を図ります。(障害福祉課)

(2)-3 コミュニケーション支援事業の充実 (6章に再掲)

聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の養成・確保に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。

(障害福祉課)

図2-5-3 コミュニケーション支援事業



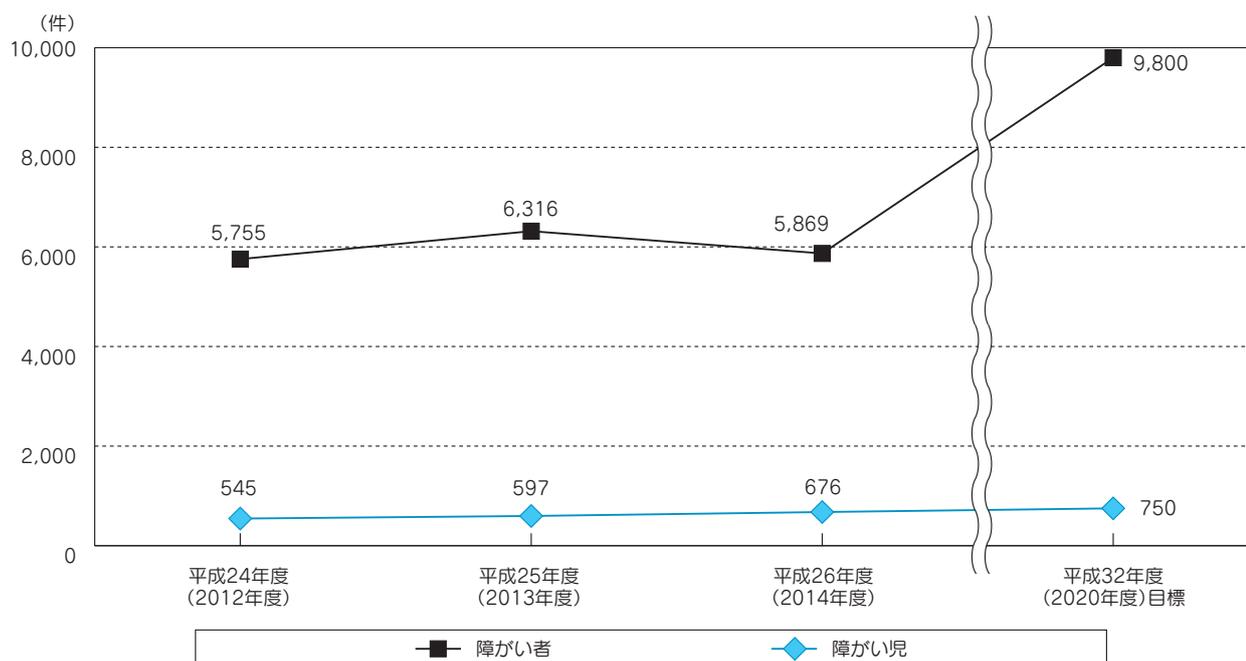
(2)-4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実（6章に再掲）

盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、通訳・介助員の養成・確保に努めます。（障害福祉課）

(2)-5 日常生活用具給付事業の充実

身体障がい者や難病患者等の日常生活の円滑化を図るため、日常生活用具の給付や修理を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障がい状況・生活状況に応じた必要不可欠な用具の給付ができるよう検討を行います。（障害福祉課、子育て支援課）

図2-5-4 日常生活用具給付事業



(2)-6 移動支援事業の充実（6章に再掲）

屋外での移動が困難な障害がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。

(障害福祉課、子育て支援課)

表2-5-3 移動支援事業

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
移動支援事業利用時間	14,689時間	17,238時間	18,286時間	29,100時間

(2)-7 身体障害がい者補助犬の利用促進

身体障害がい者の自立と社会参加を促すことを目的に盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の利用を促進します。

また、補助犬の同伴や使用に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、事業者等に補助犬の受け入れについて普及啓発を図ります。(障害福祉課)

(2)-8 地域活動支援センターの充実

地域で生活する障がい者に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう援助を行う場である地域活動支援センターの運営を支援し、機能の充実を図ります。(障害福祉課)

2 生活を支える福祉サービスの充実

【施策の方向】

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実するとともに、介護者へのサービスの充実を図ります。また、自立を促進するため補装具、年金・手当の情報提供に努めます。

(1) 訪問系サービスの充実

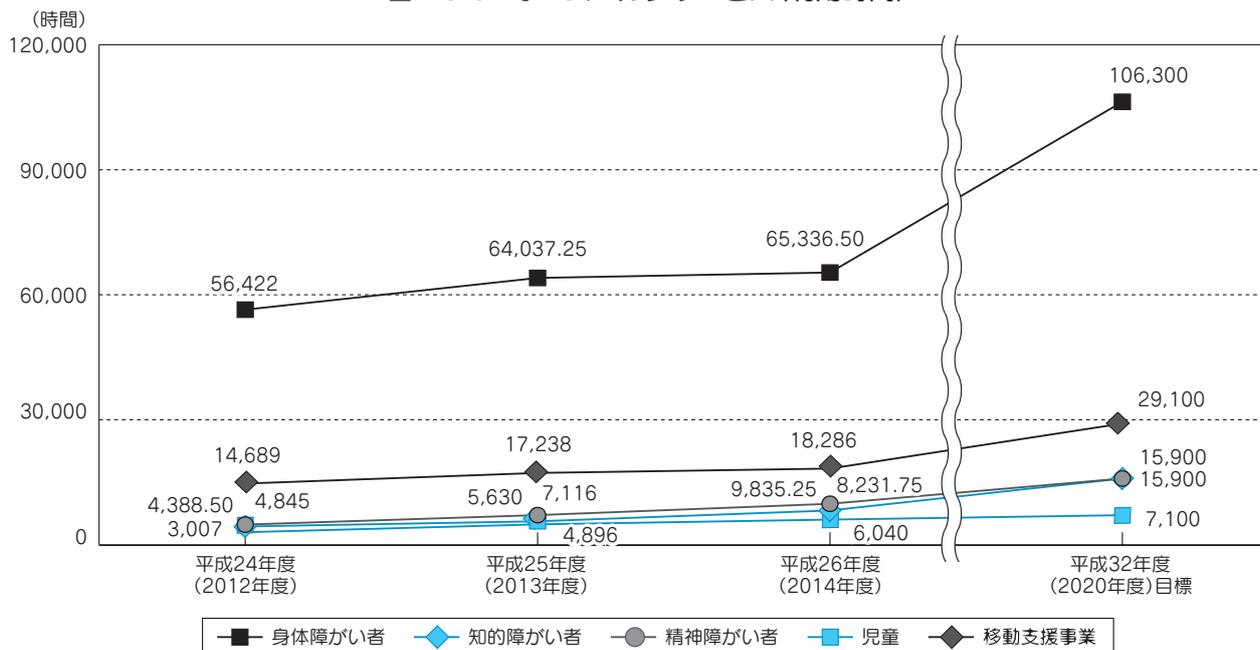
(1)-1 ホームヘルプサービスの充実

在宅で食事等の介護を必要とする障がい者に対し、サービス利用計画等により、在宅生活を維持するために必要となる適切なサービス量を支給します。

また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。

(障害福祉課、子育て支援課、福祉指導監査課)

図2-5-5 ホームヘルプサービス(利用時間)



(1)-2 入浴サービスの充実

家庭において入浴することが困難な身体障がい者等に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図ります。

また、利用者の希望に合った事業者を選択できるように、登録事業者の確保に努めます。
(障害福祉課、子育て支援課)

表2-5-4 入浴サービス

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
入浴サービス 利用回数	712回	649回	685回	1,150回

(2)介護者サービスの充実

(2)-1 ショートステイサービスの充実

家族の急病などにより、家庭における介護が一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス（短期入所）を行う事業所の確保に努めます。

また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。
(障害福祉課、子育て支援課、福祉指導監査課)

図2-5-6 ショートステイサービス(利用日数)

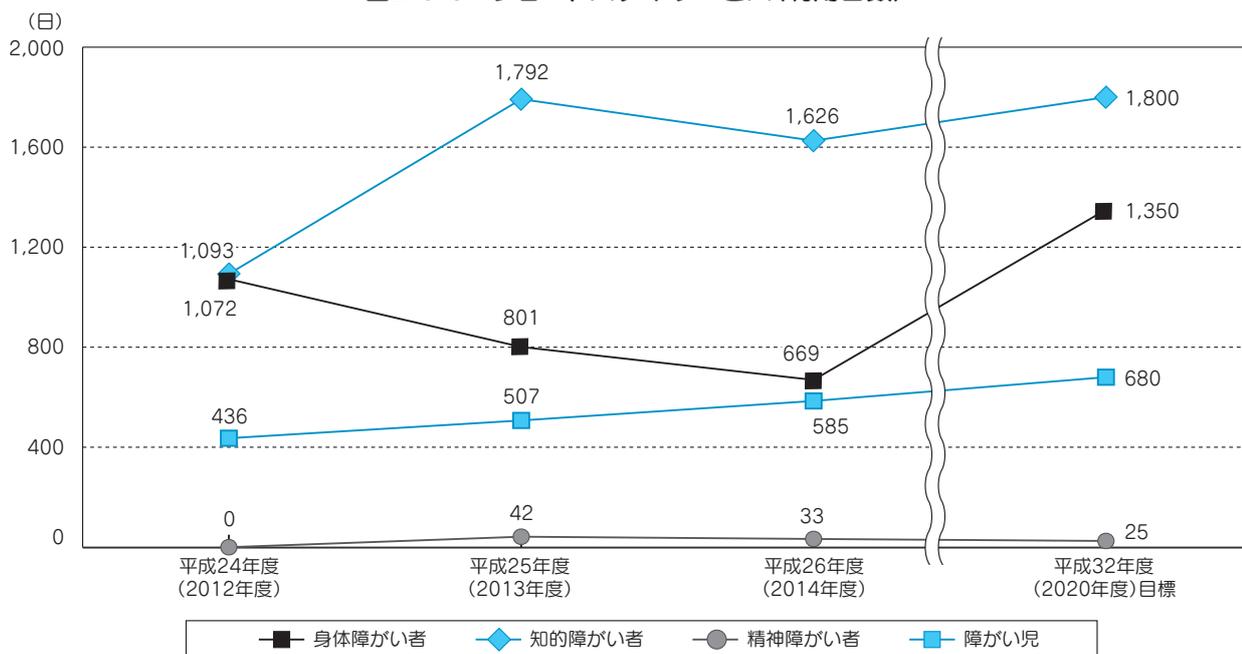
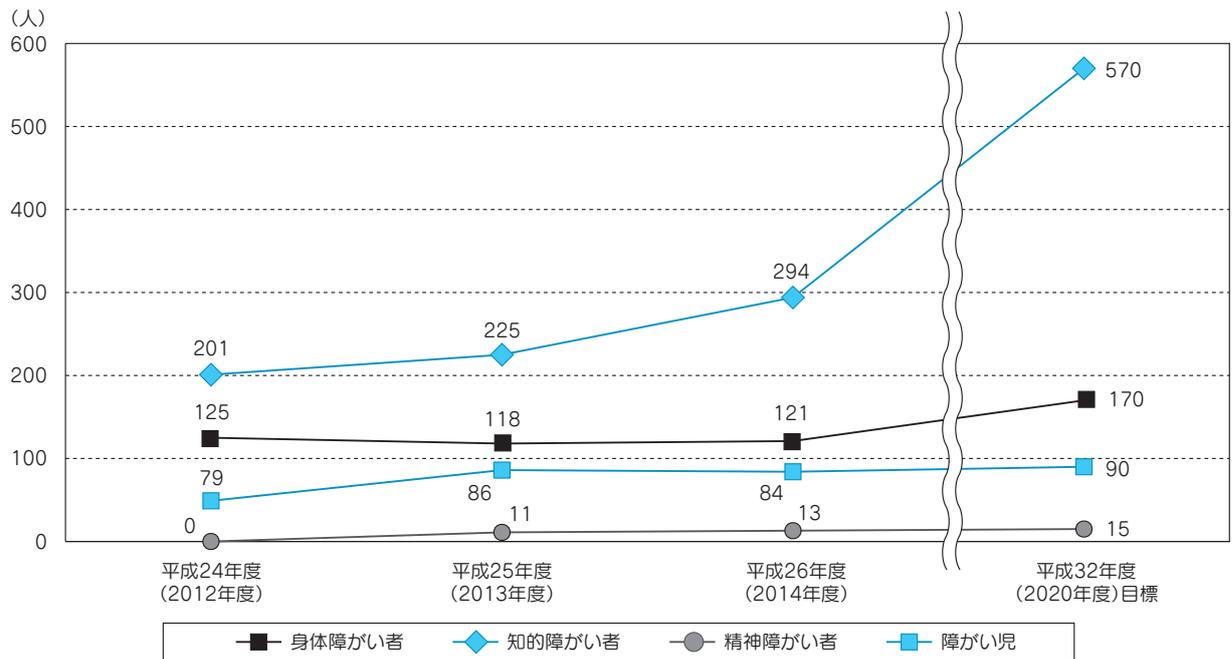


図2-5-7 ショートステイサービス(延利用人数)



(2)-2 レスパイトサービス*の充実

障がい者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービスとして日中一時支援事業や生活サポート事業を実施するとともに、事業の充実のため登録事業者の確保に努めます。(障害福祉課、子育て支援課)

※レスパイトサービス：障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日ごとの介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

図2-5-8 障がい児日中一時支援事業

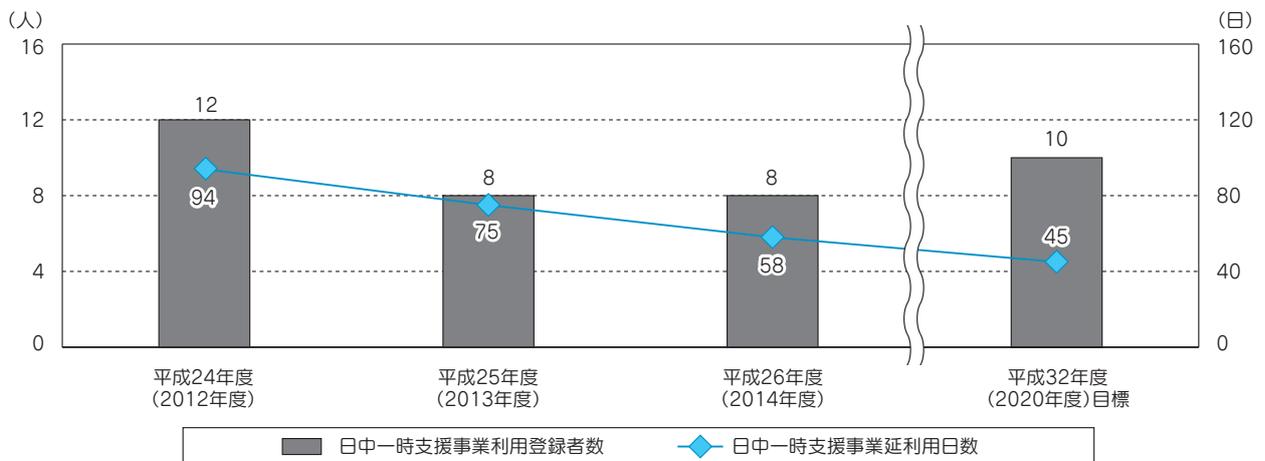


図2-5-9 障がい児生活サポート事業

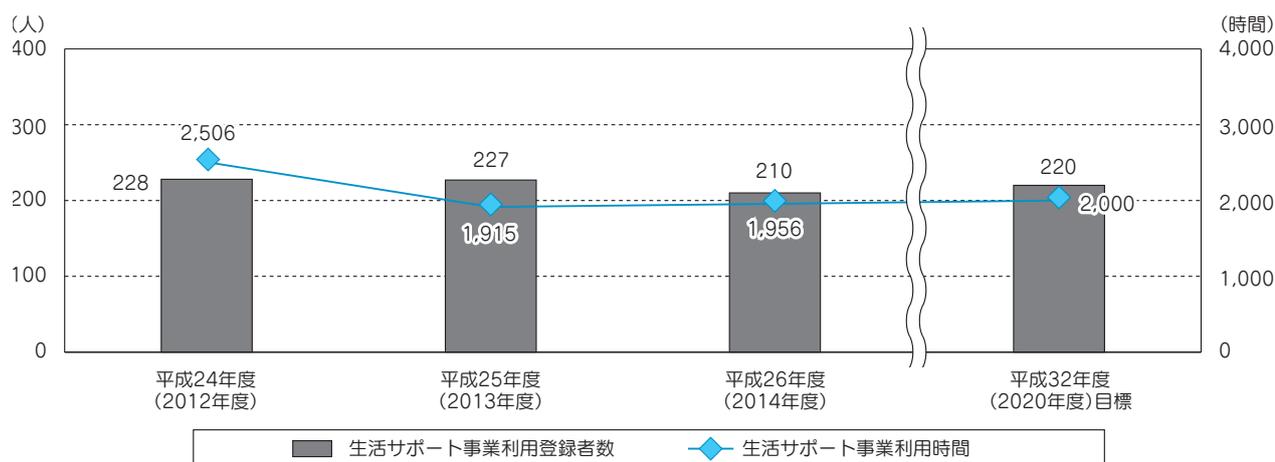


図2-5-10 障がい者日中一時支援事業

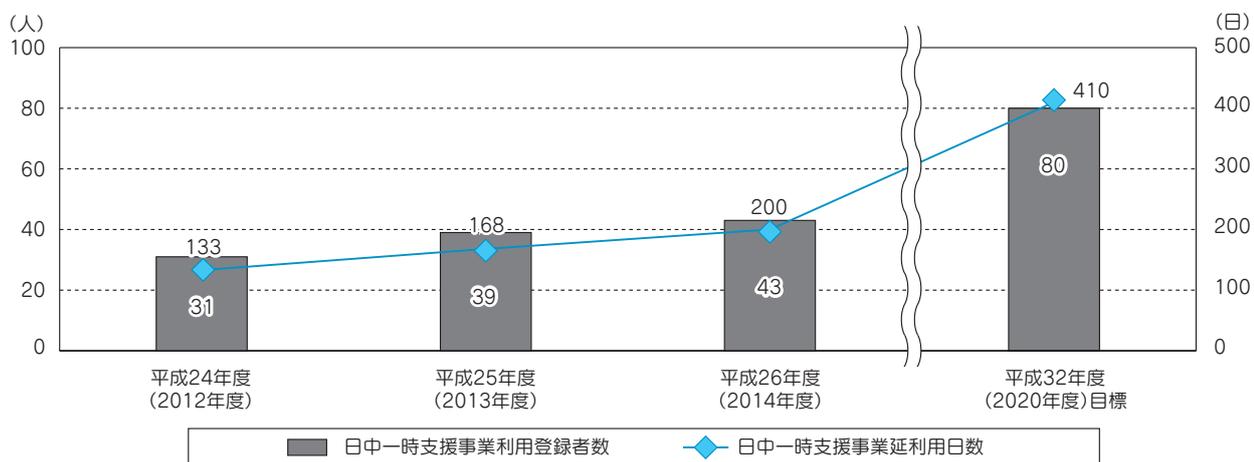
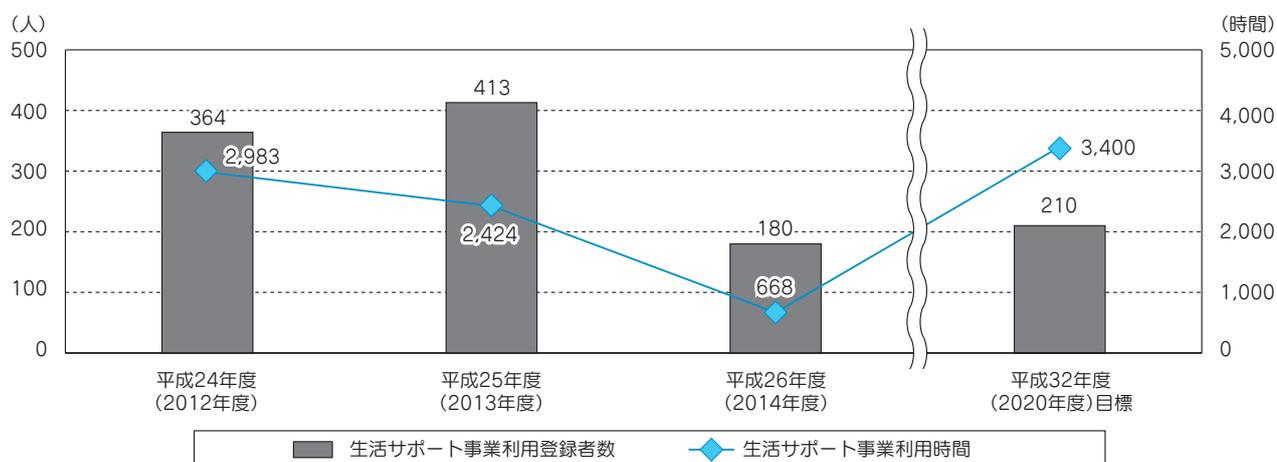


図2-5-11 障がい者生活サポート事業



(2)-3 介護知識の普及

介護者・家族や民生委員・児童委員を対象とした講座等により、障害福祉サービス等の制度や介護知識の普及を図ります。(障害福祉課)

(3) 福祉機器等の利用促進

(3)-1 情報提供・相談の充実

補装具や日常生活用具を展示するとともに、点字・手話などの活用により、障がい者に配慮した情報提供と相談の充実を図ります。また、各相談員や民生委員・児童委員などに補装具等に関する理解の促進を図ります。(障害福祉課)

(3)-2 補装具の利用促進

補装具を必要とする方の利便性の向上やニーズに対応できるよう、補装具費の代理受領事業者の登録拡大に努め、補装具の利用を促進します。窓口相談や訪問調査などを利用して、補装具に関する助言や指導を行うとともに、事業の周知や、情報提供の強化を行います。また、介護保険、労災保険等を利用する場合との適正な調整を図ります。さらに、障がい児については、障がいの早期発見等により補装具の利用が低年齢化しているため、児童の状態に応じた適正な給付に努めます。(障害福祉課、子育て支援課)

表2-5-5 身体障害者(児)補装具費支給

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
購入・修理(18歳以上)	282件	298件	310件	300件
購入・修理(18歳未満)	334件	303件	335件	340件

※主な補装具：義肢、装具、盲人安全つえ、車いす、補聴器、眼鏡

(3)-3 福祉機器の貸与の充実

社会福祉協議会の車いすや福祉車両の貸与事業を周知し、利用を促進します。

(障害福祉課)

(4) 年金・手当等の情報提供の充実

(4)-1 年金・手当等の周知

障害基礎年金の受給に関する情報提供などの支援に努めるとともに、心身障害者扶養共済制度を周知します。また、特別障害者手当や特別児童扶養手当、重度心身障害者手当などの各種制度の周知も図ります。(市民課、障害福祉課、子育て支援課)

(4)-2 各種資金貸付制度の利用促進

障がい者の自立を支援する社会福祉協議会の各種資金貸付制度の周知を行い、利用の促進に努めます。(障害福祉課、子育て支援課)

3 日中活動の場の確保

【施策の方向】

地域生活を送るうえで必要となる生活介護や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの充実を図ります。

(1) 日中活動系サービスの充実

(1)-1 介護給付の充実

日常生活において介護の必要な方の利用の支援を行うとともに、生活介護事業所の確保に努めます。また、生活介護事業所のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。(障害福祉課、福祉指導監査課)

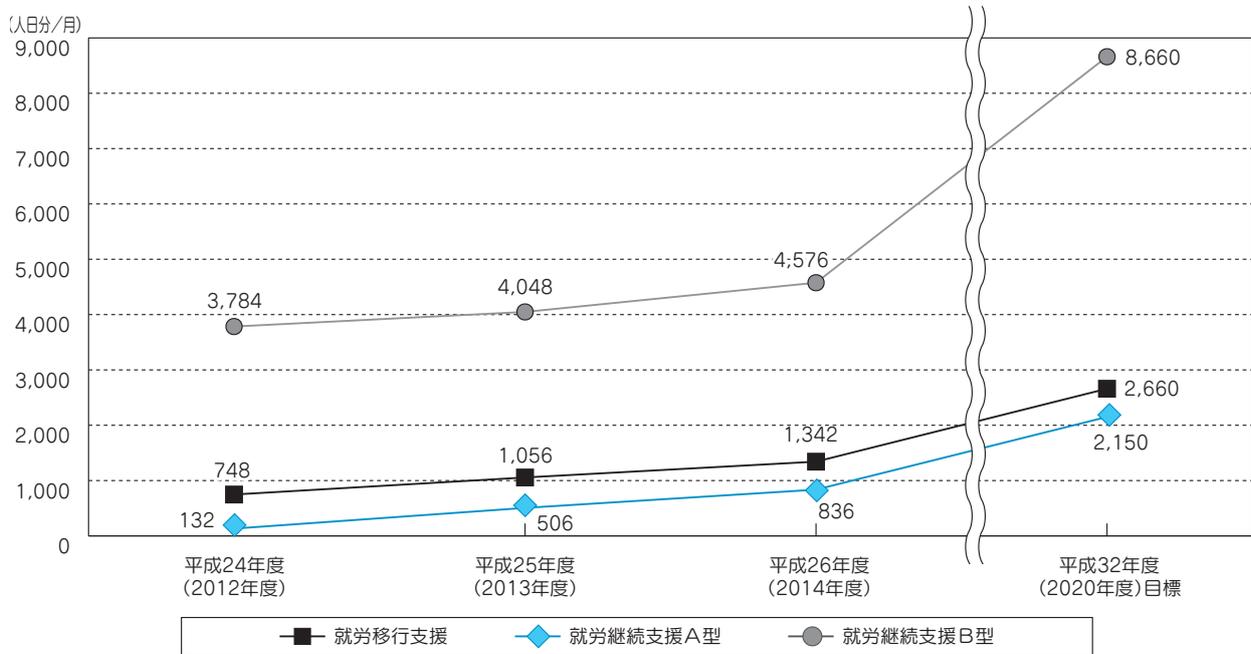
表2-5-6 生活介護

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
生活介護利用数	7,766人日分/月	8,228人日分/月	8,690人日分/月	14,200人日分/月

(1)-2 訓練等給付の充実

日常生活、社会生活で訓練の必要な方の利用を支援するとともに、就労移行や就労継続支援事業所の確保に努めます。また、就労移行支援事業所等のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。(障害福祉課、福祉指導監査課)

図2-5-12 訓練等給付(利用数)

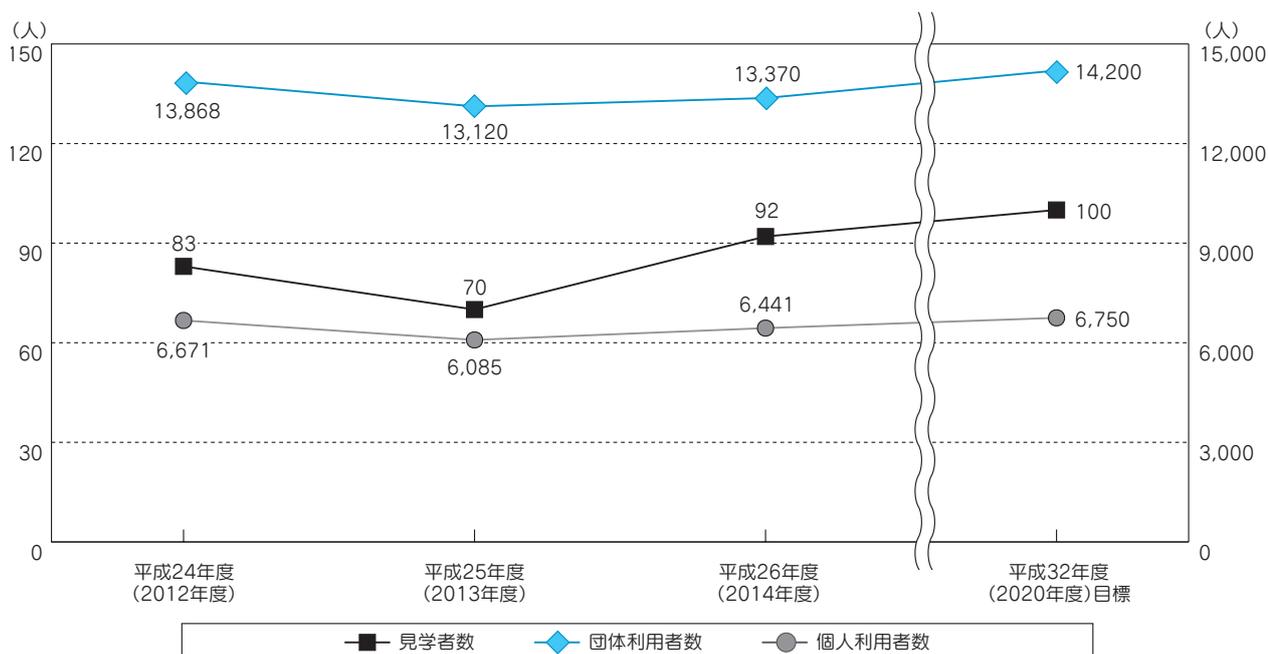


(2)活動の場の充実

(2)-1 障害者福祉センターの機能充実

障害者福祉センターこばと館の各種事業及び専門職員による指導の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。(障害福祉課)

図2-5-13 障害者福祉センター(利用者数)



(2)-2 地域の活動拠点の整備充実

地域における身近な活動の場として地区センター・公民館の大型館化を計画的に整備します。(市民活動支援課)

4 住まいの場の確保

【施策の方向】

障がい者の住まいの場となるグループホーム等の確保に努めるとともに、施設入所支援サービスの機能充実を図ります。

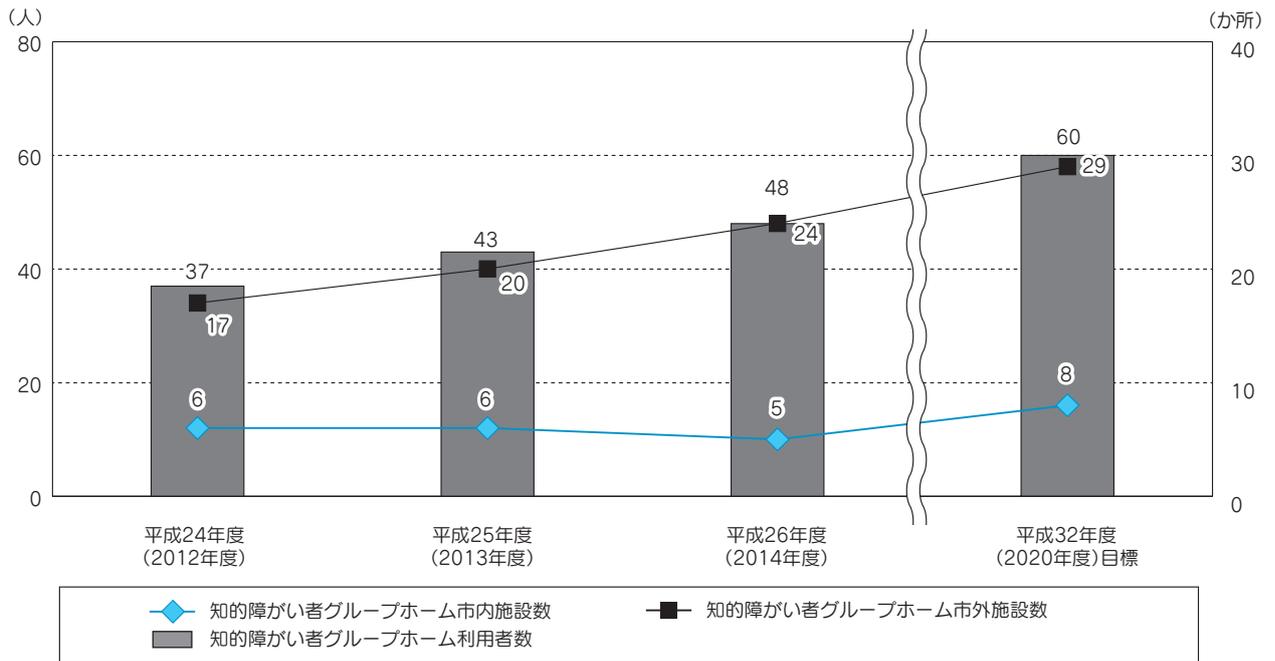
(1) 居住系サービスの充実

(1)-1 グループホームの充実

地域において自立した生活を望む方の利用の支援を行うとともに、地域における障がい者の生活の場となるグループホームの確保に努め、助成による支援を行います。また、グループホームのサービス提供が適正なものとなるよう支援します。

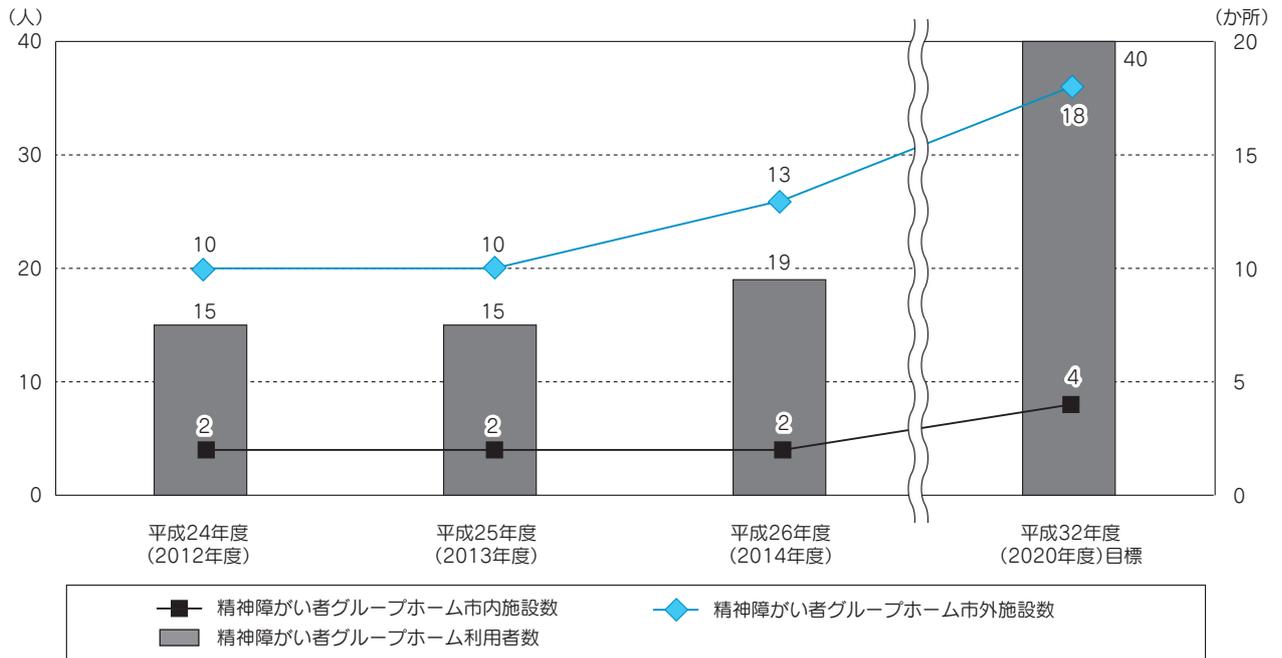
(障害福祉課、福祉指導監査課)

図2-5-14 知的障がい者グループホーム



注) 利用者は、市外施設利用者を含み、施設は各年度実利用者数における市内外設置施設数。

図2-5-15 精神障がい者グループホーム



注) 利用者は、市外施設利用者を含み、施設は各年度実利用者数における市内外設置施設数。

(1)-2 生活ホームの充実

自立した生活を望む障がい者に対し、住居を提供するとともに、社会的自立を助長する生活ホームの運営を支援します。また、障がい者の地域生活への円滑な移行を促進するため、暮らしを体験する機会を提供します。(障害福祉課)

(1)-3 施設入所支援の充実

施設入所支援サービスのほか、ショートステイなど地域生活を支えるサービス拠点としての機能の充実を図ります。また、施設のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。(障害福祉課、福祉指導監査課)

表2-5-7 施設入所支援

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
施設入所支援利用者数	215人	211人	216人	228人

5 地域生活を支える施設サービスの充実

【施策の方向】

障がい者（児）の地域生活を支える施設サービスの充実に努めます。

(1) 施設機能の充実

(1)-1 療育環境の充実

越谷市児童発達支援センターと保育所等や地域と交流を図り、障がいのある子どもが障がいのない子どもと、地域でともに育ち合う環境を整備します。(子育て支援課)

(1)-2 重症心身障害児施設の充実

重症心身障害児者の施設入所、ショートステイ、通園事業のほか発達期の外来診療を行う重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の施設運営を支援します。

また、在宅の重症心身障害児者の生活を支える家族の負担軽減のため、ショートステイや通園事業の拡充について検討していきます。(障害福祉課、子育て支援課)

6 療育の場の確保

【施策の方向】

障がい児の自立促進のため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援事業の充実に努めます。

(1) 障害児通所支援事業の充実

(1)-1 児童発達支援、放課後等デイサービス等の充実（2章に前掲）

日常生活に必要な動作及び集団生活に対する適応訓練及び放課後や長期休暇における生活能力向上のための訓練など自立促進および放課後等の居場所づくりを支援します。

（子育て支援課）

第6章

生活環境の整備・充実

現況と課題

障がい者が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むためには、住宅をはじめ公共的建築物、道路・交通などのバリアフリー化が図られなければなりません。本市では、これまで「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などに基づいて公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」を円滑に運用するため、冊子及びパンフレットを作成し、市民や関係団体等に広く周知しているところです。

公共的建築物やふれあい・憩いの場である公園・緑地などオープンスペースのバリアフリー化についても、引き続き推進する必要があります。

道路環境については、歩道の整備が計画的かつ着実にすすめられていますが、これにあわせ段差の解消や幅の広い歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などが求められています。また、歩行の妨げとなる障がい物についても指導を継続する必要があります。

鉄道や路線バスは、障がい者の活動範囲を広げる大切な移動手段であり、今後も走行環境の改善や運行情報のPRなどの側面的支援を行い、車いすの利用者が乗車しやすい、ノンステップバスの導入などを事業者に働きかけていく必要があります。

また、障がい者の多くは外出する際に介助が必要です。従来から実施されているガイドヘルパー派遣事業や介護人派遣事業に対する利用意向も依然高いことから、障害者総合支援法の移動支援事業とあわせて、制度の有効活用を図っていく必要があります。

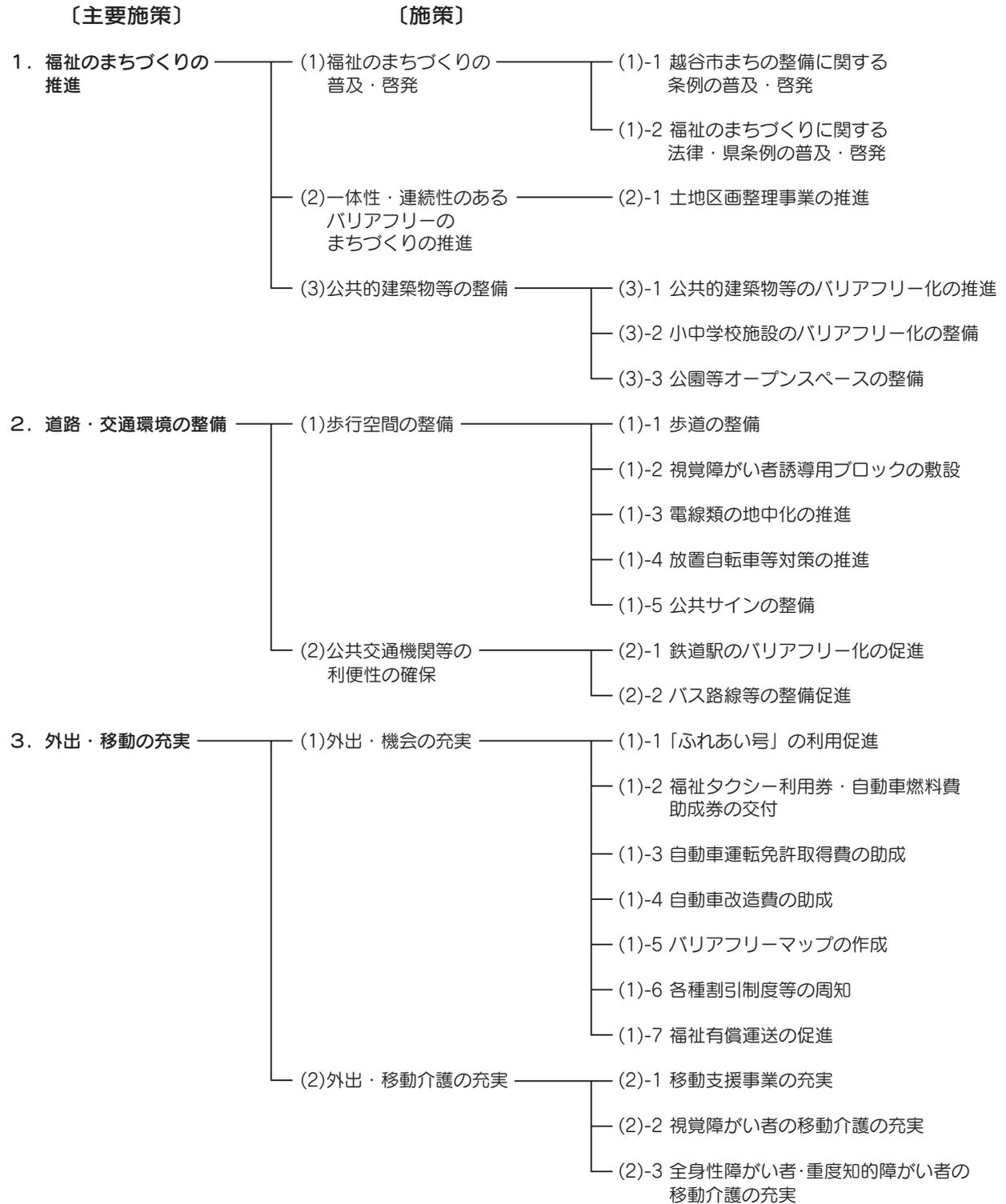
障がい者が地域生活を送る上で、情報のバリアフリー化も課題です。障がい者が必要とする情報を必要なときに利用できるようにするためには、情報提供の方法を工夫し、充実していく必要があります。

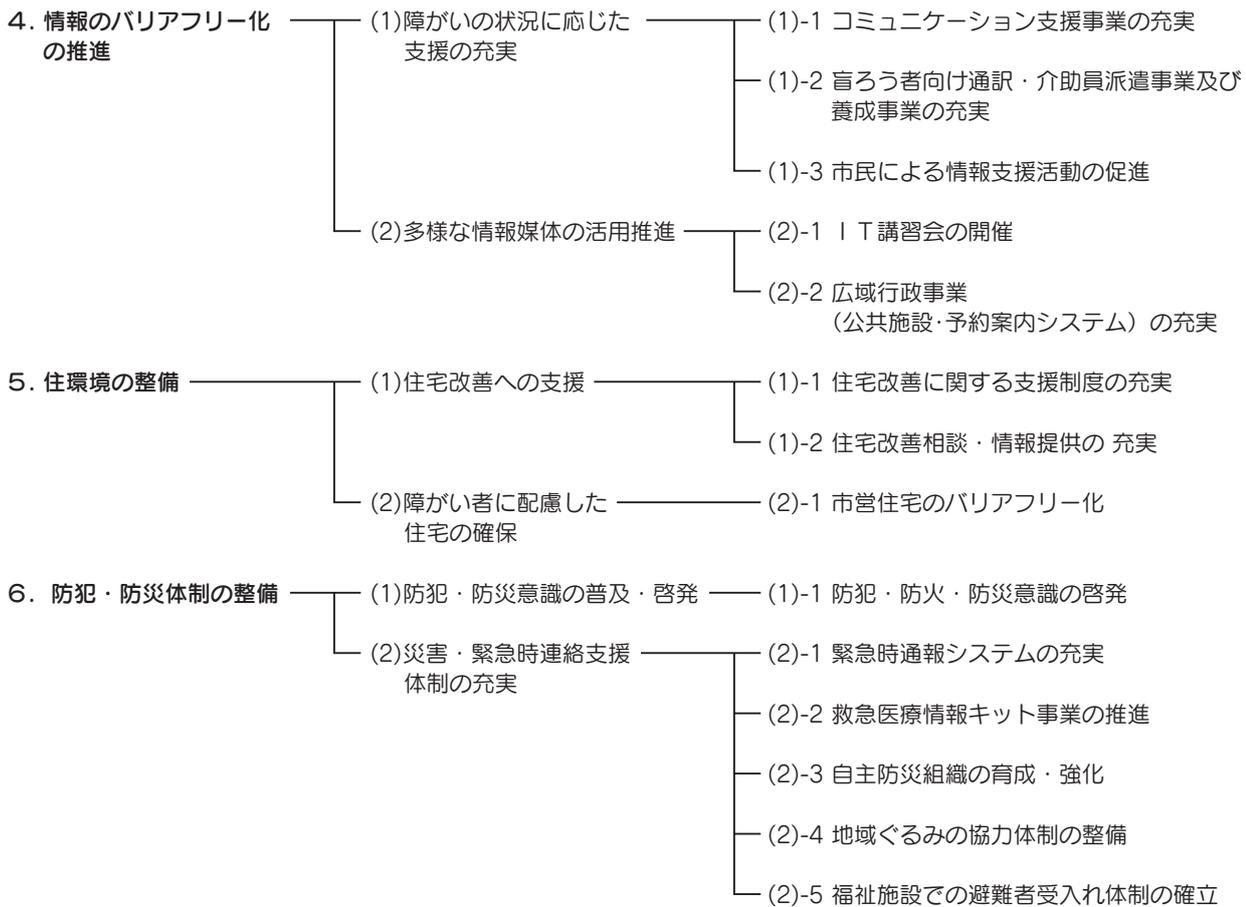
住宅については、住宅改修・改善への支援を充実するとともに、市営住宅のバリアフリー化を推進します。

近年の大地震や豪雨災害では、障がい者や高齢者などが被害を受けるケースが多く見受けられ、災害時に支援を要する方に対する防災体制の強化が急務となっています。障がい者の多くは災害時に身を守ることへの不安を抱いており、地域ぐるみの協力体制の整備や、情報提供の充実などが望まれています。

施策の体系

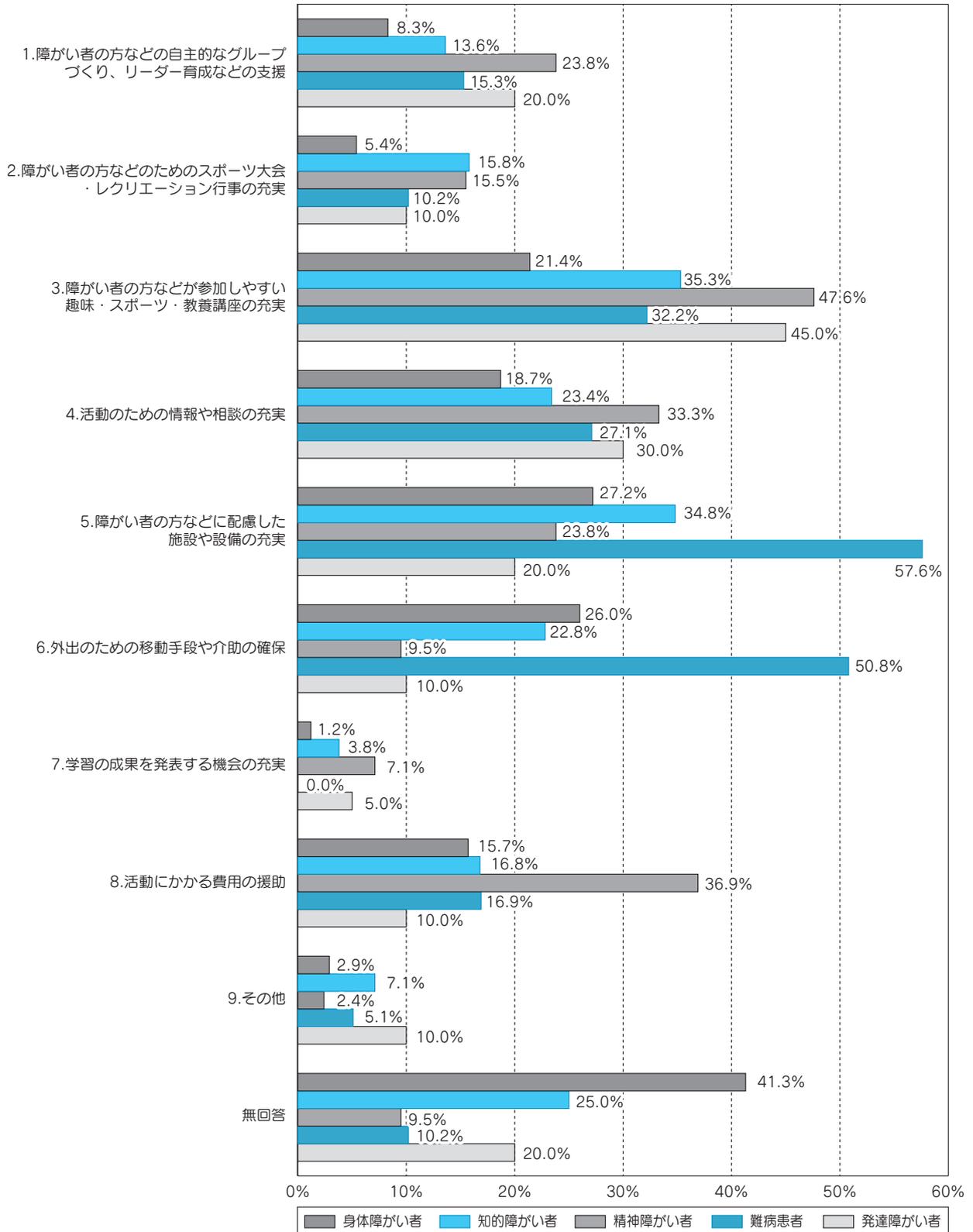
第6章 生活環境の整備充実





【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者・
精神障がい者・難病患者・発達障がい者)から】

図2-6-1 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと(複数回答)



身体障がい者や難病患者では「障がい者の方などに配慮した施設や設備の充実」が最も多く、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者では「障がい者の方などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」が特に多く、これら以外でも、「活動のための情報や相談の充実」の回答率が全体的に多くなっています。障がい者のさまざまな活動や参加の場としての施設設備の充実と情報提供や相談の充実が求められます。(図2-6-1参照)

【関係団体等ヒアリング調査結果】から読み取れた課題】

- ・障がい者が移動しやすい交通環境の点検・改修・整備
- ・同行援護制度の見直し・充実
- ・放置自転車対策の強化、放置自転車条例の見直し
- ・施設の充実、特に新しく建設する施設の充実
- ・二次避難所も含め福祉避難所の拡大・周知徹底と災害時要援護者登録の推進
- ・ハザードマップなどでFAX番号記載の徹底
- ・緊急時に障がい者と分かるバンドナ等の作成、配布

1 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向】

障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を推進します。

(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発

(1)-1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発

市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行うとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努め、住みよいまちの整備を図ります。(開発指導課)

(1)-2 福祉のまちづくりに関する法律・県条例の普及・啓発

事業者に対し、県と協力して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努めます。(建築住宅課、開発指導課)

(2) 一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりの推進

(2)-1 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業を通じて、歩道の段差を解消するなど、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進します。(市街地整備課)

表2-6-1 区画整理事業/街路事業

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
街路延長距離	27,682m (1,035m)	28,025m (343m)	28,349m (324m)	36,000m (8,000m)

※()内は単年度の実績及び平成28～32年度の累計

(3) 公共的建築物等の整備

(3)-1 公共的建築物等のバリアフリー化の推進

県条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推進します。(建築住宅課、関連各課)

(3)-2 小中学校施設のバリアフリー化の整備

教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、第4次総合振興計画に基づき、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブロック・スロープ・階段手摺りについて計画的に整備をすすめます。さらに、トイレの洋式化を図ることについても努めてまいります。(学校管理課)

表2-6-2 福祉環境整備事業

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
福祉環境整備事業 達成率※	66.6% (30校)	66.6% (30校)	68.9% (31校)	100.0% (45校)

※達成率の算出式：達成率(%) = (福祉環境整備済みの小中学校数 ÷ 全小中学校) × 100

(3)-3 公園等オープンスペースの整備

市民の憩いの場として、また災害時の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入り口の段差の解消や多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。(公園緑地課)

2 道路・交通環境の整備

【施策の方向】

障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど、歩行空間の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関が使いやすくなるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

(1) 歩行空間の整備

(1)-1 歩道の整備

安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保を図ります。(道路建設課)

表2-6-3 歩道の整備

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
整備済延長距離	70,582m	72,267m	73,599m	77,200m

(1)-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。

(道路建設課)

表2-6-4 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
整備済延長・市道距離	53,075m	55,435m	55,902m	59,900m

(1)-3 電線類の地中化の推進

安全で快適な通行空間の確保のほか都市防災機能の向上や都市景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。(道路建設課)

表2-6-5 電線類の地中化

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
整備済延長距離	14,757m	16,773m	16,773m	19,200m

(1)-4 放置自転車等対策の推進

駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を行い、放置自転車等の防止に努めます。(くらし安心課)

表2-6-6 放置自転車等対策

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
放置自転車撤去・移送台数	6,954台	5,467台	4,595台	4,000台

(1)-5 公共サインの整備

「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を推進し、誰にでもわかりやすいものとします。(都市計画課、関連各課)

(2) 公共交通機関等の利便性の確保

(2)-1 鉄道駅のバリアフリー化の促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障がい者が駅を利用しやすいよう鉄道事業者に対して、内方線付き点状ブロックの設置など安全で統一した案内誘導装置の整備を働きかけます。(都市計画課)

(2)-2 バス路線等の整備促進

鉄道駅を中心に運行されているバス路線の充実をはじめ、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に努めます。また、走行環境の改善や運行情報のPRなど側面的支援を行うとともに、国・県との連携のもと、バスの利便性を高める取り組みとして、高齢者や児童、車いすなどの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの導入に際し、バス事業者の購入費用の一部を助成します。(都市計画課、関連各課)

3 外出・移動の充実

【施策の方向】

福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券、自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業の推進のほか障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者総合支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者、重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

(1) 外出・移動支援の充実

(1)-1 「ふれあい号」の利用促進

社会福祉協議会が行っている、歩行困難な身体障がい者や高齢者のためのリフト付きワゴン車「ふれあい号」の利用の促進を図ります。(障害福祉課、社会福祉協議会)

(1)-2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成します。対象者に対する周知の徹底とともに、取扱い事業所の拡大をすすめることにより、制度の効果的、効率的な活用を推進します。

(障害福祉課、子育て支援課)

表2-6-7 福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
交付人数・交付率	5,005人 91.28%	5,237人 94.63%	5,344人 91.99%	6,600人 93.58%

(1)-3 自動車運転免許取得費の助成

障がい者の社会参加及び自立を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。(障害福祉課)

表2-6-8 自動車運転免許取得費の助成

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
助成件数	2件	5件	1件	4件

(1)-4 自動車改造費の助成

重度身体障がい者の社会参加を促進するため、所有する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。(障害福祉課)

表2-6-9 自動車改造費の助成

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
助成件数	5件	8件	6件	5件

(1)-5 バリアフリーマップの作成

障がい者などが安心してまちに外出し、また行動範囲を拡大できるよう、障がい者の参画を得て公共的施設などのバリアフリー状況をまとめたマップ（おでかけマップ、トイレマップ）を作成しており、掲載情報の充実に努めます。（障害福祉課）

(1)-6 各種割引制度等の周知

障がい者の外出、積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外などの制度の周知を図ります。

（障害福祉課、子育て支援課）

(1)-7 福祉有償運送の促進

NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。

（福祉推進課、関連各課）

表2-6-10 福祉有償運送協議会

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
協議会の開催回数	3回	3回	3回	3回

(2)外出・移動介護の充実**(2)-1 移動支援事業の充実（5章に前掲）**

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。

（障害福祉課、子育て支援課）

(2)-2 視覚障がい者の移動介護の充実

視覚障がい者の社会参加のための外出を支援するため、障害者総合支援法の同行援護サービス事業者の確保を図ります。また、同行援護を補完するガイドヘルパー派遣事業の充実に努めます。（障害福祉課）

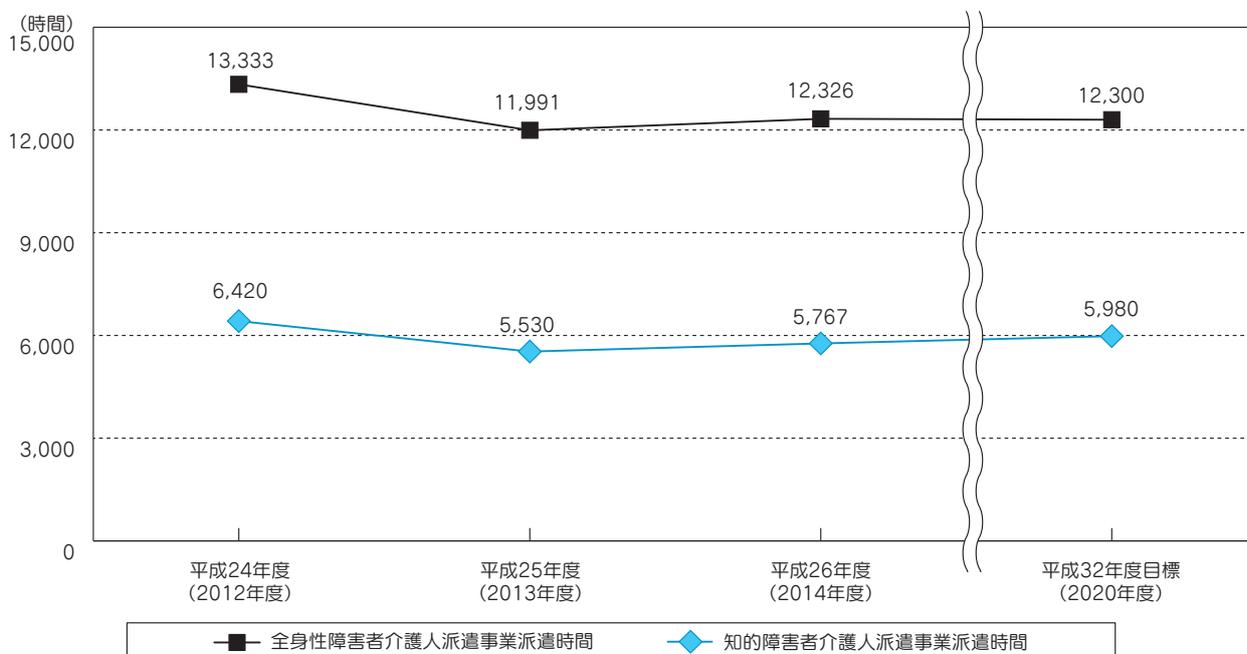
表2-6-11 視覚障がい者の移動介護

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
同行援護利用時間	5,054時間	5,615.5時間	7,205時間	11,800時間

(2)-3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実

介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者の社会参加のための外出を支援するため、ホームヘルプサービスや移動支援事業との調整を図りながら、全身性障がい者及び知的障がい者の介護人派遣事業の充実に努めます。(障害福祉課)

図2-6-2 全身性障害者・知的障害者介護人派遣事業



4 情報のバリアフリー化の推進

【施策の方向】

障がい者の地域での暮らしと生活の質の向上を目指し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、市民による多様な情報支援活動を促進し、視覚や聴覚などの障がいの状況に応じた情報提供及びコミュニケーション支援の充実に努めます。

(1)障がいの状況に応じた支援の充実

(1)-1 コミュニケーション支援事業の充実（5章に前掲）

聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通話者及び要約筆記者の養成・確保に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。

（障害福祉課）

(1)-2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実（5章に前掲）

盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、通訳・介助員の養成・確保に努めます。（障害福祉課）

(1)-3 市民による情報支援活動の促進

聴覚や視覚などの障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、点訳、音訳、要約筆記などを行う市民のボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。（障害福祉課）

(2)多様な情報媒体の活用推進

(2)-1 IT講習会の開催

障がい者がパソコンなどを活用してより多くの情報を得られるように、障害者就労訓練施設しらこばとにおいて、IT（情報通信技術）講習会を開催します。（障害福祉課）

(2)-2 広域行政事業（公共施設・予約案内システム）の充実

本市を含む近隣の5市1町で構成する「埼玉県東南部都市連絡調整会議」において運用している、公共施設の各種情報の案内、空き状況の照会や予約の申し込みをパソコンや携帯電話などから24時間・365日行えるアクセシビリティに配慮したシステムの充実を図ります。（政策課）

表2-6-12 公共施設・予約案内システム

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
公共施設・予約案内システム 利用者数	4,427人	4,748人	4,401人	5,480人

5 住環境の整備

【施策の方向】

障がい者が在宅での生活を安心して続けられるよう、住宅改善・整備についての助成制度の周知と相談・情報提供等を図ります。

(1)住宅改善への支援

(1)-1 住宅改善に関する支援制度の充実

重度身体障がい者の居宅改善整備について制度の周知に努めるとともに、制度の充実を図ります。(障害福祉課、子育て支援課)

(1)-2 住宅改善相談・情報提供の充実

埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、住宅改善についての相談を充実します。(障害福祉課)

(2)障がい者に配慮した住宅の確保

(2)-1 市営住宅のバリアフリー化

市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手摺りの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。(建築住宅課)

6 防犯・防災体制の整備

【施策の方向】

災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防災訓練などへの参加・啓発を行うとともに、災害時要援護者避難支援制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。

(1)防犯・防災意識の普及・啓発

(1)-1 防犯・防火・防災意識の啓発

広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。

(危機管理課、くらし安心課、消防本部予防課)

(2)災害・緊急時連絡支援体制の充実

(2)-1 緊急時通報システムの充実

聴覚障がい者や言語に障がいのある方への緊急時の対応を図るため、緊急時に消防署に通報できるWEB119番・FAX119番通報システムの周知を図ります。

(障害福祉課、消防本部指令課)

(2)-2 救急医療情報キット事業の推進（2章に前掲）

救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて保管することで救急隊、病院が迅速に救急救命活動を行えるようにするためのものです。

高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。

(地域包括ケア推進課、障害福祉課)

(2)-3 自主防災組織の育成・強化

災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。(危機管理課)

表2-6-13 自主防災組織

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
自主防災組織率*	86.3%	88.3%	89.6%	92.0%

※自主防災組織率=(自主防災組織が設立されている地域の世帯数÷全世帯数)。

(2)-4 地域ぐるみの協力体制の整備

災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会などの連携を図り、災害時要援護者避難支援制度などの地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。

(市民協働部、福祉部、子ども家庭部、関連各部)

(2)-5 福祉施設での避難者受入れ体制の確立

災害発生時に、近隣の要配慮者をはじめとした被災者の避難施設となるように、社会福祉施設の活用を推進します。(福祉部、市民協働部、関連各部)

第7章

差別の解消及び権利擁護等の推進

現況と課題

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備により、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月から施行されます。共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

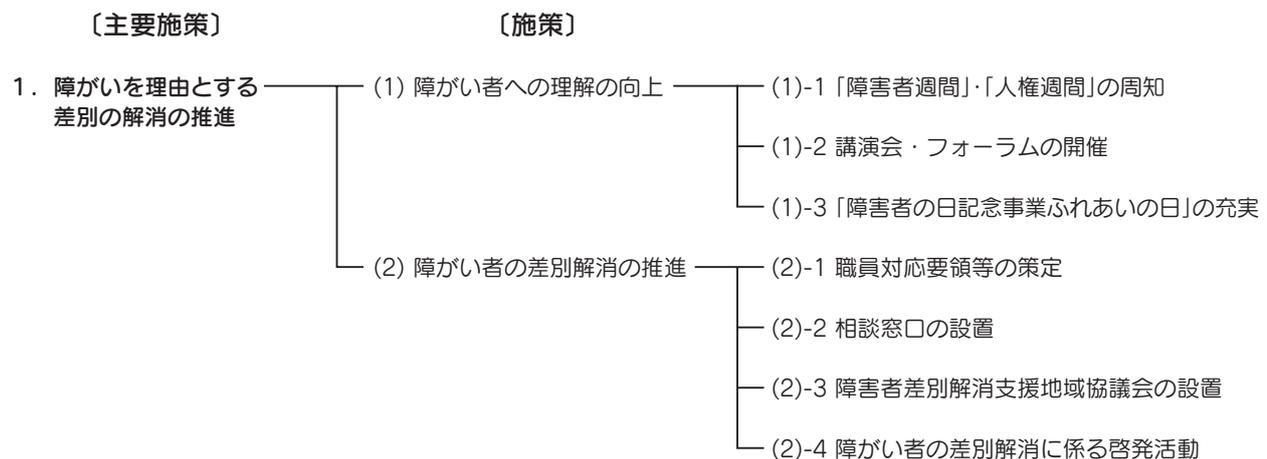
これまで市では、人権教育や他の障害者福祉施策により、障がい者に対する差別の解消に努めてきましたが、今後もより一層、共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

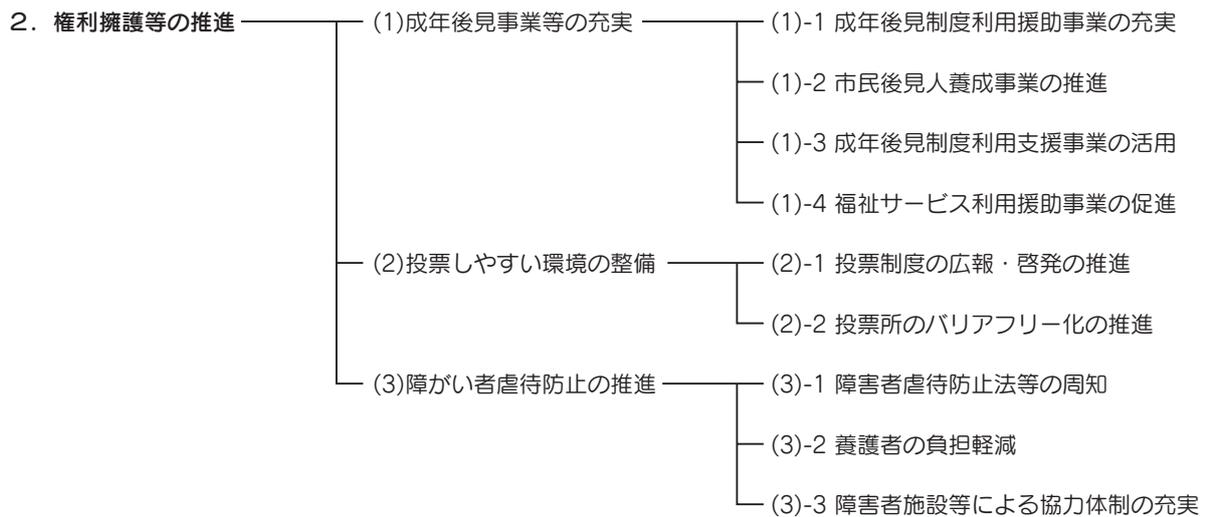
また、障がい者の権利擁護については、成年後見センターこしがやでの成年後見事業の実施など着実に成果をあげていますが、今後、ますます高まる成年後見制度の利用の需要に対応するため、地域で見守り、支える仕組みづくりをすすめていく必要があります。

さらに、障がい者虐待を未然に防ぐため、周知・啓発に努めるとともに、虐待の早期発見や緊急一時保護のための関係機関との連携・協力体制の充実を図ることが必要です。

施策の体系

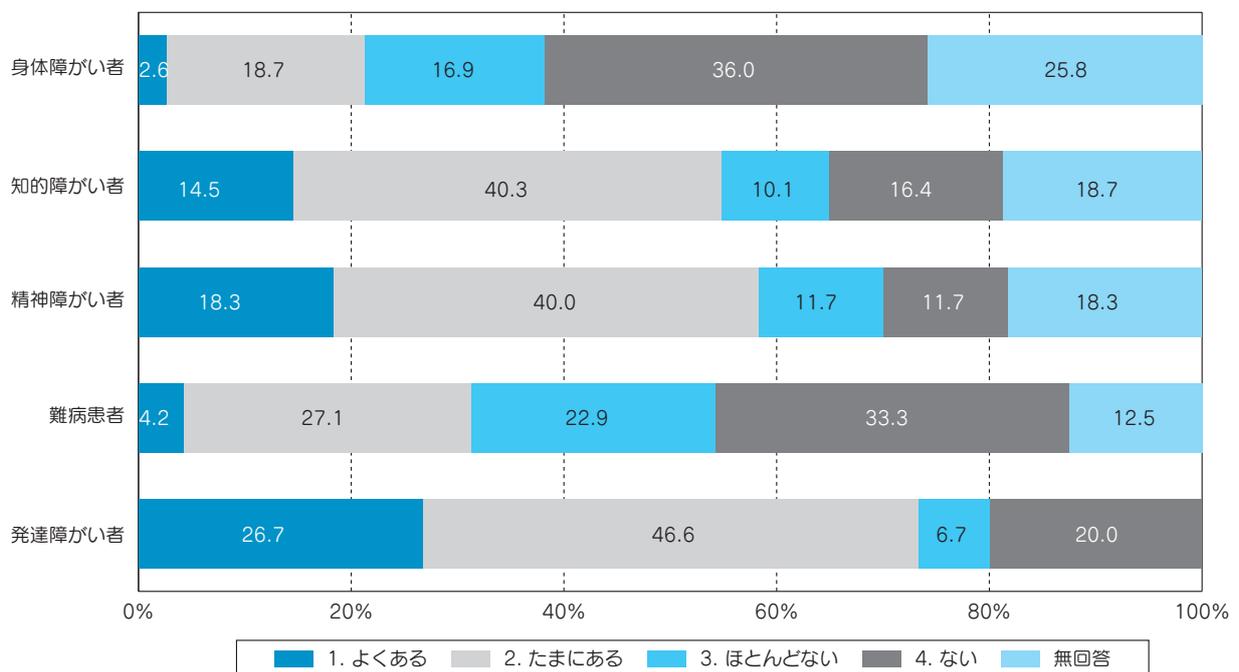
第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進





【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者・発達障がい者)から】

図2-7-1 差別や偏見、疎外感を感じたことがあるか



「よくある」「たまにある」を合わせた割合は、2割強～7割強となっており、多くの方が差別や偏見、疎外感を感じた経験があります。今後も、啓発活動等を行うことにより、障がい者の差別解消の推進が求められます。

【「関係団体等ヒアリング調査結果」から読み取れた課題】

- ・ 障害者差別解消法を市民が理解するためのわかりやすい情報提供

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

【施策の方向】

ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会の実現に向けて、障がい者への差別を解消するために、障がい者への理解を深める交流機会の拡充を図り、啓発活動を強化するとともに、組織的な取り組みに努めます。

(1) 障がい者への理解の向上

(1)-1 「障害者週間」・「人権週間」の周知（1章に前掲）

「障害者週間（12月3日～9日）」を周知するため、「障害者の日記念事業ふれあいの日」（6月第一日曜日）を開催し、市民から多くのポスターを募集するなどして障がいに対する理解の促進を図り、障がい者をはじめより多くの市民の参加を促進するため、内容の充実を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。

また、「人権週間（12月4日～10日）」において、障がいに対する適切な理解を深めるための啓発についても推進します。

（障害福祉課、子育て支援課、人権・男女共同参画推進課、生涯学習課）

(1)-2 講演会・フォーラムの開催（1章に前掲）

市民が障がい者問題について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会などを開催します。

また、市民団体などと協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する適切な理解を深める取り組みを行います。

（保健所精神保健支援室、人権・男女共同参画推進課、生涯学習課）

(1)-3 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実（1章に前掲）

障がい者福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図るため、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。より多くの市民の参加を促進するため、事業内容のさらなる充実と周知を図ります。

（障害福祉課、子育て支援課）

(2)障がい者の差別解消の推進

(2)-1 職員対応要領等の策定

職員対応要領を策定するなど、職員に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮」についての啓発に努めます。

（人事課、障害福祉課、子育て支援課、人権・男女共同参画推進課）

(2)-2 相談窓口の設置

障がい者及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に対応できるよう相談窓口を設置します。（障害福祉課、子育て支援課）

(2)-3 障害者差別解消支援地域協議会の設置

学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別の解消に努めます。（障害福祉課、子育て支援課）

(2)-4 障がい者の差別解消に係る啓発活動

事業者や地域住民等に対する啓発活動を行い、障がい者差別の解消に努めます。

（障害福祉課、子育て支援課）

2 権利擁護等の推進

【施策の方向】

障がい者とその権利を侵されることなく、安心して地域で生活できるよう、法律的な支援制度である成年後見制度の周知及び利用促進に努めるとともに、地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。また、障がい者の虐待防止を推進します。

(1) 成年後見事業等の充実

(1)-1 成年後見制度利用援助事業の充実

判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利と財産を守る成年後見制度が、身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応など社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、事業の充実を図ります。

(障害福祉課、地域包括ケア推進課)

表2-7-1 成年後見事業

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
相談件数	611件	573件	611件	840件

(1)-2 市民後見人養成事業の推進

地域に住む身近な存在として、地域で見守り支える役割を担う市民後見人候補者の養成を行うなど、社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者を地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。(障害福祉課、地域包括ケア推進課)

表2-7-2 市民後見受任者数

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
受任者数	—	—	2人	25人
(うち障がい者)	—	—	1人	15人
(うち高齢者)	—	—	1人	10人

(1)-3 成年後見制度利用支援事業の活用

身寄りのいない判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度を利用できるよう、市長による審判の請求を行い、福祉の向上に努めます。

(障害福祉課、地域包括ケア推進課)

表2-7-3 市長申立件数

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
市長申立件数	7件	14件	11件	20件
(うち障がい者)	2件	5件	3件	10件
(うち高齢者)	5件	9件	8件	10件

(1)-4 福祉サービス利用援助事業の促進

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助など社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業の利用を促進します。(障害福祉課、福祉推進課)

(2) 投票しやすい環境の整備

(2)-1 投票制度の広報・啓発の推進

障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。(選挙管理委員会事務局)

(2)-2 投票所のバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者の投票を促進するための投票所の段差の解消については、施設の構造上スロープ等の設置が不可能な場所を除いてすべての投票所で対応を行いました。

段差の解消ができない投票所については、人的介助が必要な方に対して迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。(選挙管理委員会事務局)

(3) 障がい者虐待防止の推進

(3)-1 障害者虐待防止法等の周知

虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法等の周知を図ります。(障害福祉課、子育て支援課)

(3)-2 養護者の負担軽減

障がい者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。(障害福祉課、子育て支援課)

(3)-3 障害者施設等による協力体制の充実

虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障害者施設等の関係機関との協力体制の充実を図ります。(障害福祉課、子育て支援課)

第8章

生涯学習環境の整備・充実

現況と課題

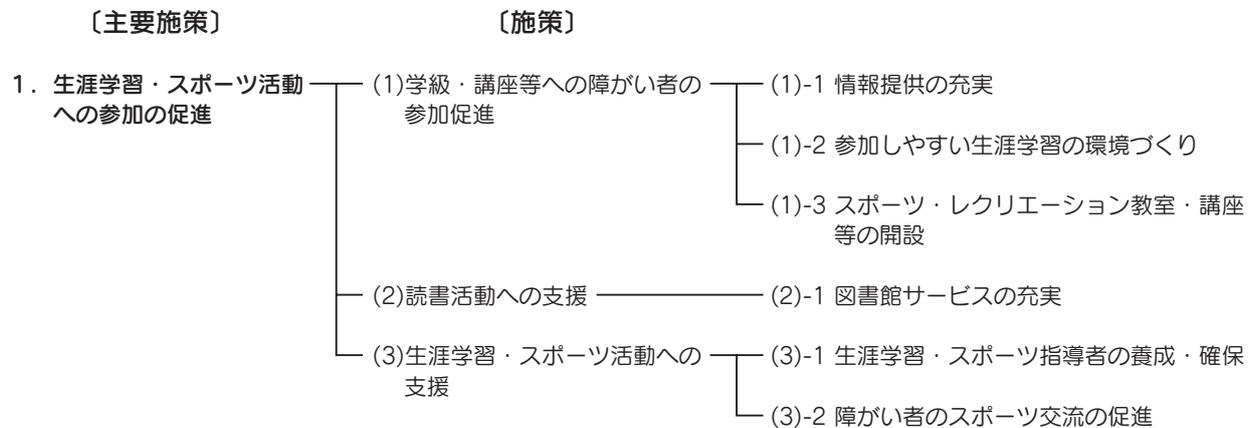
生涯学習・スポーツ活動などを充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るために大きな役割を果たします。

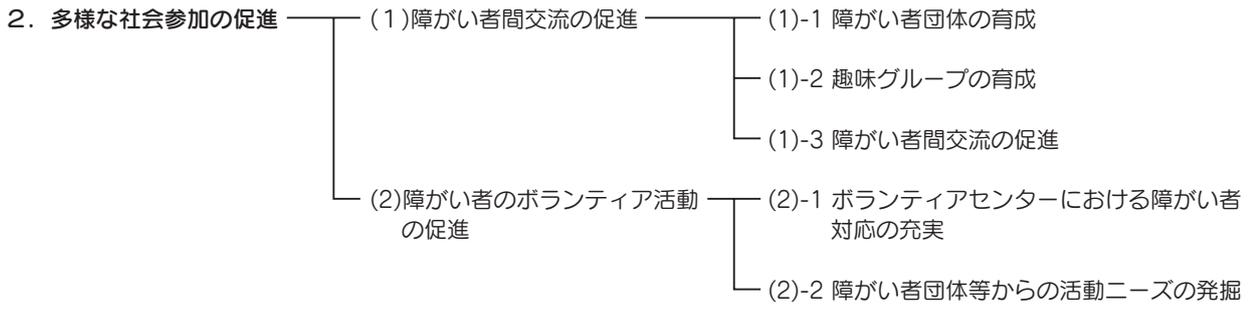
これまで本市では、生涯学習に関する情報提供に努めるとともに、録音図書作製や図書等の配送サービスを実施するなど、サービス体制を整えてきました。また、生涯学習やスポーツに関する指導者の養成を図るとともに、生涯学習活動の成果発表や交流の促進、さらに各種スポーツ大会などへの選手の派遣を推進してきました。

近年、生活に楽しさを求めたり、自ら積極的に社会参加をし、生きがいを求めていくニーズが急速に高まっています。今後は生涯学習・スポーツ活動を通し、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう、支援を強化していく必要があります。

施策の体系

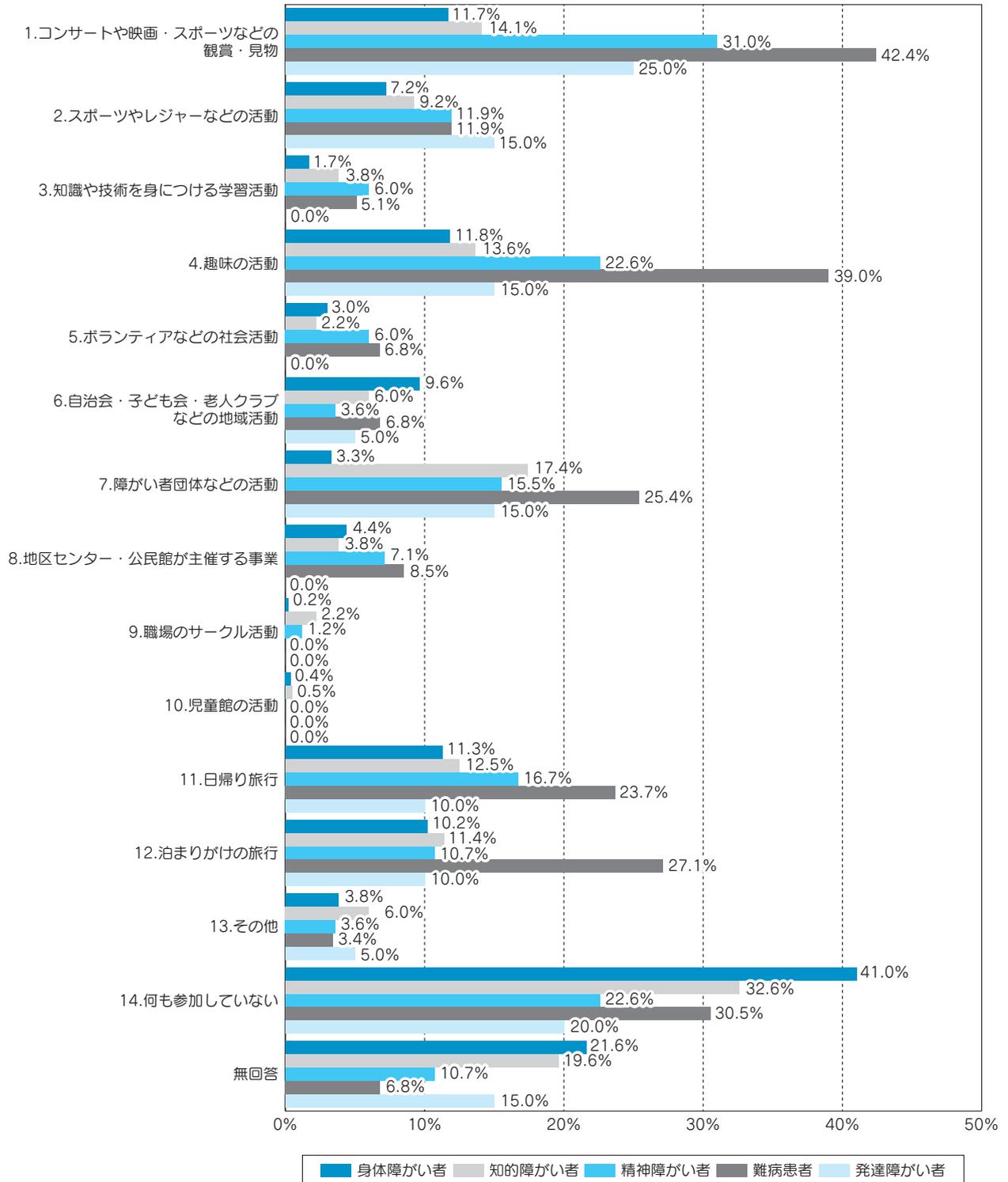
第8章 生涯学習環境の整備・充実





【「障がい者計画策定に向けたアンケート調査結果」(身体障がい者・知的障がい者・
精神障がい者・難病患者・発達障がい者)から】

図2-8-1 現在参加している活動(複数回答)



「現在参加している活動」では、「何も参加していない」、「無回答」を除くと、身体障がい者では「趣味の活動」11.8%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」11.7%、「日帰り旅行」11.3%などが多くなっています。知的障がい者では、「障がい者団体などの活動」17.4%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」14.1%、「趣味の活動」13.6%、「日帰り旅行」12.5%などが多くなっています。精神障がい者では、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」31.0%、「趣味の活動」22.6%、「日帰り旅行」16.7%、「障がい者団体などの活動」15.5%などが多くなっています。難病患者では、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」42.4%、「趣味の活動」39.0%、「泊りがけの旅行」27.1%などが多くなっています。発達障がい者では「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」25.0%、「スポーツやレジャーなどの活動」「趣味の活動」及び「障がい者団体などの活動」15.0%などが多くなっています。

相対的には「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」と「趣味の活動」が1割強～4割前後を占めて多くなっています。

今後、年齢やこれまでの生活のあり方、現在の活動状況などを踏まえた、障がい者の個性に応じた活動支援や活動促進が求められます。(図2-8-1参照)

【関係団体等ヒアリング調査結果】から読み取れた課題】

・障がい者スポーツ指導員の育成

1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

【施策の方向】

各種学級や講座等に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書や対面朗読の充実、配送サービスの提供などによる読書活動への支援、生涯学習活動の成果の発表やスポーツ大会への参加など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。また、生涯学習やスポーツの指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習・スポーツ活動を通し、交流が図れるよう支援していきます。

(1)学級・講座等への障がい者の参加促進

(1)-1 情報提供の充実

生涯学習情報誌「TRY」を市ホームページに掲載するとともに、ボランティア団体によるダイジェスト版の生涯学習情報誌「TRY」を発行し、情報提供の充実を図ります。

(生涯学習課)

(1)-2 参加しやすい生涯学習の環境づくり

障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講座等に参加しやすい環境づくりをすすめます。(生涯学習課)

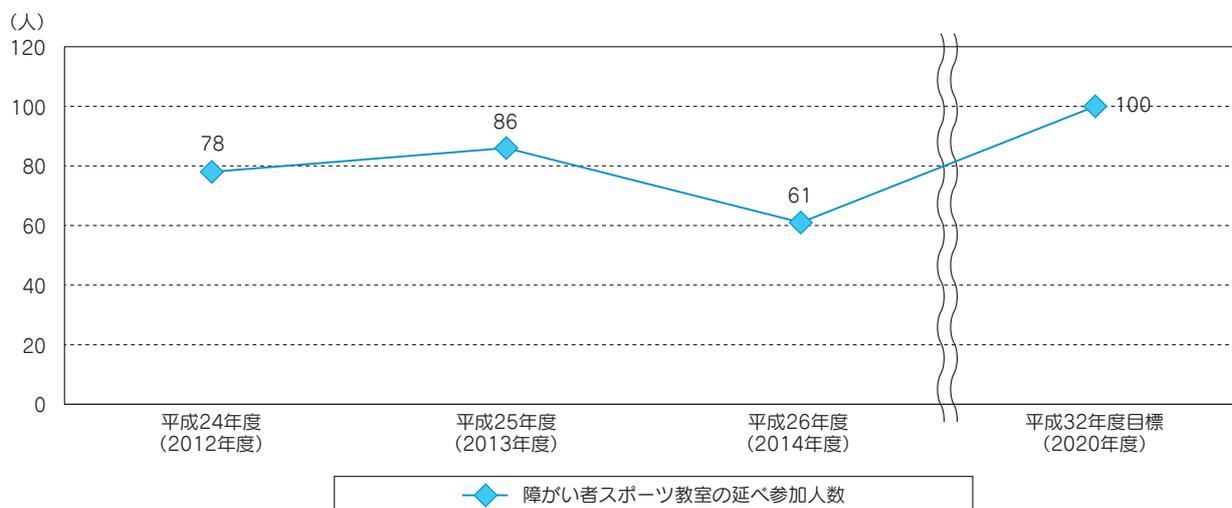
(1)-3 スポーツ・レクリエーション教室・講座等の開設

障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。(スポーツ振興課、障害福祉課)

表2-8-1 障がい者スポーツ教室

	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
身体障がい者	3回実施 17人	3回実施 15人	3回実施 23人	延べ参加人数 100人
知的障がい者	3回実施 61人	3回実施 71人	2回実施 38人	
合 計	6回実施 78人	6回実施 86人	5回実施 61人	

図2-8-2 障がい者スポーツ教室



(2) 読書活動への支援

(2)-1 図書館サービスの充実

障がい者の学習意欲に応えるため、録音図書作製や音訳の講習会などによりボランティア活動を支援し、録音図書や対面朗読の充実を図るとともに、拡大読書器の利用促進と、点字図書・拡大写本等の収集に努めます。

また、外出することが困難な方に対し、自宅などに図書等を配送するサービスを提供するとともに、音声による新刊図書の案内などを行い、図書館利用の促進に努めます。

(図書館)

(3) 生涯学習・スポーツ活動への支援

(3)-1 生涯学習・スポーツ指導者の養成・確保

生涯学習に関する指導者や講師を紹介する「生涯学習リーダーバンク」については、登録の際に、障がい者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、多くの方からの要望に応えられるよう指導者の確保に努めます。

また、「生涯学習リーダーバンク」登録者等を対象に、「生涯学習リーダー・ボランティア養成講座」を開催し、市民の多様化・高度化する、生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの確保を図ります。

障がい者スポーツの指導者については、「障害者スポーツ指導員養成講習会」で資格を取得した障害者スポーツ指導員による障がい者スポーツ教室等の運営・指導を通じ指導者のスキルアップを図ります。

また、市民からの多様な要望にも対応できるよう「障害者スポーツ指導員」の有資格者をスポーツリーダーバンクへ登録するとともに、講習会等の情報提供を行い指導員の確保に努めます。(生涯学習課、スポーツ振興課)

表2-8-2 障害者スポーツ指導員活動状況

指標名	実績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
スポーツリーダーバンク 登録者数	63人	68人	69人	75人
障害者スポーツ指導員 延べ派遣者数	6人	6人	6人	7人

(3)-2 障がい者のスポーツ交流の促進

関係団体や機関との連携を図り、障がい者が参加しやすいようスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催される、スポーツ大会等への障がい者の参加を促進します。(障害福祉課、スポーツ振興課)

2 多様な社会参加の促進

【施策の方向】

障がい者の活動母体として、障がい者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進に努めます。また、障がい者が自らボランティア活動に積極的に参加できるような支援体制づくりをすすめていきます。

(1)障がい者間交流の促進

(1)-1 障がい者団体の育成

障がい者団体の活動拠点である障害者福祉センターこばと館で、障がい者の活動母体である障がい者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進を図れるよう支援します。(障害福祉課)

表2-8-3 障害者福祉センターこばと館団体利用

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
障害者福祉センター こばと館団体利用者数	13,868人	13,120人	13,370人	14,200人

(1)-2 趣味グループの育成

多様な特技や趣味活動を介した社会参加を促進するため、障害者福祉センターこばと館の団体室や社会適応訓練室等の無料貸出を実施し、趣味グループの育成を支援します。

(障害福祉課)

表2-8-4 障害者福祉センターこばと館各室利用

指 標 名	実 績			平成32年度目標 (2020年度)
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	
障害者福祉センター こばと館各室利用団体数	利用サークル 17団体	利用サークル 17団体	利用サークル 16団体	利用サークル 20団体

(1)-3 障がい者間交流の促進

障がい者間の交流を促進し、共通に取り組める問題の解決や相互理解が図られるよう支援します。(障害福祉課)

(2) 障がい者のボランティア活動の促進

(2)-1 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実

障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるよう社会福祉協議会のボランティアセンターの機能の充実に努めるとともに、障害者福祉センターこばと館における福祉ボランティアの育成事業の中で、ボランティアセンターとの連携を図ります。(障害福祉課)

(2)-2 障がい者団体等からの活動ニーズの発掘

障がい者が自らボランティア活動に参加し、社会的貢献や役割が果たせるよう、障害者福祉センターこばと館連絡調整会議の構成団体に対し、活動ニーズの把握を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、その活動ができる体制づくりを推進します。(障害福祉課)



第Ⅲ編 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進に向けて
- 2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

1 計画の推進に向けて

障がい者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。そのためには、行政職員をはじめ、福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、障がい者の声を聞き、福祉施策に反映できるシステムを構築していく必要があります。

アンケート調査においては、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために越谷市にとって重要なこととして、「医療やリハビリの充実」「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」「就労援助や雇用促進」「障がい者に配慮したまちづくりの推進」など、幅広い分野でのニーズが数多くあります。

本市においても、バリアフリーのまちづくりをすすめるとともに、オンブズパーソン制度の導入などにより、市民の声を反映できる仕組みづくりに努めてきました。今後も、市民との協働のもと庁内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい者福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。また、オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情解決制度の周知を図るとともに、第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。

(1)人材の養成・確保

(1)-1 職員研修等の充実

障がい者の各種相談の窓口として、また多様化する障がい者のニーズに的確に対応するために、保健福祉を担当する専門職員の確保や職員の資質の向上を図る必要があります。

現在取り組んでいる職員の手話研修や、福祉業務体験研修などの職員研修事業を推進し、担当職員のみならず、福祉行政に対し市全体として、職員の資質の向上に努めます。

また、障がい者の文化、スポーツ・レクリエーション活動や学習活動への参加、さらには就業支援を促進していくために、市民や民間団体及び大学などの専門機関との連携の下に人材育成に努めます。

(2)適正なサービス提供の確保

(2)-1 障害福祉サービス事業所の指定・指導監査等の実施

障害福祉サービス事業所の設置に係る相談から事業所の指定、さらには定期的な指導監査までを市が一括して実施することにより、サービスの提供が適正なものとなるよう支援します。

(2)-2 オンブズパーソン制度の推進

本市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に解決する福祉保健オンブズパーソン制度を導入しています。この制度を活用し、障がい福祉行政に対する勧告の役割を担っていきます。

(2)-3 社会福祉施設等における苦情解決制度の推進

本市の施設福祉サービスについて、利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するため、苦情解決制度を推進します。

(2)-4 第三者評価システムの推進

第三者による公正・中立な立場から福祉サービスなどに対する評価を受けることにより、事業者自らがサービスに関する具体的な問題点や課題などを把握し、質の向上を図っていくとともに、利用者がサービス選択時の目安として利用できるよう、第三者評価システムを推進します。

(3)障がい者の参画

(3)-1 意見交換の機会づくりの検討

障がい者のニーズを聞き、的確に迅速な対応ができるよう、障がい者や障がい者関係団体などとの意見交換会の機会づくりに努めます。

(4)推進体制の充実

(4)-1 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の設置

本計画を推進するためには、保健・医療・福祉のみならず、教育・都市計画・産業など全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠です。

そのため、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において計画の進捗及び評価などを行い、施策の推進を図ります。

なお、本協議会は、社会福祉法に基づき条例設置されたものであり、本市の障がい者施策を推進するにあたり、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するとともに、さまざまな立場、見地から意見を聴取する場として、継続して事業運営を実施します。

(5)広域的連携体制の整備

(5)-1 大学・教育研究機関との連携

市内の大学のほか、保健・福祉・医療を専門的に研究する機関との積極的な連携を図り、幅広く高度なサービスに対応できる人材の養成に努めます。また、福祉を学ぶ学生との連携を強め、学生の現場体験と福祉ボランティアとしての相互協力体制づくりを図ります。

(5)-2 広域的な行政連携の強化

障がい者のニーズに即して必要なサービスを確保できるよう、障がい者の生活行動圏を踏まえ、事業内容などに応じて、県や近隣自治体との連携の強化を図ります。

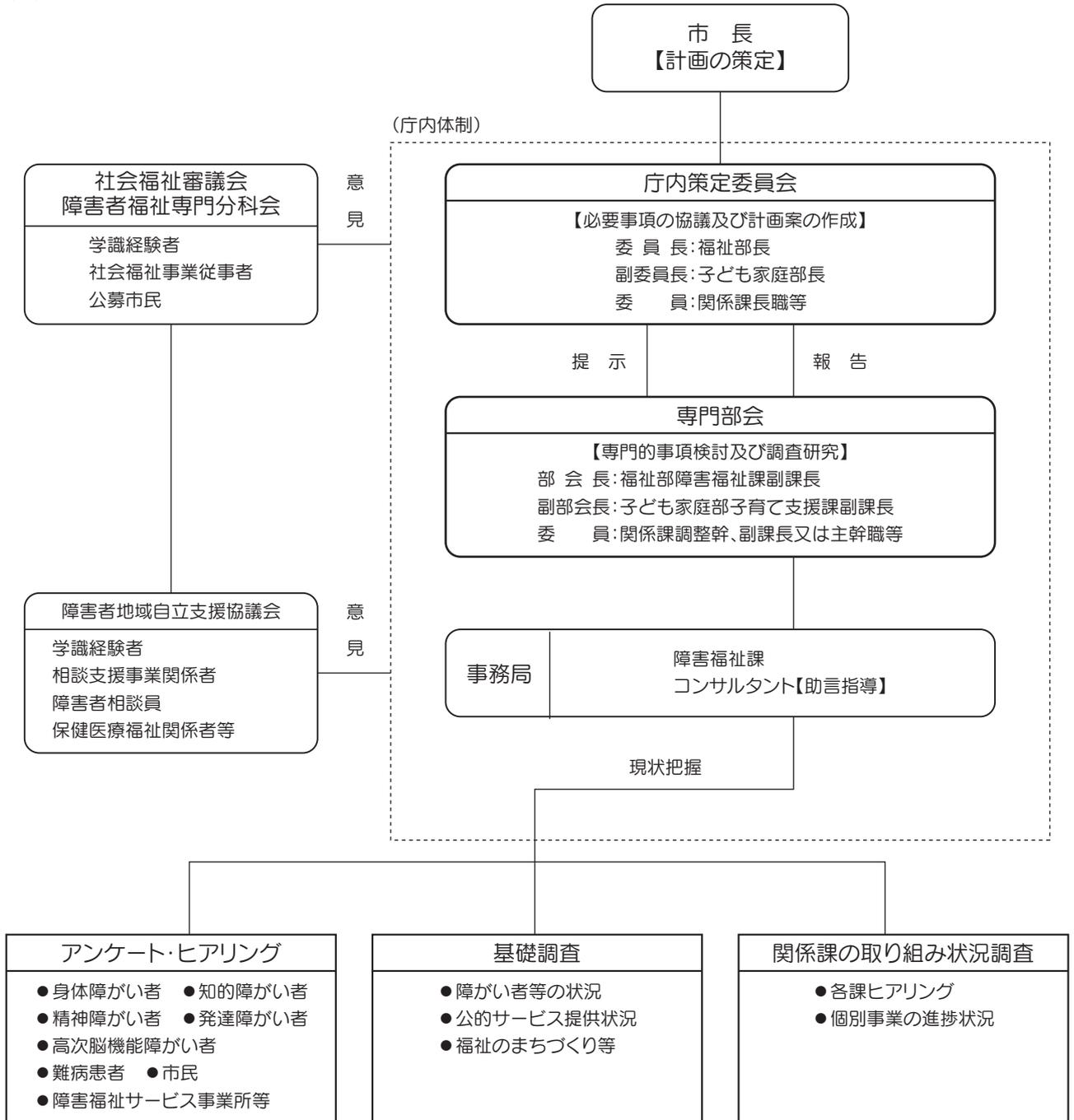


資 料

- 1 計画の策定体制等
- 2 アンケート調査等の概要
- 3 用語解説

1 計画の策定体制等

(1) 策定体制



(2)越谷市社会福祉審議会条例及び障害者福祉専門分科会名簿

【社会福祉審議会条例】

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 越谷市児童福祉審議会条例（平成13年条例第25号）
- (2) 越谷市障害者施策推進協議会条例（平成18年条例第6号）

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

【社会福祉審議会障害者福祉専門分科会名簿】(第7条第2項関係)

(◎：分科会長 ○：副分科会長) 敬称略

No.	氏 名	選出母体等
1	◎ 朝 日 雅 也	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科教授
2	○ 岩 本 敏 英	越谷市歯科医師会副会長
3	高 野 淑 恵	越谷市手をつなぐ育成会会長
4	豊 田 範 光	越谷市民生委員・児童委員協議会理事
5	阿 保 裕 子	ロービジョン友の会アリス代表
6	松 田 繁 三	越谷市医師会理事
7	岡 野 昌 彦	越谷市医師会理事
8	飯 野 哲 義	越谷公共職業安定所所長
9	松 澤 茂	越谷市身体障害者福社会会長
10	小 柳 ユミ子	越谷市精神障害者を守る会書記
11	宮 下 昭 宣	越谷市聴覚障害者協会会長
12	新 美 由美子	越谷市ボランティア連絡会
13	松 村 敦 夫	埼玉県立越谷特別支援学校校長
14	伊 藤 えつ子	埼玉県立越谷西特別支援学校校長
15	瀬 戸 光 子	埼玉県障害難病団体協議会運営委員
16	猪 股 拓 美	公募委員
17	三田寺 しず江	公募委員
18	門 間 愛	公募委員

(3)越谷市障がい者計画策定委員会設置要領及び同委員名簿

【策定委員会設置要領】

(設置)

第1条 越谷市障がい者計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を作成するため、越谷市障がい者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、福祉部長及び子ども家庭部長の職にある者及び別表に掲げる課に所属し、課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第5条 計画案の作成に際し、専門事項の検討及び調査研究を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、別表に掲げる課に所属し、調整幹、副課長又は主幹の職にある者をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部障害福祉課副課長、副部会長は子ども家庭部子育て支援課副課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

5 部会長は、専門部会を代表し、会議の議長となる。

6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び専門部会の部会員の任期は、越谷市障がい者計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び専門部会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。

【策定委員会委員名簿】(第2条関係)

(◎：委員長 ○：副委員長)

No.	職 名	氏 名
1	◎ 福祉部長	鈴木 俊 昭
2	○ 子ども家庭部長	斉 藤 美 子
3	企画部副参事兼企画課長	佐々木 清
4	協働安全部参事兼市民活動支援課長	高 橋 利 正
5	協働安全部危機管理課長	石 渡 敏 幸
6	福祉部副参事兼福祉推進課長	笹 野 佳代子
7	福祉部障害福祉課長	山 元 雄 二
8	子ども家庭部子育て支援課長	高 橋 成 人
9	子ども家庭部副部長兼子ども育成課長	渡 邊 浩 秀
10	保健医療部市民健康課長	藤 城 浩 幸
11	環境経済部産業支援課長	新 方 和 明
12	建設部道路建設課長	小 川 和 彦
13	都市整備部副参事兼都市計画課長	鈴 木 功
14	都市整備部建築住宅課長	戸井永 均
15	教育総務部生涯学習課長	福 田 博
16	教育総務部副部長兼スポーツ振興課長	植 田 春 夫
17	学校教育部指導課長	瀧 田 優

【要領第4条第2項による出席者】

No.	職 名	氏 名
18	企画部人権・男女共同参画推進課長	中 村 重 和
19	学校教育部教育センター長	小 林 俊 夫

【専門部会員名簿】(第5条関係)

(◎：部会長 ○：副部会長)

No.	職 名	氏 名
1	◎ 福祉部障害福祉課副課長	角 屋 亮
2	○ 子ども家庭部子育て支援課副課長	森 田 昌 明
3	企画部企画課調整幹	早 山 裕 之
4	協働安全部市民活動支援課調整幹	松 崎 義 之
5	協働安全部危機管理課主幹	市 川 今日子
6	福祉部福祉推進課主幹	小 抜 麻衣子
7	子ども家庭部子ども育成課副課長	阿 部 伸 也
8	保健医療部市民健康課副課長	山 越 陽 子
9	環境経済部産業支援課主幹	山 崎 賢 一
10	建設部道路建設課副課長	須 貝 善 彦
11	都市整備部都市計画課主幹	染 谷 良 一
12	都市整備部建築住宅課調整幹	加 藤 雅 春
13	教育総務部生涯学習課副課長	前 田 博 志
14	教育総務部スポーツ振興課主幹 (統括)	鈴 木 等
15	学校教育部指導課調整幹	中 台 正 弘

【要領第5条第4項による出席者】

No.	職 名	氏 名
15	学校教育部教育センター調整幹	石 山 秀 樹

(4) 第4次越谷市障がい者計画策定経過

日付	会議名	内容
H27.3.23	—	越谷市障がい者計画策定基本方針（市長決裁）
H27.5.8	—	越谷市障がい者計画策定委員会設置要領の制定
H27.5.14	—	越谷市障がい者計画策定業務委託契約締結
H27.6.4	第1回庁内策定委員会	策定基本方針等について
H27.7.6	第1回社会福祉審議会障 害者福祉専門分科会	策定基本方針等について
H27.7.22 ～ 8.3	—	越谷市障がい者計画策定に伴う調査票の送付（回答締切8/3） （こばと館登録団体及び関係団体46団体に送付し、40団体から回答）
H27.7.24 ～ 7.31	—	関係課における内容確認
H27.7.31	第1回庁内専門部会	策定基本方針等について
H27.8.17	第2回庁内専門部会	現行計画の進捗状況報告 素案の協議（第I編～第II編第3章）
H27.8.20	第2回社会福祉審議会障 害者福祉専門分科会	現行計画の進捗状況報告 素案の協議（第I編～第II編第3章）
H27.8.28	第3回庁内専門部会	素案の協議（第II編第3章～第III編）
H27.8.31	第2回庁内策定委員会	現行計画の進捗状況報告 素案の協議（第I編～第II編第3章）
H27.10.1 ～ H28.2.18 （うち6日間）	—	団体ヒアリング （7月から8月にかけて実施した「越谷市障がい者計画策定に伴 う調査票」において、団体ヒアリングを希望した13団体に実施）
H27.10.8	第3回社会福祉審議会障 害者福祉専門分科会	素案の協議（第II編第3章～第III編）
H27.10.23	第3回庁内策定委員会	素案の協議（第II編第3章～第III編）
H27.10.15 ～ 10.23	—	関係課における内容確認
H27.10.30	第4回庁内専門部会	素案の協議（全体）
H27.11.13	第4回社会福祉審議会障 害者福祉専門分科会	素案の協議（全体）
H27.11.19	障害者地域自立支援協議 会	素案についての意見聴取（全体）
H27.11.25	第4回庁内策定委員会	素案の協議（全体）
H27.12.18	政策会議	素案の協議
H27.12.24 ～ H28.1.25	—	パブリックコメント実施 （情報公開センター、北部・南部出張所、市内各地区センター、 こばと館、しらこばとに素案及び意見箱設置）
H28.2.3	第5回庁内専門部会	最終案の協議
H28.2.12	第5回社会福祉審議会障 害者福祉専門分科会	最終案の協議
H28.2.17	障害者地域自立支援協議 会	最終案の協議
H28.3.18	第5回庁内策定委員会	最終案の協議
H28.2.29 ～ 3.3	—	関係課における担当部課所名の確認
H28.3.18	政策会議	パブリックコメントの結果の報告
H28.3	—	第4次越谷市障がい者計画策定

2 アンケート調査等の概要

(1) アンケート調査

① 調査の目的

第4期越谷市障がい福祉計画（平成27年3月策定）及び第4次越谷市障がい者計画（平成28年3月策定）の基礎資料とするため、障がい者等の生活及び介助の状況等について、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象と回収結果

調査は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者、市民並びに障害福祉サービス事業所を対象に実施しました。障がい者の対象の抽出にあたっては、無作為としました。

対象	調査対象	対象者数 (人)	有効回答数 (有効回答率%)
身体障がい者	市内在住の身体障害者手帳所持者	2,104	1,225 (58.2)
知的障がい者	市内在住の療育手帳所持者	367	184 (50.1)
精神障がい者	市内在住の関係団体の会員、地域活動支援センター利用者、精神科デイケア通所者等	200	84 (42.0)
発達障がい者	市内在住の関係団体の会員、障害者就労支援センターの利用者等	45	20 (44.4)
高次脳機能障がい者	市内在住の関係団体の会員	30	8 (26.7)
難病患者	市内在住の関係団体の会員	83	59 (71.1)
市民	満16歳以上の市民	1,491	738 (49.5)
障害福祉サービス事業所	市内の障がい者が利用した障害福祉サービス事業所等	262	156 (59.5)
総 数		4,582	2,474 (54.0)

③ 調査の方法と実施時期

調査の方法：郵送または団体等を通じて配布・郵送による回収

調査時期：平成26年7月30日（水）から9月1日（月）

(2) 関係団体（当事者含む）ヒアリング

障害者福祉センターこばと館に登録されている障がい者団体に対し、調査票及び面談により実施しました。

	実施対象
1 関係団体からの意見聴取（調査票）	40団体
2 上記団体のうち、希望する団体を対象に面談でのヒアリング調査	13団体 実施期間：平成27年10月1日～平成28年2月18日

3 用語解説

※< >内の数字は主な該当ページ

あ

●アクセシビリティに関するJIS規格「JIS X 8341-3:2010」〈36〉

高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにするための指針。

●移動支援事業 〈22、83、87、99、107、109、110〉

障害者総合支援法による地域生活支援事業として市町村が実施する事業。屋外での移動が困難な障がい者等の自立及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣するなどの外出支援を行う事業。

●インクルージョン 〈58〉

障がいのある子どももいない子どもも区別なく、ともに学ぶ機会を作っていくこと。

●WEB119番通報システム 〈113〉

音声（肉声）による緊急の通報ではなく、インターネットに接続できる端末（携帯電話・パソコン等）から越谷市消防本部のWEB119サイトにアクセスして、消防車や救急車の要請ができるシステム。

●NPO 〈39、40、109〉

民間非営利組織、「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことで、平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

●エンパワメント 〈24〉

社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念。

か

●学習障がい（LD:Learning Disabilities）〈63〉

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すもの。

●教育センター 〈62～68〉

地域に根ざした教育を推進し、幼児教育、学校教育、青少年教育等、本市の教育の充実発展に貢献することを狙いとする。主として①調査研究・開発②研修③教育相談④教育情報センター⑤総合的な教育機能・・・という5つの機能を有している。

●グループホーム（共同生活援助）〈79、95、96〉

知的障がい者や精神障がい者などが、地域で概ね4～5人で共同生活をする生活の場（グループホーム）において、主に夜間や休日に利用者の相談や日常生活上の援助を行う。

●健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」〈3、43〉

健康寿命の延伸をめざし、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、市民と地域・団体と行政が一体となって健康づくりを推進するために策定された計画。計画期間平成26年度～35年度。

●高機能自閉症〈63〉

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

●公共サインマニュアル〈106〉

公共施設への案内・誘導サイン（案内図や掲示板等）などの公共サインを統一的なデザインで市内に整備するにあたり、手順や維持管理を実施していくための手引書。

●高次脳機能障がい〈2、4、43、84 など〉

脳の損傷により生じる認知機能の障がい。事故による頭部外傷や脳血管障がいなどの脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知機能に生じる障がい。障がいの程度や症状の出現頻度は経過時間や環境・状況によって差がある。

●越谷市まちの整備に関する条例〈99、103〉

安全で快適な住みよいまちづくりをめざして、平成15年10月から施行されている。従来の開発指導要綱をふまえながら、市・開発者・市民の責務を規定し、相互の信頼をもとに協働のまちづくりを推進する。

●コミュニケーション支援事業〈79、83、85、110、111〉

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の方法を用いて障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介するために手話通訳者等の派遣等を行うことで、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている。

さ

●災害時要援護者避難支援制度〈112、114〉

大規模災害時において、高齢者・障がい者などの要配慮者（災害時要援護者）の方々を地域の皆さんで支援する体制づくりの指針として、平成25年11月から推進している制度。

●埼玉県障害者雇用サポートセンター〈76〉

企業の円滑な障がい者雇用支援を目的に埼玉県が平成19年5月に開設し、企業を個別に訪問して障がい者の方に適した仕事内容や雇用管理の方法などの具体的な提案を行っている。

●埼玉県福祉のまちづくり条例 〈99、103〉

高齢者、障がい者が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進を図るため、施設の出入口・廊下・階段・トイレ・浴室などに段差解消や手すりの設置をはじめとした整備基準を定めるとともに、当該施設の整備に当たっての届出の手続きなどを定めた埼玉県の条例。

●支援籍学習 〈64〉

障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍で、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

●施設入所支援 〈95、97〉

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

●市民後見人 〈119〉

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の代わりに法律行為を行う後見人として、一定の知識・倫理等を身につけた一般市民の中から、家庭裁判所に選任された人

●重症心身障害児施設 〈97〉

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している方が入所して療育や生活指導を受ける施設。

●就労移行支援 〈61、76、77〉

一般就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する。

●就労継続支援 〈61、69、77〉

通常の仕事所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業にはA型とB型があり、A型の事業所では、事業所との雇用契約が結ばれ、労働基準法や最低賃金法が適用される。

●障害者差別解消支援地域協議会 〈118〉

「障害者差別解消法」が平成25年に制定され、平成28年に施行されることに伴い、障がいを理由とする差別を解消するために、障がい者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク、障害者差別解消支援地域協議会の設置が求められている。設置は義務ではないが、各市町村で設置が検討されており、活動範囲や構成員に関しては検討課題になっている。

●障害者就労支援センター 〈26、69、74、76〉

障がい者や事業所を対象に障がい者の就労や雇用に関する相談や職場実習体験・職場開拓な

ど、障がい者の職業的、社会的自立を促進するための総合的支援を行う。

●**障害者就労訓練施設しらこぼと（指定障害福祉サービス事業所しらこぼと）** 〈76～78〉

障がい者の自立及び福祉の増進のため、知的障害者通所授産施設しらこぼと職業センターを指定障害福祉サービス事業所（多機能型：就労移行支援事業、就労継続支援B型）に機能を移設し、在宅障がい者等の生活相談機能や障がい者と地域住民との地域交流機能を併せた施設として平成23年4月から新設した。

●**障害者職業センター** 〈76〉

作業支援、職業準備カリキュラム、精神障がい者自立支援カリキュラムを通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援している。県内では、さいたま市に埼玉障害者職業センターが設置されている。

●**障害者総合支援法** 〈2～4、27、99 など〉

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして平成18年に施行された障害者自立支援法が改定され、新たに障害者総合支援法が平成25年から施行された。これにより新たに障がい者の範囲に難病が追加されたほか、成年後見制度の利用支援などが行われるようになった。

●**障害者地域適応支援事業** 〈26、74、75〉

障がい者が生活している地域社会の公共機関や民間事業所などでの職場参加・実習を通して、多彩な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るとともに、障がい者が地域社会での就労能力や適応能力を高めることを目的とする事業。

●**障害者週間** 〈34～36、117〉

昭和56年12月9日に国連総会で「障害者の権利宣言」が採択されたことを記念して設けられた「障害者の日」が、2004年の障害者基本法改正による障害者週間法定化に伴い「障害者の日」から「障害者週間」へと拡大された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

●**障害者福祉センターこぼと館** 〈94、128〉

障がい者の各種相談に応じるとともに、外出や就労の機会を得られない障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する施設。こぼと館では、障がい者の社会参加や自立促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っている。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っている。

●**ショートステイ** 〈79、89〉

障がい者が介護を行っている人の病気等の理由（私的な理由を含む）により、居宅において介護を受けることができない場合に、一時的に障がい者施設などに短期間入所すること。

●**職員対応要領（障害者差別解消法）** 〈118〉

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第10条に基づき、

地方公共団体の事務又は事業の実施にあたり、障がい者を理由とした差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員が適切に対応するための事項を定めたもの。

●小児慢性特定疾病医療給付 〈5、17〉

小児がんや小児慢性腎炎、小児ぜんそくなどの国が定める疾病において、病気の経過が慢性にわたり治療が長期間となる疾患の患者家庭の医療費負担を軽減するため、自己負担分の医療費の一部を給付するもの。

●ジョブコーチ（職場適応援助者） 〈75〉

職場で障がい者に仕事を教えることを主な役割とする狭義のものと、アセスメントからフォローアップに至る就労支援プロセス全体を担う広義の理解があるが、今日では広義のジョブコーチの重要性が認識されてきている。

●自立訓練 〈22〉

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

●身体障害者相談員 〈83〉

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うことを市長から委嘱された者。

●生活介護 〈22〉

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、施設において、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

●生活サポート事業 〈52、90〉

身体障害者手帳を所持している人、療育手帳を所持している人等を対象とした、市に登録された団体による一時あずかりや派遣による介護・外出援助などのサービス。

●生活の質（QOL） 〈27〉

生活の質はQuality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。

●生活ホーム 〈96〉

家庭環境や住宅事情などで、家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者が、指導員による日常生活援護を受けながら、4～6人程度で共同生活をする居住施設。

●成年後見制度 〈27、115、119〉

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が公的手続きなどの法律行為を行う場合に、一人で行うことが難しい契約の締結や本人にとって不利益な契約を取り消すことによって、本人を保護・支援する制度

●ソーシャルインクルージョン 〈32〉

社会的に弱い立場にある人々を含め全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

●第三者評価システム 〈132、134〉

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく、機関外の第三者によって行われる評価システム。

●多機能トイレ 〈105〉

身体の不自由な方・高齢者・子ども連れの方・けがをしている方などにも利用しやすいように、内部が広く、手すりやベビーシートなどが装備されているトイレ。

●地域活動支援センター 〈69、74、77、79、88〉

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの。

基礎的事業に加え、事業内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定している。

Ⅰ型：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う。

Ⅲ型：地域の障がい者が通所し、生活訓練、作業訓練等必要な支援を受けるための事業を行う。

A型・B型利用者：身体障がいや知的障がいのある方

C型利用者：精神障がいのある方

●地域自立支援協議会 〈22、42、79、83、85〉

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。

●地域生活支援事業 〈27、79、83、84〉

市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある方の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する事業。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業などが必須事業とされている。

●地域福祉 〈39〉

地域住民の互助・共助を中心に、様々な分野において協力・協働できる地域社会をつくる取り組み。

●知的障害者相談員 〈83〉

地域で知的障がいのある方やその保護者の相談に応じ、自立に必要な指導・援助を行うことを市長から委嘱された者。

●注意欠陥多動性障がい（ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder） 〈63〉

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

●デイジー（Digital Accessible Information System）〈36、126〉

Digital Accessible Information Systemの略（DAISY）で、視覚障がい者など、普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。

●特別支援教育 〈63、64〉

障がいのある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

●トライアル雇用 〈76、77〉

事業主と障がい者との間で3か月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障がい者に賃金が支給され、事業主には試行雇用奨励金（月額40,000円）が支給される。

な

●難病 〈2、4、43、54、55、57、86 など〉

難病は、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。難病の一部については、医療費の患者自己負担分が公費で負担される。平成27年7月現在、指定難病は潰瘍性大腸炎・パーキンソン病関連疾患・全身性エリテマトーデス・筋ジストロフィーなど306疾患。この他、橋本病などの県単独指定難病4疾患、スモンなどの特定疾患2疾患。また、小児慢性特定疾病医療給付の対象疾病は、悪性新生物、慢性腎疾患など704疾病。

●ノーマライゼーション 〈2、32〉

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

●ノンステップバス 〈99、107〉

低床バスのうち、床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であるバスで、車いす使用者の他、杖を使用する人・高齢者・子ども・ベビーカー利用者など、様々な人々のスムーズな乗降が可能なバス。

は

●発達障害者支援センター 〈84〉

自閉症などの発達障がいのために社会生活の支援が必要な方と家族を支援するセンター。埼玉県では、発達障害者支援法に基づいて、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」の業務

を「社会福祉法人けやきの郷」に委託している。

●**バリアフリー** 〈22、27、32、36、38、62、99、103～105、107、109、111、112、120、132〉

障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

●**ピアカウンセリング** 〈83〉

障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がいがある方の相談に応じ問題解決を図ること。障がい者から相談を受ける人をピアカウンセラーといい、アメリカの自立生活センターでとられている方式として知られている。

●**FAX119番通報システム** 〈113〉

聴覚などに障がいがあり、電話での緊急通報が困難な方が、FAXで119番通報をして、消防車や救急車の要請ができるシステム。

●**福祉保健オンブズパーソン制度** 〈133〉

福祉・保健サービスの適用に関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図る第三者機関制度

●**補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）** 〈87〉

身体障がい者の生活を支援する犬で、視覚障がい者が安全に街に出かけられるように障害物、信号、段差などを教える盲導犬、聴覚障がい者にドアチャイム、FAX着信音、目覚まし時計などを聞いて知らせる聴導犬、手足が不自由な障がい者の着替えを手伝ったり、ドアを開けたりする介助犬がいる。

●**ホームヘルプサービス** 〈79、88、110〉

障がい者や高齢者などで日常生活を営むのに支障のある家庭に対してホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ、家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。

ま

●**盲ろう者向け通訳・介助員** 〈86、111〉

視覚と聴覚の重複障がい者にコミュニケーションや移動等の支援を行う人。

や

●**ユニバーサルデザイン** 〈27、34〉

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人がいやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきたものづくりの考え方。

●**要約筆記者** 〈85、110、111〉

会議や講演会等で紙等に話の要旨を書くことにより、聴覚障がいや音声言語機能障がいがあ

る方のコミュニケーションを支援する人。

●要配慮者 〈114〉

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者。

ら

●リハビリテーション 〈22、24〉

障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにととどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において全人的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、重要となっている。

●レスパイトサービス 〈79、90〉

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日頃の介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

表紙のイラストについて

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会になるようにという意味を込めて、様々な色と大きさを持つ円を重ね合わせています。

- 第4次越谷市障がい者計画
- 平成28年3月発行
- 発行／越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048 - 964 - 2111 (代表)
FAX 048 - 963 - 9171
- 編集／越谷市 福祉部 障害福祉課

